

令和4年度		工 事 仕 様 書 (三重県企業庁)
事業名	南勢志摩水道用水供給事業	
履行場所	多気郡多気町相可 ほか	
工事名	多気浄水場ほか環境保全業務委託	
工期	契約の日から令和5年3月31日まで	
工事の概要		
除草業務工	1式	
植栽整備業務工	1式	
施設管理業務工	1式	

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
令和4年度多気浄水場ほか環境保全業務委託						
						工事区分
						上水道工事(1)
上水道工事(1)		式		1		
原浄水		式		1		
除草業務工		式		1		
浄水場除草工(外周以外)肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		12,200		
浄水場除草工(外周)肩掛式(飛石防護あり)	除草・集草・積込運搬	m2		47,200		
導水ポンプ所除草工 肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		5,000		
沈砂池除草工 肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		1,000		
侵入者警報遮蔽防止除草工 肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		2,500		

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
							工事名
【シルバー単価】							
令和4年度多気浄水場ほか環境保全業務委託							
						工事区分	上水道工事(1)
植栽整備業務工		式		1			
芝刈(市場単価)		m2		24,700			
寄植せん定(市場単価)	中低木せん定	m2		1,700			
中低木せん定(市場単価)	球形 樹高100cm未満	本		91			
中低木せん定(市場単価)	円筒形 樹高100cm以上200cm未満	本		33			
中低木せん定(市場単価)	円筒形 樹高200cm以上300cm未満	本		31			
高木せん定(市場単価)	幹周60cm未満 冬季せん定	本		34			
高木せん定(市場単価)	幹周60cm以上120cm未満 冬季せん定	本		10			

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
令和4年度多気浄水場ほか環境保全業務委託						
						上水道工事(1)
伐根除草(市場単価)	植込み地	m2		2,000		
施設管理業務工		式		1		
取水施設除塵業務		回		129		
施設清掃工	屋内のみ	回		4		
施設清掃工	浄水場内・ポンプ所(屋外のみ)	回		26		
施設清掃工	計装室(屋外のみ)	回		4		
配水		式		1		
除草業務工		式		1		

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
							工事名
令和4年度多気浄水場ほか環境保全業務委託							
						工事区分	上水道工事(1)
多気調整池除草工 肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		4,000			
明和分水管路敷除草工 肩掛式(飛石防護あり)	除草・集草・積込運搬	m2		3,300			
長谷調整池除草工 肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		9			
勢和加圧ポンプ所除草工 肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		300			
櫛田川水管橋除草工 肩掛式	除草・集草・積込運搬	m2		1,400			
施設管理業務工		式		1			
施設清掃工	浄水場内・ポンプ所(屋外のみ)	回		16			
施設清掃工	計装室(屋外のみ)	回		80			

工事数量総括表

		工事名	【シルバー単価】 令和4年度多気浄水場ほか環境保全業務委託	当初	事業区分	水道工事	
					工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
直接工事費			式		1		
共通仮設費			式		1		
共通仮設費（率計上）			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		

工事数量総括表

		工事名	当初	事業区分	水道工事	
		【シルバー単価】 令和4年度多気浄水場ほか環境保全業務委託		工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

多 気 浄 水 場 ほ か 環 境 保 全 業 務
共 通 仕 様 書

第1条 適用

- 1 この多気浄水場ほか環境保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、三重県企業庁が発注する多気浄水場ほか環境保全業務委託の業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書（別冊の図面、仕様書）の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 受注者は、「三重県企業庁会計規程」を遵守しなければならない。
また「三重県企業庁建設工事検査規程」について、これを準用するものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、三重県企業庁長をいう。
- 2 「受注者」とは、委託業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第10条第1項に規定する者をいう。
- 4 「検査員」とは、契約書第32条の規定に基づき、業務の検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 5 「業務責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「業務従事者」とは、契約の履行に関し、業務責任者の指揮監督のもと業務に従事する者をいう。
- 7 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該委託業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、「三重県企業庁会計規程」第167条の規定に基づいて作成された書類をいう。
- 10 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 12 「共通仕様書」とは、各委託業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該委託業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 14 「現場説明書」とは、委託業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該委託業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 15 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答

する書面をいう。

- 16 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 17 「指示」とは、監督員が受注者に対し、委託業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 18 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。
- 19 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、委託業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 「報告」とは、受注者が監督員に対し、委託業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- 22 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た委託業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 26 「提出」とは、受注者が監督員に対し、委託業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27 「受理」とは、契約図書に基づき受注者、監督員が相互に提出された書面を受取り、内容を把握することをいう。
- 28 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 29 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 30 「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 31 「確認」とは契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 32 「段階確認」とは、設計図書に示された段階、監督員の指示した実施途中の段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 33 「完成検査」とは、検査員が契約書第32条に基づいて業務の完了の確認を行うことをいう。
- 34 「出来高検査」とは、検査員が契約書第38条に基づいて業務の出来高の確認を行うことをいう。

- 35 「中間検査」とは、検査員が契約書及び設計図書に基づいて業務の中間の確認を行うものをいい、請負代金の支払いを伴わないものをいう。
- 36 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が委託業務の完了、出来高、中間を確認することをいう。
- 37 「打合せ」とは、委託業務等を適正かつ円滑に実施するために業務責任者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 38 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の責に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき補足、手直しその他の措置をいう。
- 39 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 40 「同等以上の品質」とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質、若しくは、監督員の承諾した品質をいう。
- 41 「所定の様式」とは、仕様書で指定する様式、又は仕様書に指定がない場合には、三重県公共工事共通仕様書に準じる様式、若しくは、監督員の承諾した様式をいう。

第3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に委託業務に着手し、発注者に届出なければならない。この場合において、着手とは業務責任者が委託業務等の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

第4条 設計図書の貸与及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加貸与するものとする。

第5条 監督員

- 1 発注者は、委託業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。

4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員はその指示等を行った後、書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第6条 業務責任者

- 1 受注者は、業務における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。なお、業務責任者を変更する場合も同様に通知するものとする。
- 2 業務責任者は、契約図書に基づき、業務の統轄管理を行うものとする。
- 3 業務責任者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。
 - (1) 学校教育法に定める高等学校又はこれと同等以上の学校において電気、電子、機械、化学等の学科を卒業した者であって、水道施設全般に関する知識を有する者。
 - (2) 日常生活に支障のない視力、聴力、運動機能及び日本語会話能力を有する者。
- 4 受注者又は業務責任者は、業務が適正に遂行されるよう業務従事者に指導及び教育を行うとともに管理及び監督しなければならない。
- 5 業務責任者に委任できる権限は契約書第11条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が業務責任者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、業務責任者は受注者の一切の権限（契約書第11条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び監督員は業務責任者に対して指示等の意思表示を行えば足りるものとする。

第7条 業務従事者

- 1 受注者は、業務に際して、常に業務の目的、施設の機能を把握し、業務を適切に実施するため法令等に基づく必要な資格を持った責任者を配置し、責任を持てる組織体制で業務を実施するものとする。
- 2 受注者は、業務における業務従事者を定め、業務従事者の氏名、年齢、職務分担及び資格を一覧表にし、発注者に通知するものとする。なお、業務従事者を変更する場合も同様に通知するものとする。
- 3 業務従事者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。
 - (1) 各業務特記仕様書に能力、資格要件等、特段の定めがある場合は、それを有する者。
 - (2) 日常生活に支障のない視力、聴力、運動機能及び日本語会話能力を有する者。

第8条 工程表の提出

- 1 請負者は、契約書第5条に規定する工程表を作成し、監督員に提出するものとする。

第9条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者は、提出書類を設計図書に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。
なお、業務を実施する上で必要となる書類であって、定めのないものは、監督員の指示によるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、提出すべき主な書類は次のものとする。
 - (1) 業務計画書
 - (2) 材料確認書（材料検査願）
 - (3) 段階確認書
 - (4) 業務打合簿（指示・承諾・協議・提出・報告簿）
 - (5) 業務履行状況報告書
 - (6) 業務写真
 - (7) 業務日報
 - (8) 各業務特記仕様書に定める書類

第10条 打合せ等

- 1 委託業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 2 委託業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面に記録し相互に確認するものとする。
- 3 業務責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

第11条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理
 - (5) 主要機械
 - (6) 主要資材

- (7) 業務実施方法（主要機械、仮設備計画等を含む）
- (8) 実施管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進
- (14) その他

- 3 業務計画書の内容は、前記(1)から(14)項のうち、監督員の承諾のうえ、不要と判断される項目については省略できるものとする。
- 4 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 5 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な実施計画に係る資料を提出しなければならない。

第12条 関係官公庁等への手続き等

- 1 受注者は、委託業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁、関係団体等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、委託業務等を実施するため、関係官公庁、関係団体等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁、関係団体等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第13条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、委託業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、必要に応じて監督員に確認のうえ丁寧に対応し、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

第14条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う委託業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち委託業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、委託業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。

第15条 受注者相互の協力

- 1 受注者は、隣接する別途発注の業務、又は関連する業務の受注者と相互に協力し、円滑に業務を実施しなければならない。

第16条 建設副産物

- 1 受注者は、建設副産物が搬出される業務にあつては、産業廃棄物は法令に基づき、廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理しなければならない。

第17条 監督員による確認（段階確認を含む）及び立会等

- 1 受注者は、設計図書に従って、業務の実施について監督員の立会にあたっては、あらかじめ所定の様式により、監督員に提出しなければならない。
- 2 監督員は、業務が契約図書どおり行なわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、業務現場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督員による確認（段階確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備するものとする。
- 4 監督員による確認（段階確認を含む）及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。
- 5 段階確認は、特記仕様書に示された実施段階又は、監督員が指示した実施段階において段階確認を受けなければならない。
- 6 受注者は、業務計画書提出時に段階確認に係わる報告（種別、細別、実施予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について

通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

- 7 段階確認は、受注者が臨場するものとする。
- 8 受注者は、監督員に完成時不可視になる業務実施箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 9 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は業務実施管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示しなければならない。

第18条 数量の算出及び完成図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するため必要な計測を実施しなければならない。
- 2 受注者は、監督員からの指示があった場合は、計測の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の計測を補完する必要がある場合、計測図を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、計測図とは、計測結果を表した図面とする。

第19条 使用機械

- 1 受注者は、当該業務に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により排出ガス対策型建設機械を使用する場合、排出ガス対策型建設機械指定要領（建設大臣官房技術審議官通達平成3年10月8日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、当該業務の施工において排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、業務責任者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

第20条 跡片付け

1 受注者は、業務の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び業務にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って在置し、検査終了後撤去するものとする。

2 受注者は、業務の実施上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。

第21条 関連諸法規及び条例の遵守

1 受注者は、委託業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第22条 完成検査

1 受注者は、契約書第32条に規定する検査を受けようとする際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、業務委託完成報告書を監督員に提出しなければならない。

2 発注者は、委託業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び業務責任者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 委託業務等管理状況の検査

(2) 委託業務等の状況について、書類、記録及び写真等による検査

(3) 書類様式等その他について、三重県企業庁建設工事検査規程を準用

4 受注者は、業務が前3項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

第23条 出来高検査

1 受注者は、契約書第38条に規定する検査を受けようとする際には、契約図書により義務付けられた資料のうち、検査の対象となる日までの資料の整備がすべて完了し、出来高部分検査要求書を監督員に提出しなければならない。

2 発注者は、委託業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

- 3 検査員は、監督員及び業務責任者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 委託業務等管理状況の検査
 - (2) 委託業務等の状況について、書類、記録及び写真等による検査
 - (3) 書類様式等その他について、三重県企業庁建設工事検査規程を準用
- 4 受注者は、業務が前3項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

第24条 中間検査

- 1 受注者は、契約書及び設計図書に基づいて検査を受けようとする際には、契約図書により義務付けられた資料のうち、検査の対象となる日までの資料の整備がすべて完了し、中間検査要求書を監督員に提出しなければならない。
- 2 発注者は、委託業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び業務責任者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 委託業務等管理状況の検査
 - (2) 委託業務等の状況について、書類、記録及び写真等による検査
 - (3) 書類様式等その他について、三重県企業庁建設工事検査規程を準用
- 4 受注者は、業務が前3項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

第25条 修補

- 1 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、委託業務補正命令書により期限を定めて修補を指示すものとする。
- 2 受注者は、前項の修補の指示を受けた場合には、その命令する期間内に修補を完了しなければならない。なお、修補が完了した場合には、委託業務補正完了報告書を提出し、再検査を受けなければならない。
- 3 前項による検査は、第22条、第23条及び前条によるものとする。

第26条 条件変更等

- 1 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条、第20条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は業務打合簿によるものとする。

第27条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、委託業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、委託業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 契約書第19条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 委託業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第28条 履行期間

- 1 履行期間は契約の日から令和5年3月31日までとする。なお、業務開始は契約の日から2週間以内に行うこととする。

第29条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して委託業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 契約書第23条の規定に基づく発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第30条 一時中止

- 1 次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間に委託業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の委託業務等の進捗が遅れたため、委託業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により委託業務等の続行が不相当又は不可能となった場合

- (4) 天災等により委託業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、業務従事者並びに監督員の安全確保のため必要があると認められた場合
 - (6) 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、委託業務等の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は委託業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第31条 部分使用等

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、導水施設、浄水施設、送水施設等のうち、業務を実施した部分を使用することができるものとする。
- (1) 浄水処理等、発注者が各施設を使用する必要がある場合
 - (2) 別途委託業務等の用に供する必要がある場合
 - (3) その他特に必要と認められた場合
- 2 発注者は、前項の規定により施設を使用する場合、当該施設において業務が完了していることを、監督員または甲の職員臨場のもと、確認しなければならない。
- ただし、監督員または甲の職員が臨場できない場合は、写真等による机上確認とすることができる。この場合、受注者は机上確認に必要な写真等の資料を用意しなければならない。

第32条 業務管理

- 1 受注者は、業務計画書に示される作業手順に従って施工し、業務管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、契約図書に適合するよう業務を実施するために、業務管理体制を確立しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定めるところにより業務管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員に提出しなければならない。
- なお、施工管理基準が定められていないものについては、監督員に協議を行うものとする。
- 4 受注者は、業務中に、当該設備に障害等を発見又は発生させたときは、ただちに監督員に発生原因及び経過等の内容について報告し、監督員の指示を受けるとともに次の処置を行わなければならないものとする。
- (1) 受注者の過失により、発注者の構造物及び機器等に損傷等を与えた場合は、受注者の負担で監督員の指示に従い、修理又は取替えを行うものとする。
 - (2) 本業務に関わる機器等に障害等を発見したときは、その状況、補修・修繕の必要性の有

無等を監督員に報告するものとする。

- (3) 本業務に関わりのない機器等に障害等を発見したときは、監督員の指示を仰ぐものとする。
- 5 受注者は、既設構造物を汚損又はこれらに損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生を行うものとする。
- 6 受注者及び業務責任者は、常に監督員と連絡のとれる体制を心掛けるものとする。
- 7 受注者は、業務に際して、第三者からの通報・連絡等があった場合は、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

第33条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し翌月の7日までに、監督員に提出しなければならない。なお、特記仕様書に特別の定めがある場合には、この限りではない。

ただし、前項の提出期日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日及び土曜日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日とする。

第34条 再委託

- 1 契約書第8条に規定する一括再委託等の禁止とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 主たる業務の再委託
 - (2) 廃棄物の処理と清掃に関する法律で禁止されている再委託
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、委託業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し委託業務等の実施について適切な指導、管理のもとに委託業務等を実施しなければならない。

なお、三重県の入札参加資格者のうち、指名停止期間中である者を協力者に選任してはならない。

第35条 発注者の賠償責任

- 1 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者及び受水者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第36条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第29条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者及び受水者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第45条の2に規定するかし責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第37条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第38条 安全等の確保

- 1 受注者は、業務責任者、及び業務従事者の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、委託業務等に際しては、委託業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、委託業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 4 受注者は、委託業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう業務責任者、及び業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 5 受注者は、委託業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 6 受注者は、委託業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 委託業務等に伴い伐採した立木、草等を野焼してはならない。
また、伐採した立木、草等は関係法令に基づき適正に処理するものとする。
 - (2) 受注者は、業務従事者等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、委託業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 9 災害発生時においては、第三者及び業務従事者等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 10 受注者は、委託業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 11 受注者は、運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。
- なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。
- 12 受注者は、土砂、資材及び機械などの輸送を伴う業務については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 13 ポンプその他作業機器は使用に際して、始業点検を実施し、安全を確認したうえで使用するものとする。
- 14 高所作業、深所作業、酸素欠乏危険箇所、可燃ガス、高・低圧充電部等に近接して業務を行う場合には、あらかじめ保安上の必要な処置、緊急時の応急処置等について、常に注意を払うとともに、必ず安全具、保護具を使用して作業を行うものとする。
- 15 受注者は、業務を実施するに当たり、公衆に供する道路を使用するときは作業に従事する者の安全を確保するため、また第三者に損害を与えないようにするため、交通安全には格段に配慮しなければならない。
- 16 受注者は、前各項にかかる交通安全対策において配置する交通誘導員のうち1人は有資格者（公安委員会の検定資格）としなければならない。
- なお、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とできる。
- なお、受注者は交通誘導員を定めたときは、公安委員会の検定資格の写し、経歴書等を監督員に提出しなければならない。
- 17 受注者は、業務施工中における業務従事者の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等、安全施設を設けなければならない。
- 18 受注者は、業務中における業務従事者の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、業務計画書に具体的時間を記載しなければならない。

また、作業開始前に業務従事者に対し安全に関する指導を行わなければならない。

なお、上記の休憩時間については、実施記録を作成し、監督員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。

19 受注者は次に示す項目の具体的な安全訓練の計画を作成しなければならない。

(1) 業務期間中の月別安全・訓練等実施全体計画

(2) 全体計画には、次の項目の活動内容について具体的に記述する。

- 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
- 2) 資材搬入者等一時入場者への業務現場内誘導方法
- 3) 現場内の業務内容及び工程の業務従事者等への周知方法
- 4) KY及び新規入場者教育の方法
- 5) 場内整理整頓の実施

第39条 通報等

1 業務責任者は、常に監督員と連絡のとれる態勢を心掛けなければならない。

2 受注者、又は業務責任者は、業務実施に関する第三者からの通報・連絡等があった場合は、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

第40条 安全衛生管理

1 受注者は、稼働中である上水道の取水所、浄水場、ポンプ所等において業務に従事する者は、特記仕様書に基づき健康診断により病原体がし尿に排せつされる伝染病の患者又は病原体の保有者でないことを証明する証明書を作業開始前に監督員に提出しなければならない。

なお、証明書の有効期間は6ヶ月とする。

2 受注者は、本業務の実施にあたり、水道用水を供給する施設であることの認識を持ち、衛生的見地から十分注意を払うとともに、水質を汚染(濁)し、又は汚染(濁)する恐れのある行為をしてはならない。

3 受注者は、業務履行にあたっては、事故のないよう安全衛生管理に努めるとともに第三者に危害を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

4 受注者は、危険な現場作業を行う場合は関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。

5 受注者は、常に作業環境の整備を行うものとし、特に作業現場内及び公衆と隣接する場所での作業については、周囲に不快感を与えないよう整理整頓し清潔に保たなければならない。

6 受注者は、業務に関係のない施設(機器)について、操作又は作業を行ってはならない。

7 受注者並びに業務責任者は常に業務従事者に対しての作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等の指揮監督を行うものとする。

第41条 事故報告書

- 1 受注者は業務の実施中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により業務事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

第42条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 第1項により警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- 3 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 4 受注者が第2項の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

第43条 疑義

この共通仕様書に定めない事項については、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

多 気 浄 水 場 ほ か 環 境 保 全 業 務

特 記 仕 様 書

第1編 一般事項
第2編 業務内容

第1編 一般事項

第1章 総 則

1-1-1 適用

1. 本特記仕様書は、三重県企業庁（以下「甲」という。）の発注する多気浄水場ほか環境保全業務に適用する。
2. 受注者（以下「乙」という。）は、設計図書・業務委託契約書・三重県企業庁会計規程を遵守し、業務を遂行するものとする。

1-1-2 目的

1. 本業務は、南勢水道事務所管内施設の植栽整備、除草、除塵及び清掃等を実施することにより、施設の環境保全を図るものとする。

第2章 業務一般

1-2-1 現場体制

1. 乙は、業務に際して、業務計画書を遵守し業務を誠実に実施するものとする。
2. 業務責任者は、業務遂行時に監督員と常に連絡が取れるようにするものとする。
3. 乙は、監督員への報告時に監督員が不在の場合は、同課職員に報告することで、監督員に報告したものとみなすこととする。
4. 乙は、休日又は夜間に業務を行わなければならない場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

1-2-2 工程管理

1. 提出した業務計画書に基づき、乙が業務を計画している場合であっても、配水運用上又は甲の事情等により、やむをえず業務工程を変更指示することがある。
なお、乙はこれに対して異議の申し立て又は損害の請求をすることが出来ないものとする。
2. 乙は、業務を実施しようとするときは、その日の予定を事前報告として、その日の進捗状況を事後報告として監督員及び中央操作室操作員に報告しなければならない。

1-2-3 提出図書

1. 乙は、業務計画書を次の各号及び監督員との協議に基づき作成するものとする。提出書類は原則としてA4版とする。

(1) 業務計画書

(ア) 乙は、業務着手に先立ち現地調査を実施し、業務施工上の問題点等について監督員と十分協議を行い、下記の事項を加味した業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(A) 年間業務実施計画表

(B) 連絡体制

(C) その他必要なもの

(イ) 監督員が項目、内容その他について補足説明を求めた場合には、追記した業務計画書を提出しなければならない。

(ウ) 乙は、業務計画書の内容を変更する場合は、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

なお、記載内容に変更のない部分については、省略することができるものとする。

2. 乙は、第2編 業務内容に定めた報告書及び写真を提出しなければならない。

第3章 確認（段階確認を含む）及び立会等

1-3-1 監督員若しくは甲の職員による確認（段階確認を含む）及び立会等

1. 乙は、仕様書に従って、監督員若しくは甲の職員による確認（段階確認を含む）及び立会を受ける場合は、事前に段階確認書を監督員に提出しなければならない。

2. 乙は、監督員若しくは甲の職員による確認（段階確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備するものとする。

第4章 その他

1-4-1 契約変更

1. 次に掲げる事柄が生じた場合は、業務委託契約の変更をすることができるものとする。

(1) 仕様書に記載する業務実施の回数が増減した場合。

- (2)仕様書に記載する業務実施の数量が増減した場合。
- (3)履行期間を変更した場合。
- (4)甲が維持管理上必要、又は不必要と認めた事項が発生した場合。

1-4-2 設計図書等の閲覧

1. 乙は、本業務の範囲に関わり甲が所有する設計図書、配管図及びその他関係資料を閲覧することができるものとする。
なお、閲覧図書は本業務以外に使用してはならない。
2. 乙は、前項の資料を借用することができるものとし、必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。
3. 乙は、借用した資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、乙の負担と責任において修復するものとする。

1-4-3 その他

1. 設計図書等に記載のない事項であっても機器の保全上当然必要と認められる軽微な事項については、乙の負担においてこれを実施しなければならない。
2. 本特記仕様書は一般的な事項について記載したものであり、業務の種別により一部該当しないものは、監督員と協議するものとする。
3. 履行期間内において甲の組織体制等に変更が生じた場合は、監督員の指示に従って新組織体制への対応を行うものとする。
4. 本特記仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、入札前にこれを確認するものとし、契約締結後についてはすべて甲の解釈に従うものとする。

第2編 業務内容

第1章 業務内容

2-1-1 植栽整備業務の内容

1. 本業務は、多気浄水場、沈砂池の樹木剪定、機械による芝の刈り込み等を行うものである。なお、各所の業務範囲及び業務回数は、設計図書等に示すとおりとする。
2. 多気浄水場内の芝刈工の実施回数は3回刈りとし、実施時期の目安として、1回目は5・6月頃、2回目は7・8月頃、3回目は9・10月頃に行うものとする。詳細については監督員と協議することとする。
3. 本業務により発生した剪定枝葉等の集積箇所は監督員の指示によるものとする。

2-1-2 除草業務の内容

1. 本業務は、多気浄水場、沈砂池、導水ポンプ所、多気調整池、長谷調整池、勢和加圧ポンプ所、及び明和分水送水管路の雑草を肩掛け式草刈り機により除草するものである。なお、各施設の除草範囲及び除草回数は、設計図書等に示すとおりとする。なお、明和分水送水管路の作業実施期間は地元要望に沿うため甲の指示に従い除草作業を行うこと。
2. 除草については、地上高5cm以内に刈り取るものとする。
3. 除草に先立ち、プラスチック類、缶及びビン類を除去するものとする。
4. 除草は、刈り残しがないよう丁寧に行い、刈り取った草は片づけ残しのないように速やかに集積するものとする。なお、刈り取った草の処分は、監督員の指示によるものとする。

2-1-3 取水施設除塵業務の内容

1. 本業務は、取水口及び沈砂池スクリーン部の除塵作業、浮遊物の除去及び塵芥の処分を行うものである。
2. 除去した塵芥等の処分は、監督員の指示によるものとする。
3. 河川洪水時等に流木や土砂が流着した場合には、監督員に報告するものとし、この除去及び処分は本業務の対象外とする。
4. 本業務は、週2回行うものとし、原則、火曜日及び金曜日に行うこととする。火曜日及び金曜日が官公庁の休日の場合は翌日に行うこととする。官公庁の休日又はやむを得ず他の曜日に変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

2-1-4 施設管理業務の内容

1. 本業務は、南勢水道管内の屋外施設(資材倉庫のみ屋内清掃)を人力清掃するものである。
2. 本業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1)多気浄水場内(沈澱池、急速ろ過池、ろ過池水位制御装置、送水ポンプ棟、送泥ポンプ棟、資材倉庫)、取水制御室、導水ポンプ所、伊勢送水ポンプ所、志摩送水ポンプ所、勢和加圧ポンプ所、丹生加圧ポンプ所、各調整池・減圧弁室及び各分水の屋外(調整池4箇所、減圧弁室1箇所、分水15箇所)
3. 各施設管理業務の回数は、設計図書等に示すとおりとする。

2-1-5 報告書等

1. 乙は、以下の業務記録を作成し、監督員に提出するものとする。
 - (1)当日の業務前には、業務予定内容を監督員に口頭で報告するものとする。また、当日の業務完了後には、業務の進捗状況を監督員に口頭で報告するものとする。
 - (2)業務日報については各業務毎に作成するものとして、次のとおりとする。
 - ・取水施設除塵業務日報
 - ・植栽整備業務日報
 - ・除草業務日報
 - ・施設清掃業務日報
 - (3)業務報告書については、次の記録を取りまとめるものとし、監督員に提出するものとする。
 - ・各業務日報
 - ・業務写真
 - ・段階確認書
 - ・業務打ち合わせ簿
 - ・その他出来形の確認に必要な書類
 - (4)乙は、業務報告書を随時取りまとめておき、監督員から指示があった場合速やかに提出できるようにしておくものとする。

2-1-6 出来形管理及び業務写真

1. 各業務の出来形管理については、事前に監督員と協議を行い、その指示に従うものとする。ただし、取水施設除塵業務及び施設清掃業務については、施工管理を写真によるものとし、原則として業務実施前、業務実施中、業務完了時には写真撮影を行い管理するものとする。
2. 写真撮影は、原則として別表1のとおりとする。

第2章 確認（段階確認を含む）及び立会等

2-2-1 段階確認

1. 乙は、除草業務及び植栽整備業務には、監督員若しくは甲の職員による確認（段階確認を含む）及び立会を受けなければならないものとする。この場合、事前に段階確認書を監督員に提出しなければならない。

第3章 植栽整備・除草完了時の検査等

2-3-1 植栽整備・除草完了時の中間検査

1. 乙は、植栽整備・除草業務のうち、年2回以上実施する業務については、1回毎の業務完了時には、共通仕様書第24条に基づき、甲の任命する検査員による中間検査を受けなければならない。この場合の検査基準は、別表2によるものとする。

第4章 その他

2-4-1 業務当たりの注意事項

1. 多気浄水場の周辺フェンス内側には、侵入者監視用の警報装置が設置されているため、植栽整備業務及び除草業務の実施に際しては、これを損傷させないように注意すること。また、侵入者監視用警報装置の機能が発揮されるよう遮蔽防止等に注意し業務を行うようにすること。
2. 使用機材については、県内産品の優先使用に努めること。

2-4-2 健康診断

1. 乙は、現場作業に先立ち水道法第21条第1項の規定に基づき、浄水場内において作業を行う者に次の項目の健康診断（検便）を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。なお、証明書の有効期限は6カ月とする。

検便の項目：赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌

別表 1

工 種	写真管理項目			摘 要
	撮影項目	撮影頻度	提出頻度	
植栽整備業務	業務開始前 業務施工中 業務完了後	監督員と協議のうえ 決定する。各工種ご と各施行箇所1枚を 目安とする。	監督員の指 示により適 宜。 業務完了後	
除草業務	業務開始前 業務施工中 業務完了後	各施行箇所1枚以上（ 刈取り1回毎）	監督員の指 示により適 宜。 業務完了後	ただし、施工 箇所が離れて おり同左の面 積がない場合 には監督員と 協議うえ決定 する。
取水施設除塵業務	業務開始前 業務施工中 業務完了後	業務20回に1回以 上	監督員の指 示により適 宜。 業務完了後	
施設清掃業務	業務開始前 業務施工中 業務完了後	各施設清掃につき 1回	監督員の指 示により適 宜。 業務完了後	

別表 2

(植栽整備の基準)

検査時の基準等	検査項目	検査の基準
	剪定状況	業務中の施工状況写真による確認
	剪定本数	業務後の施工状況写真による確認 または、設計図書の図面にに基づき 抜き取り検査で剪定本数を目視により確認

(除草の基準)

検査時の基準等	検査項目	検査の基準
	刈り取り状況	業務中の施工状況写真による確認
	刈り取り区域	業務後の施工状況写真による確認 または、設計図書の図面にに基づき刈り取り範囲を目視により確認、検査員の判断により設計図面の距離を現地測定

(取水施設除塵業務及び施設清掃業務の基準)

検査時の基準等	検査項目	検査の基準
	業務実施状況	業務中の施工状況写真による確認
	業務実施回数	業務日報による確認

図 面 目 録 (数 量 根 拠)

図 番	図 名
1	位 置 図
A - 1 - 1	浄水場除草工平面図
A - 1 - 2	浄水場除草工展開図 (場内フェンス内側 1/2)
A - 1 - 3	〃 (場内フェンス内側 2/2)
A - 1 - 3'	〃 (天日乾燥池北)
A - 1 - 4	〃 (雨水調整池廻り・浄水法面)
A - 1 - 5	〃 (中次亜棟廻り・濃縮槽廻り)
A - 1 - 6	〃 (外周 1/6) ⑤
A - 1 - 7	〃 (外周 2/6) ⑥
A - 1 - 8	〃 (外周 3/6) ⑦
A - 1 - 9	〃 (外周 4/6) ⑧
A - 1 - 10	〃 (外周 5/6) ⑨
A - 1 - 11	〃 (外周 6/6) ⑩
A - 1 - 12	〃 (浄水場北側外周道路)
A - 1 - 13	〃 (浄水場北側外周道路 境界杭K108~K88付近)
A - 1 - 14	〃 (浄水場北側外周道路 境界杭K67~K61 境界杭K36~町道交差点、境界杭K35~町道交差点)
A - 1 - 15	〃 (浄水場北側外周道路 境界杭K53付近~K36)
A - 1 - 16	〃 (浄水場北側外周道路 境界杭K35~K22付近)
A - 1 - 17	〃 (浄水場北側外周道路 数量計算)
A - 1 - 18	浄水場外周道路除草工平面図 (浄水場北側外周道路 平面図)
A - 2 - 1	導水ポンプ所除草工全体平面図
A - 2 - 2	〃 展開図
A - 3 - 1	沈砂池除草工全体平面図
A - 3 - 2	〃 展開図
A - 4 - 1	多気調整池除草工 ①
A - 4 - 2	〃 ②
A - 4 - 3	〃 ③
A - 5 - 1	明和分水除草工 ①
A - 5 - 2	〃 ②
A - 6	長谷調整池除草工平面図
A - 7	勢和加圧ポンプ所除草工平面図
A - 8	櫛田川水管橋除草工平面図
B - 1 - 1	浄水場植栽整備工全体平面図
B - 1 - 2	芝刈工展開図 (管理本館廻り)
B - 1 - 3	〃 (着水井廻り)
B - 1 - 4	〃 (沈澱池廻り 1/2)
B - 1 - 5	〃 (沈澱池廻り 2/2)
B - 1 - 6	〃 (急速ろ過池廻り)
B - 1 - 7	〃 (汚泥処理廻り)
B - 1 - 8	〃 (排水池廻り)
B - 1 - 9	〃 (排泥池廻り)
B - 1 - 10	〃 (送泥ポンプ棟廻り)
B - 1 - 12	〃 (送水ポンプ棟廻り)
B - 2 - 1	植栽工配置図 (管理本館・南門廻り)
B - 2 - 2	〃 (着水井廻り)
B - 2 - 5	〃 (沈澱池廻り)
B - 2 - 6	〃 (急速ろ過池廻り)
B - 2 - 7	〃 (汚泥処理廻り)
B - 2 - 8	〃 (送水ポンプ棟廻り)
B - 2 - 9	〃 (雨水調整池廻り)
B - 2 - 10	〃 (天日乾燥床北)
B - 2 - 11	〃 (東門廻り)
B - 2 - 12	〃 (外周 1/5)
B - 2 - 13	〃 (外周 2/5)
B - 2 - 14	〃 (外周 3/5)
B - 2 - 15	〃 (外周 4/5)
B - 2 - 16	〃 (外周 5/5)
B - 3	沈砂池 植栽整備工全体平面図
B - 4	侵入警報装置警戒区域図

除草工、芝刈工展開図及び植栽工配置図

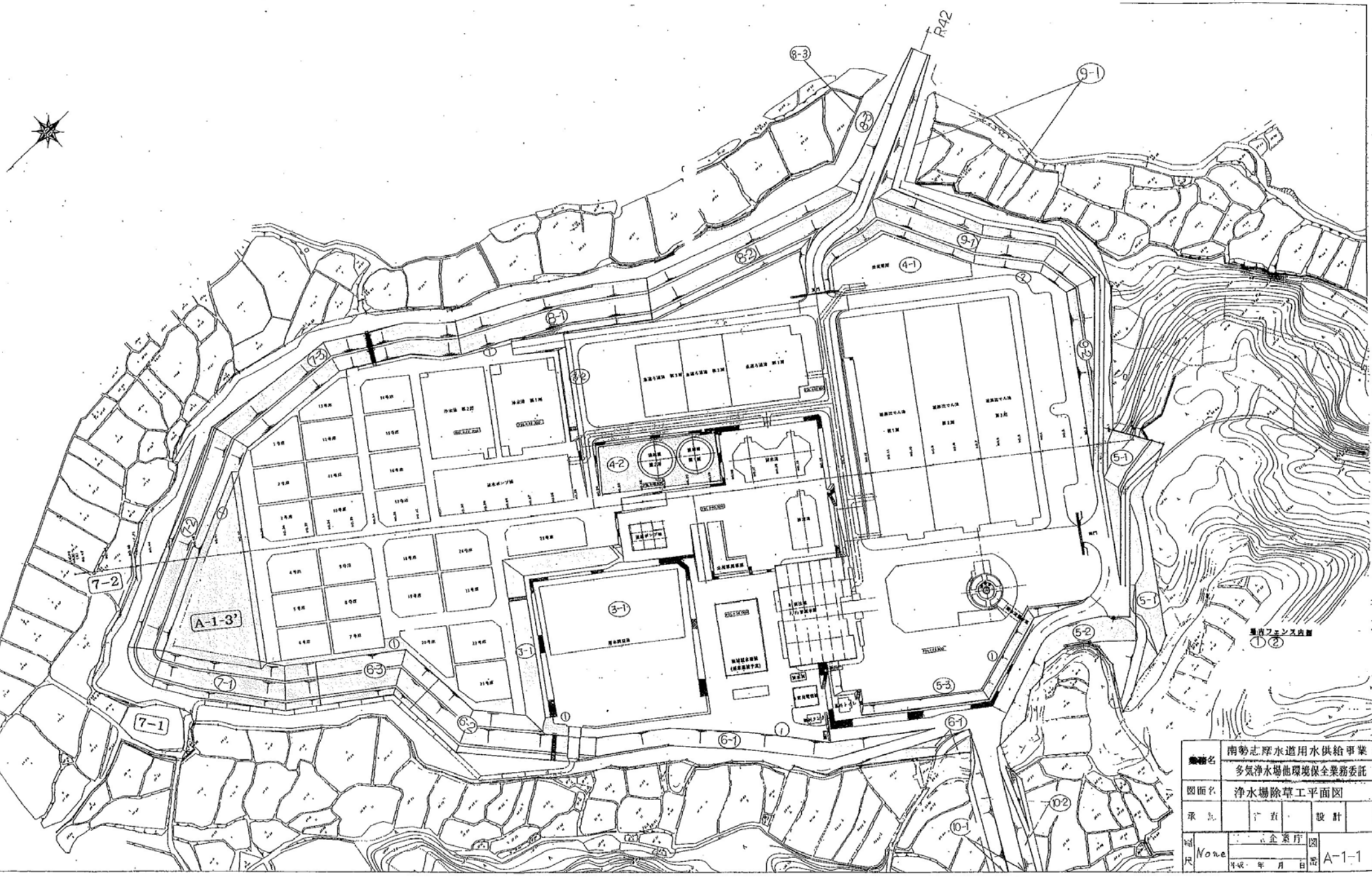
南勢志摩水道用水供給事業 一般平面図

伊勢湾



○ 業務委託箇所

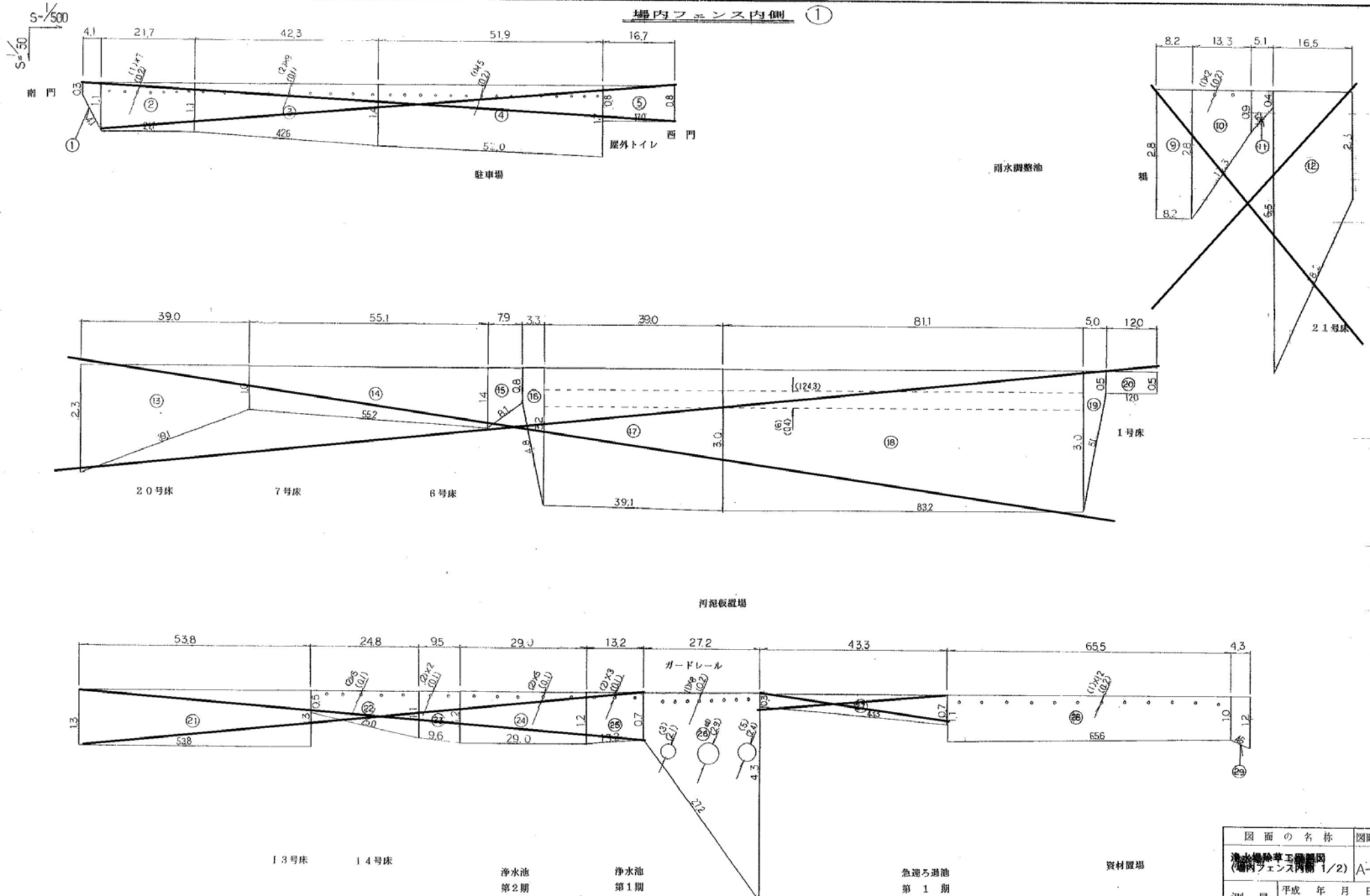
工事名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
図面名称			
年月日			
縮尺	1:none	図面番号	1
事務所名	三重県企業庁 南勢水道事務所		



業務名	南勢志摩水道用水供給事業 多気浄水場他環境保全業務委託		
図面名	浄水場除草工平面図		
承取	計画	設計	
幅尺	None	企業庁	図 A-1-1
	平成	年	月

天啓池

場内フェンス内側 ①



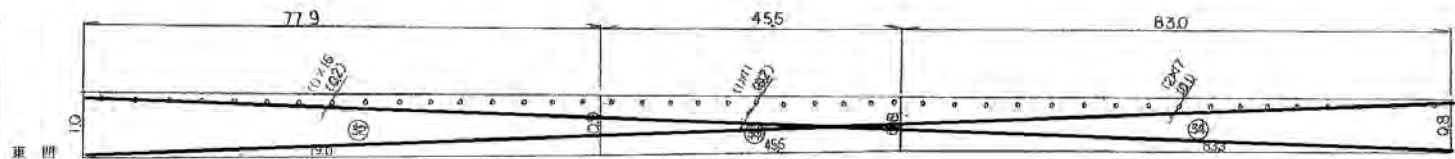
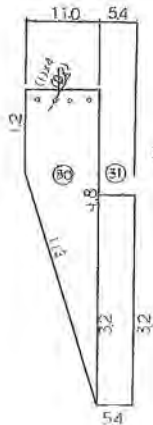
図面の名称	図面番号
排水処理工務部 (場内フェンス内側 1/2)	A-1-2
測量	平成 年 月 日 終了
設計	
製図	原図
	複写
三重県企業庁	

() 内数値は控除地

掘削フェンス内側

②

S=1/500



南門

受変電所

凝縮沈降池
第 4 期

() 内殺値は踏除地

掘内フェンス内側

算式 (B1+B2) × 1/2 × L = A(m²)

場所	番号	B1	B2	L	A(面積m ²)
南門西側	2	0.30	1.10	4.10	2.87
"	3	1.10	1.10	21.70	23.87
"	4	1.10	1.90	42.30	52.87
"	5	1.40	1.70	51.30	80.44
トレ西側	6	0.80	0.80	16.70	13.36
西門前	7				
調整池西	8				
"	9	2.80	2.80	8.20	22.96
"	10	2.80	0.90	13.30	24.60
21号床西	11	0.90	0.40	5.10	3.31
"	12	0.50	2.30	16.50	72.60
20号床西	13	2.30	1.00	39.00	64.35
7号床西	14	1.00	1.40	55.10	66.12
"	15	1.40	0.80	2.90	8.69
"	16	0.80	3.00	3.30	6.50
汚泥溜場	17	3.20	3.00	39.00	120.90
"	18	3.00	3.00	81.10	243.30
"	19	3.00	0.50	3.00	8.75
1号床西	20	0.50	0.50	12.00	6.00
13号床西	21	1.30	1.30	53.80	69.94
14号床西	22	0.50	1.10	24.80	19.84
"	23	1.10	1.20	9.50	10.92
浄水池東	24	1.20	1.20	29.00	34.80
"	25	1.20	0.70	13.20	12.54
"	26	0.70	4.30	27.20	68.00
ろ過池東	27	0.30	0.30	46.80	21.85
資材置場	28	1.10	1.00	65.50	68.77
"	29	1.00	1.20	4.30	4.73
"	30	1.20	4.80	11.00	33.00
東門北側	31	3.20	3.20	5.40	17.28
受変電所	32	1.00	0.90	77.90	74.00
沈降池東	33	0.90	0.90	45.50	38.67
南門東側	34	0.80	0.80	83.00	66.40
合計					191.78

除池

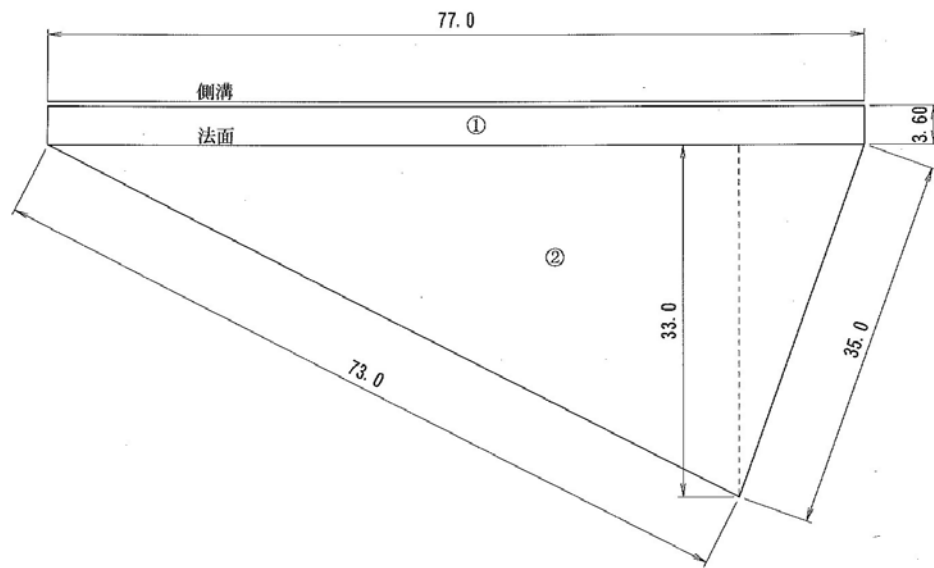
場所	番号	算式	A(面積m ²)
雑草	(1)	0.1 × 0.1 × 3.14 × 75	2.35
"	(2)	0.05 × 0.05 × 3.14 × 91	0.32
"	(3)	1.05 × 1.05 × 3.14	3.40
"	(4)	1.45 × 1.45 × 3.14	6.80
"	(5)	1.2 × 1.2 × 3.14	4.52
排水路	(6)	0.1 × 101.2	10.12
合計			14.58

除草面積 191.78-14.58=177.2m²

図面の名称	掘内フェンス内側 2/2	図面番号	A-1-3
測量	平成 年 月 日 終了		
設計			
製図	原図		
四	複写		
三重県企業庁			

天日乾燥池北

1-1



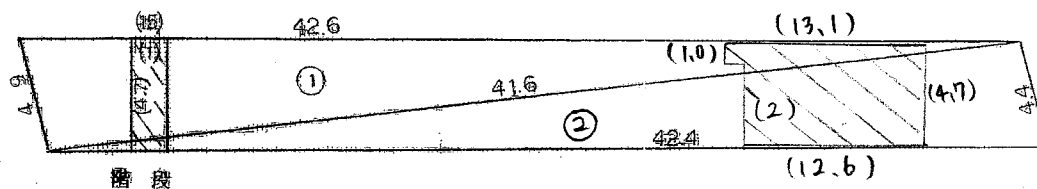
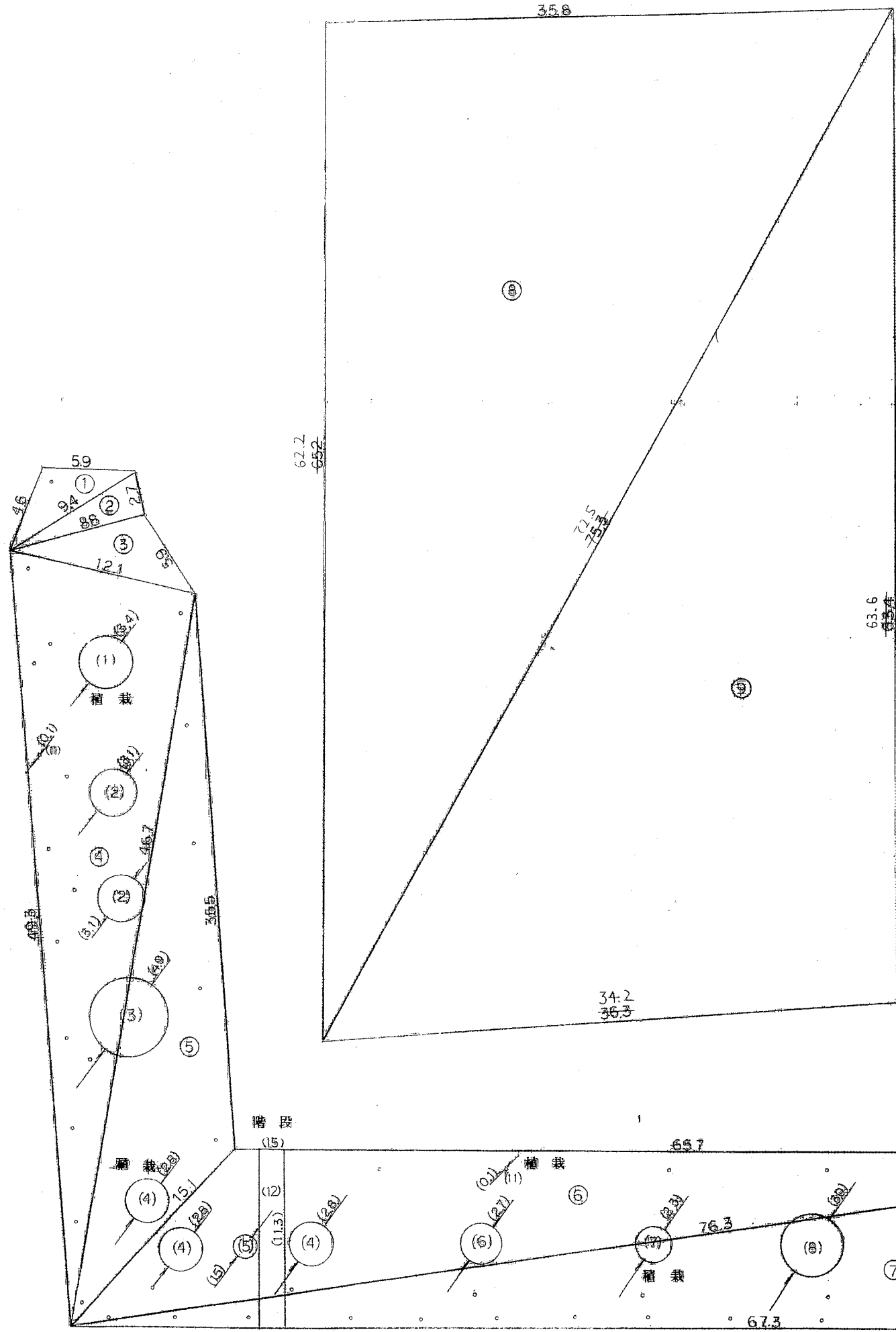
天日乾燥床北

面積① $77.0 \times 3.6 = 277.2$

面積② $77.0 \times 33.0 \div 2 = 1270.5$

面積①+② $= 1547.7 \text{ m}^2$

図面の名称		図面番号
浄水場除草工展開図 (天日乾燥池北)		A-1-3'
縮尺	1/500	
会社名	三重県企業庁南勢水道事務所	



() 内数値は控除地

雨水調整池廻り

集積	番号	a	b	c	A (面積㎡)
法面	(1)	5.90	4.60	3.40	10.88
"	(2)	9.40	8.80	2.70	11.84
"	(3)	8.80	12.10	5.90	24.51
"	(4)	13.10	49.30	46.70	281.35
"	(5)	46.70	33.60	16.10	204.68
"	(6)	16.10	65.70	76.30	379.60
"	(7)	76.30	67.30	14.00	383.15
調整池内	(8)	35.30	46.70	46.70	114.80
"	(9)	46.70	46.70	46.70	114.80
合計					3496.48

浄水池第一期様

集積	番号	a	b	c	A (面積㎡)
法面	(1)	4.90	42.60	41.60	100.89
"	(2)	41.60	42.40	4.40	90.73
合計					191.53

除地

場所	番号	算式	面積㎡
階段	(1)	4.70 × 1.50	7.05
薬注室	(2)	12.60 × 4.70 + 0.50 × 1.00	59.72
合計			66.77

除草面積 191.53 - 66.77 = 124.76㎡

除地

集積	番号	算式	A (面積㎡)
植栽	(1)	1.70 × 1.70 × 3.14	9.07
"	(2)	1.55 × 1.55 × 3.14 × 2.0	15.09
"	(3)	2.45 × 2.45 × 3.14	18.85
"	(4)	1.40 × 1.40 × 3.14 × 3.0	18.47
"	(5)	0.75 × 0.75 × 3.14	1.76
"	(6)	1.35 × 1.35 × 3.14	5.72
"	(7)	1.15 × 1.15 × 3.14	4.15
"	(8)	1.95 × 1.95 × 3.14	11.82
"	(9)	1.60 × 1.60 × 3.14	8.03
"	(10)	1.50 × 1.50 × 3.14	7.06
"	(11)	0.05 × 0.05 × 3.14 × 48	0.36
階段	(12)	1.3 × 1.5	16.95
合計			117.44

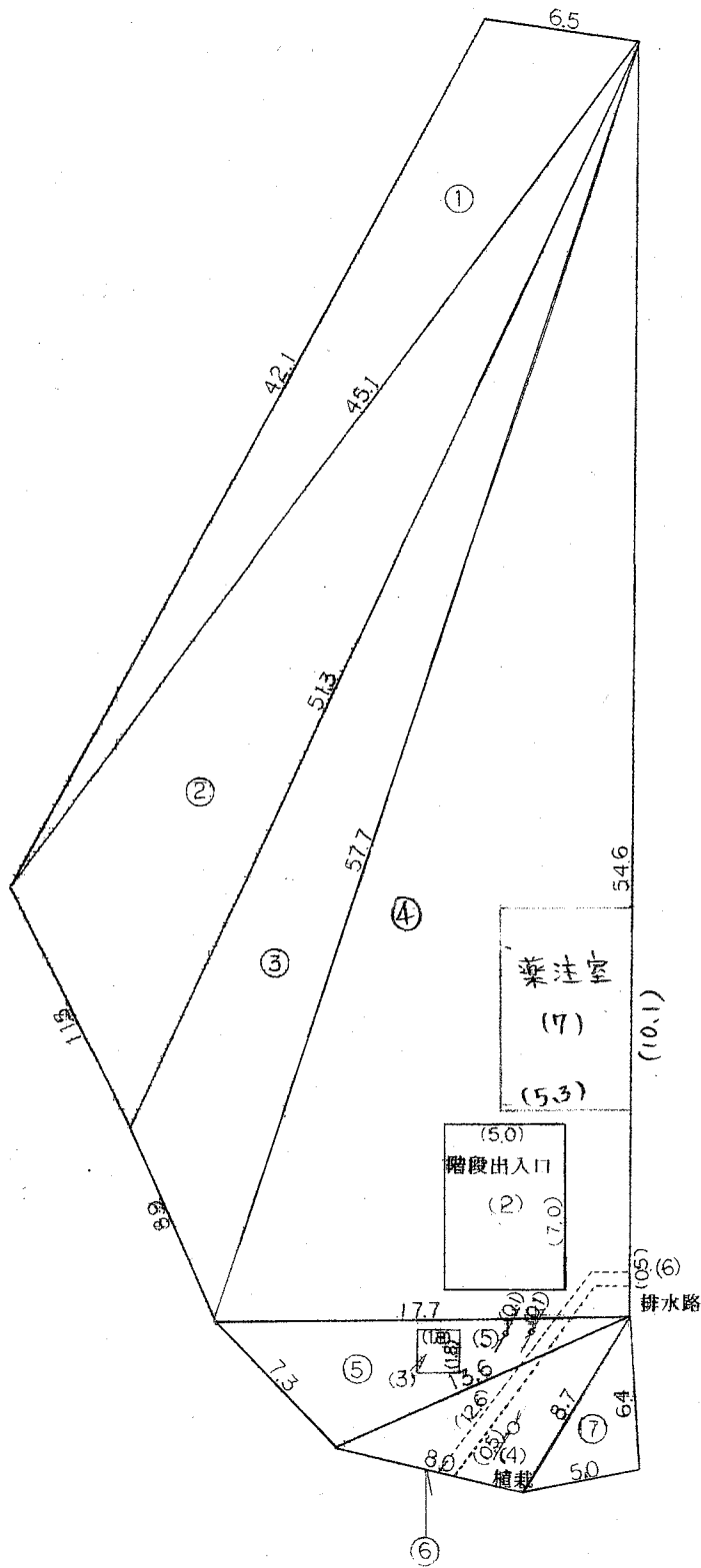
除草面積 3496.48 - 117.44 = 3379.07
 3496.48 - 117.44 - 3.492.78 = 3379.07

雨水調整池内 (3) + (9) 2,200.57㎡

雨水調整池法面 1,178.50㎡

浄水池第一期様法面 124.76㎡

図面の名称		図面番号
雨水調整池廻り・浄水池第一期様		A-1-4
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製図	原図	
	複写	
三重県企業庁		



() 内数値は控除地

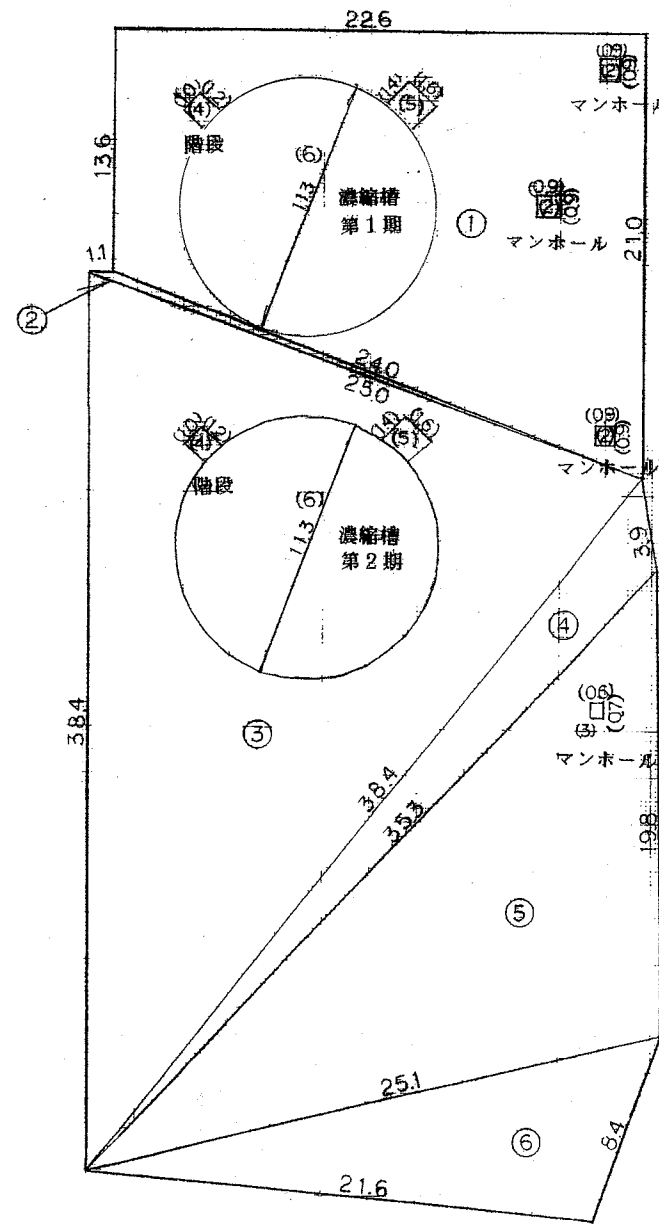
中次亜棟廻り

場所	番号	a	b	c	A(面積m ²)
場内平地	①	6.50	42.10	45.10	125.35
"	②	45.10	11.50	51.30	231.75
"	③	51.30	8.90	57.70	187.96
"	④	57.70	17.70	54.60	483.13
"	⑤	17.70	7.30	13.60	45.95
"	⑥	13.60	8.00	8.70	32.90
"	⑦	8.70	5.00	6.40	15.81
合計					1102.85

除地

場所	番号	算式	面積m ²
階段	(2)	7.00 × 5.00	35.00
	(3)	1.80 × 1.80	3.24
植栽	(4)	0.25 × 0.25 × 3.14	0.19
"	(5)	0.05 × 0.05 × 3.14 × 2	0.01
排水路	(6)	12.60 × 0.50	6.30
薬注室	(7)	10.10 × 5.30	53.53
合計			98.27

除草面積 1,102.85 - 98.27 = 1,004.58m²



() 内数値は控除地

濃縮槽

場所	番号	a	b	c	A(面積m ²)
場内平地	①	(13.6+21.0) × 1/2			
"	②	× 22.5			390.98
"	③	24.00	1.10	25.00	5.81
"	④	25.00	38.40	38.40	483.86
"	⑤	38.40	3.90	35.30	43.54
"	⑥	35.30	19.80	25.10	242.09
"	⑦	25.10	21.60	8.40	87.69
合計					1223.78

除地

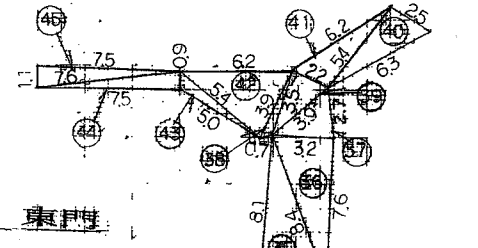
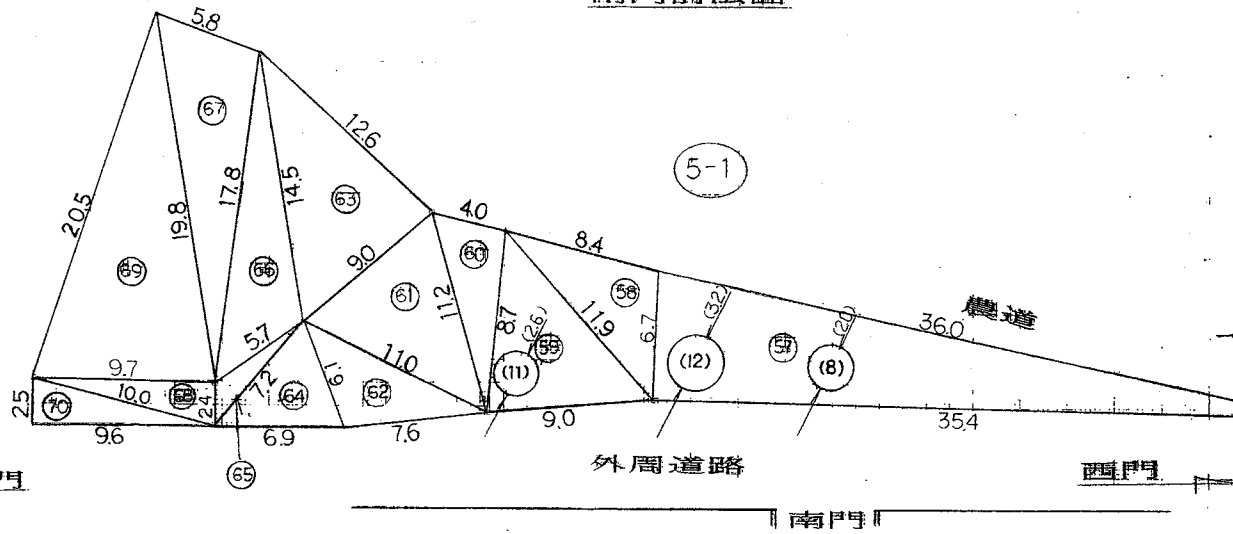
場所	番号	算式	A(面積m ²)
マンホール	(2)	0.9 × 0.9 × 3.0	2.43
"	(3)	0.7 × 0.6	0.42
階段	(4)	1.2 × 1.0 × 2.0	2.40
"	(5)	1.4 × 1.6 × 2.0	4.48
濃縮槽	(6)	5.65 × 5.65 × 3.14 × 2.0	200.47
合計			210.2

除草面積 1,223.78 - 210.2 = 1,013.58 1,013.58m²

図面の名称	図面番号
浄水場建設工事(中次亜棟廻り・濃縮槽廻り)	A-1-5
測量	平成 年 月 日終了
設計	
製図	原図
	複写
三重県企業庁	

() 内数値は概略値

南門前法面



場所	番号	a	b	c	A(面積m ²)
法面	①	17.00	15.00	6.00	44.45
"	②	6.00	45.00	46.00	134.29
"	③	46.00	45.00	12.00	269.67
"	④	10.00	26.00	29.00	128.98
"	⑤	29.00	21.00	17.00	176.32
"	⑥	17.00	14.00	6.00	39.50
"	⑦	6.00	24.00	28.00	57.74
合計					850.95

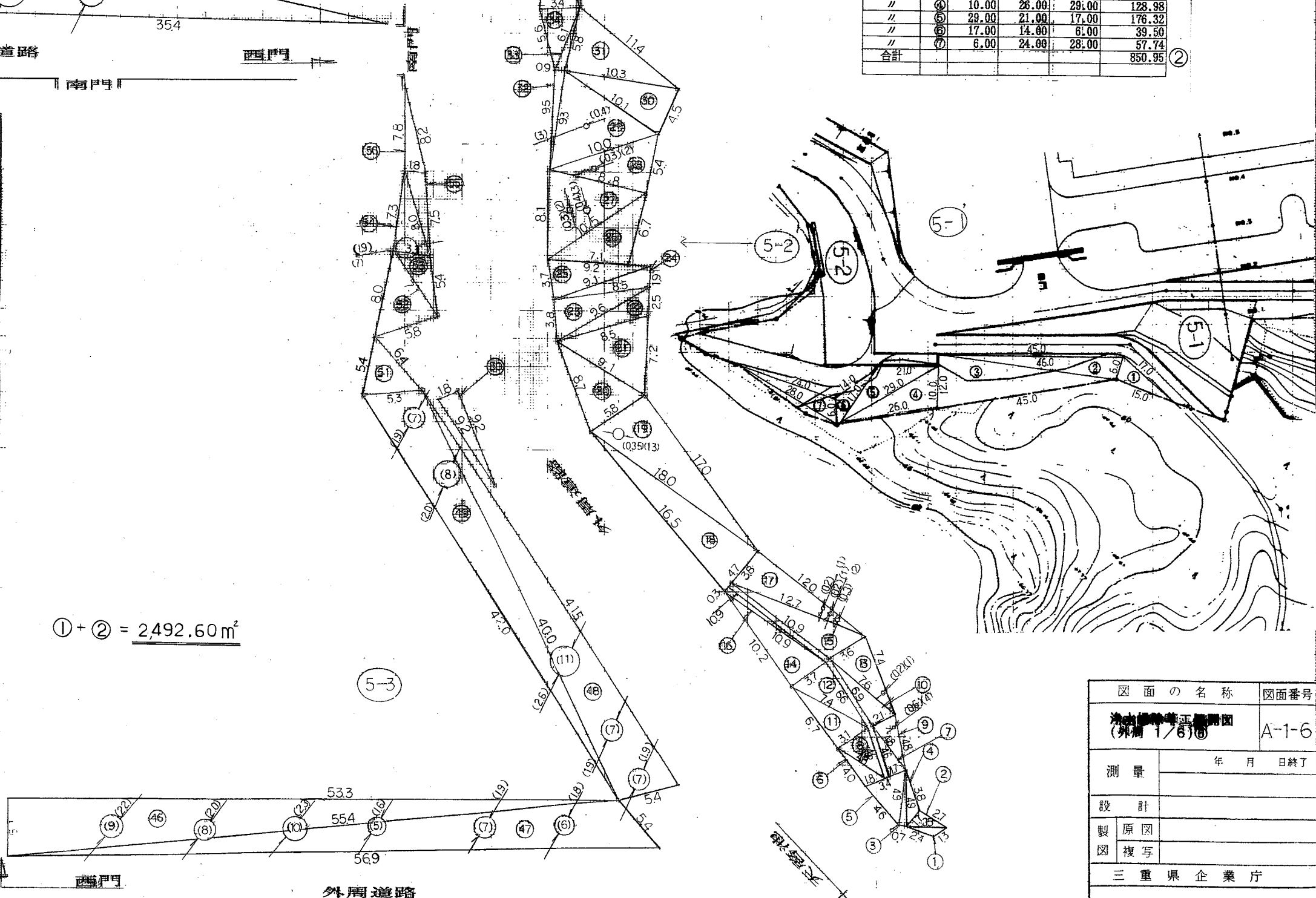
浄水場外周

場所	番号	a	b	c	A(面積m ²)
外周法面	①	1.30	2.40	3.50	0.99
"	②	3.50	1.70	2.70	2.29
"	③	0.70	4.90	4.90	1.77
"	④	4.00	3.80	1.70	2.76
"	⑤	4.00	4.90	3.40	7.82
"	⑥	4.40	1.80	4.80	3.44
"	⑦	4.00	1.70	4.80	3.96
"	⑧	4.80	4.00	3.10	5.86
"	⑨	4.80	4.80	2.10	4.91
"	⑩	2.30	6.90	7.60	7.10
"	⑪	6.70	3.10	7.40	10.28
"	⑫	3.70	7.40	6.00	12.19
"	⑬	7.00	7.40	3.60	13.02
"	⑭	10.20	14.90	3.70	18.86
"	⑮	12.70	10.90	3.60	18.17
"	⑯	10.90	10.90	0.30	1.62
"	⑰	12.00	12.70	3.80	22.78
"	⑱	18.00	16.50	4.70	39.05
"	⑲	16.00	5.80	17.00	49.28
"	⑳	5.80	8.70	9.10	24.34
"	㉑	8.80	9.10	7.20	28.86
"	㉒	8.80	9.60	2.80	10.06
"	㉓	9.60	8.50	3.80	16.09
"	㉔	8.50	9.10	1.90	7.88
"	㉕	9.20	9.10	3.70	16.57
"	㉖	7.10	6.70	10.50	23.48
"	㉗	10.50	8.60	8.10	34.68
"	㉘	8.80	5.40	10.00	23.70
"	㉙	10.00	10.10	9.30	41.42
"	㉚	10.10	10.30	4.50	22.38
"	㉛	10.30	11.40	5.80	29.76
"	㉜	9.80	9.30	0.90	4.11
"	㉝	0.90	5.80	6.10	2.51
"	㉞	6.10	5.60	3.40	9.41
"	㉟	3.40	8.40	8.10	13.67
"	㊱	8.40	7.60	3.20	12.14
"	㊲	3.20	2.70	3.90	4.28
"	㊳	3.50	3.90	0.70	1.05
"	㊴	3.50	3.90	2.20	3.82
"	㊵	6.30	5.40	2.50	6.66
"	㊶	6.20	5.40	2.20	5.83
"	㊷	6.20	5.40	3.90	10.42
除草面積		1,697.27	55.62	1,641.65	

外周法面	番号	a	b	c	A
"	㊸	5.40	5.00	0.90	2.08
"	㊹	7.50	0.90	7.60	3.37
"	㊺	7.50	7.60	1.30	4.12
"	㊻	55.40	5.10	53.30	125.15
"	㊼	55.40	56.90	5.40	145.47
"	㊽	5.40	41.80	40.00	103.46
"	㊾	10.00	42.00	5.40	100.40
"	㊿	1.80	9.20	9.20	3.26
"	①	5.40	6.40	6.30	13.71
"	②	8.00	5.30	7.10	19.97
"	③	7.10	5.40	3.30	9.82
"	④	3.30	8.00	7.30	12.04
"	⑤	7.50	8.00	1.80	6.65
"	⑥	1.80	8.20	7.80	6.97
"	⑦	96.00	95.40	6.70	144.58
"	⑧	11.00	6.70	8.40	27.46
"	⑨	8.70	9.60	11.90	55.96
"	⑩	8.70	11.20	4.00	15.21
"	⑪	9.00	11.00	11.20	45.64
"	⑫	6.10	11.00	7.60	22.74
"	⑬	14.50	9.00	12.60	66.21
"	⑭	7.20	6.90	6.10	19.38
"	⑮	7.20	5.70	2.40	5.93
"	⑯	17.00	14.50	5.70	36.94
"	⑰	19.80	17.80	5.80	50.58
"	⑱	9.70	10.00	2.40	11.63
"	⑲	20.50	19.80	9.70	94.80
"	㉑	2.50	9.60	10.00	11.99
合計					1697.27

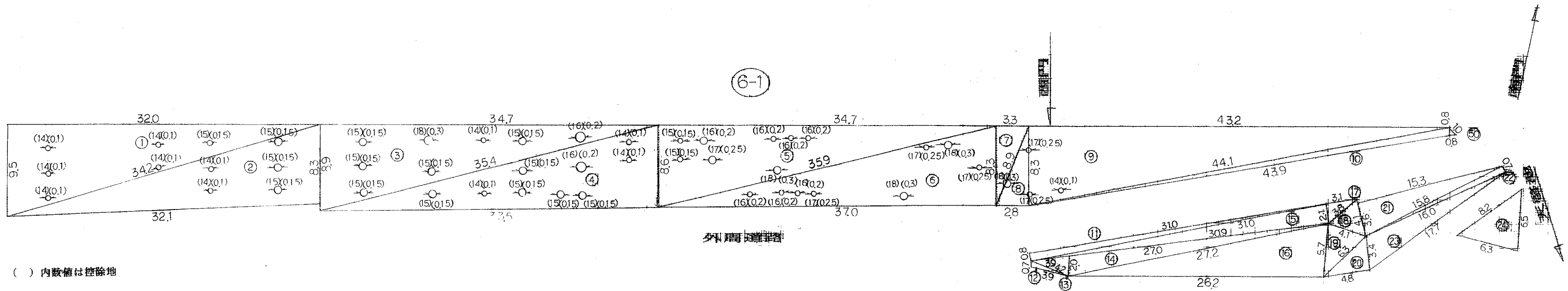
場所	番号	算式	A(面積m ²)
植栽	(1)	0.1×0.1×3.14×3	0.09
"	(2)	0.15×0.15×3.14×3	0.21
"	(3)	0.2×0.2×3.14×2	0.25
"	(4)	0.3×0.3×3.14	0.28
"	(5)	0.8×0.8×3.14	2.00
"	(6)	0.9×0.9×3.14	2.54
"	(7)	0.95×0.95×3.14×5	14.15
"	(8)	1.0×1.0×3.14×3	9.42
"	(9)	1.1×1.1×3.14	3.79
"	(10)	1.15×1.15×3.14	4.15
"	(11)	1.3×1.3×3.14×2	10.61
"	(12)	1.6×1.6×3.14	8.08
"	(13)	0.175×0.175×3.14	0.09
電柱			
合計			55.62

① + ② = 2,492.60 m²



図面の名称	図面番号
浄水場外周平面図 (比例尺 1/250)	A-1-6
測量	年月日終了
設計	
製原図	
図複写	
三重県企業庁	

浄水場外周 S=1/250



() 内数値は控除地

浄水場外周

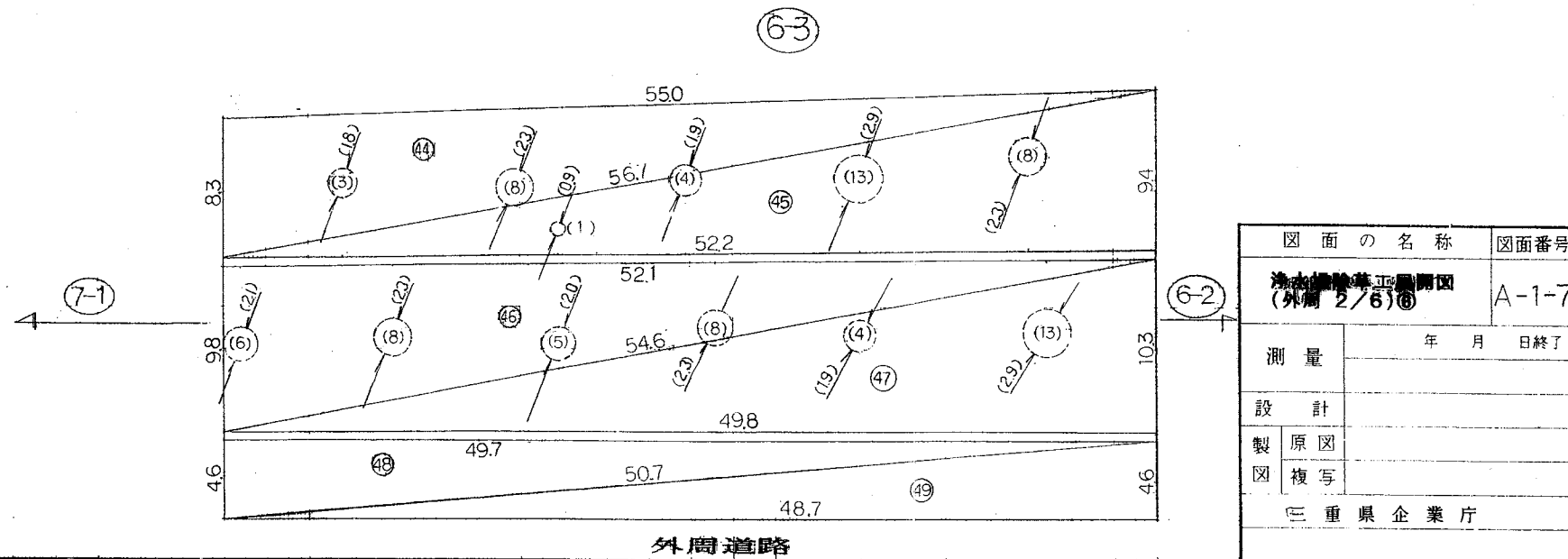
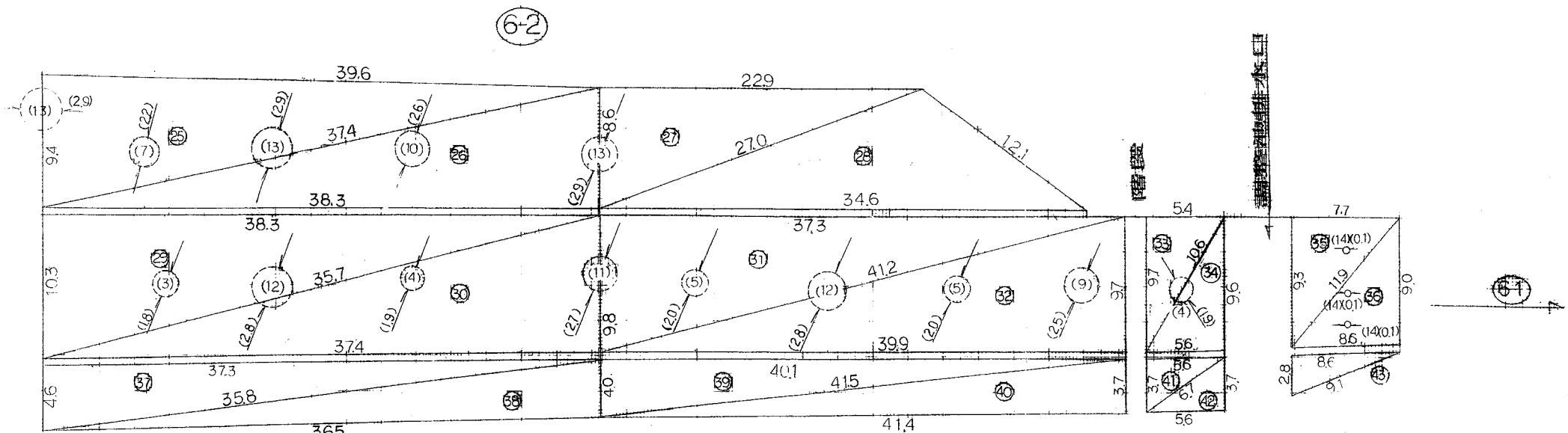
場所	番号	a	b	c	A (面積㎡)
外周路面	(1)	34.20	8.90	32.00	161.38
"	(2)	34.20	8.30	32.10	132.04
"	(3)	35.40	8.90	34.70	165.23
"	(4)	35.40	8.60	33.50	143.34
"	(5)	35.90	8.60	34.70	148.18
"	(6)	37.00	8.30	35.00	145.00
"	(7)	8.90	3.30	8.30	13.00
"	(8)	8.90	2.80	8.30	11.60
"	(9)	44.10	8.30	43.20	179.20
"	(10)	44.10	0.80	43.90	17.04
"	(11)	31.00	0.80	31.00	12.30
"	(12)	4.20	0.70	3.90	1.27
"	(13)	4.20	2.00	3.90	3.88
"	(14)	27.20	2.00	27.00	28.94
"	(15)	31.00	2.10	30.90	32.44
"	(16)	27.20	5.70	26.20	74.48
"	(17)	3.60	2.10	3.10	3.25
"	(18)	4.10	3.80	4.10	6.90
"	(19)	6.30	4.10	5.70	11.43
"	(20)	6.30	3.40	4.80	8.06
"	(21)	15.80	3.00	15.30	27.53
"	(22)	18.00	0.70	15.80	5.33
"	(23)	17.70	3.40	16.00	24.08
"	(24)	8.20	6.30	6.50	20.14
"	(25)	39.60	9.40	37.40	174.60
"	(26)	38.30	8.60	37.40	160.81
"	(27)	27.00	8.60	22.90	92.89
"	(28)	34.60	12.10	27.00	142.17
"	(29)	38.30	10.30	35.70	182.50
"	(30)	37.40	9.80	35.70	174.78
"	(31)	41.20	9.80	37.30	175.05
"	(32)	41.20	9.70	30.90	103.40
"	(33)	10.60	5.40	9.70	26.04
"	(34)	10.60	5.60	9.60	26.73
"	(35)	11.90	7.70	9.30	35.78
"	(36)	11.90	8.60	9.00	38.55
"	(37)	37.30	4.80	35.80	79.31
"	(38)	36.50	4.00	35.80	71.07
"	(39)	41.50	4.00	40.10	76.34
"	(40)	41.50	3.70	41.40	76.57
"	(41)	6.70	3.70	5.60	10.35
"	(42)	6.70	3.70	5.80	10.36

外周路面	番号	a	b	c	A (面積㎡)
"	(43)	9.10	2.80	8.60	12.03
"	(44)	56.70	8.30	55.00	228.20
"	(45)	56.70	9.40	52.20	228.84
"	(46)	54.60	9.80	52.10	251.66
"	(47)	54.60	10.30	49.80	250.60
"	(48)	50.70	4.00	49.70	118.90
"	(49)	50.70	4.00	48.70	102.62
"	(50)	1.00	0.80	0.80	0.31
合計					4273.06

場所	番号	算式	A (面積㎡)
植栽	(1)	0.45×0.45×3.14	0.63
"	(2)	0.50×0.50×3.14	0.78
"	(3)	0.90×0.90×3.14×2	5.08
"	(4)	0.95×0.95×3.14×4	11.33
"	(5)	1.00×1.00×3.14×2	6.28
"	(6)	1.05×1.05×3.14	3.46
"	(7)	1.10×1.10×3.14	3.79
"	(8)	1.15×1.15×3.14×4	16.61
"	(9)	1.25×1.25×3.14	4.90
"	(10)	1.30×1.30×3.14	5.30
"	(11)	1.35×1.35×3.14	5.72
"	(12)	1.40×1.40×3.14×2	12.30
"	(13)	1.45×1.45×3.14×5	33.00
"	(14)	0.05×0.05×3.14×15	0.11
"	(15)	0.075×0.075×3.14×10	0.28
"	(16)	0.10×0.10×3.14×5	0.32
"	(17)	0.125×0.125×3.14×6	0.29
"	(18)	0.15×0.15×3.14×5	0.35
合計			110.49

除草面積

4,273.06 - 110.49 = 4,162.57m²



図面の名称	図面番号
浄水場外周平面図 (外周 2/6) ⑥	A-1-7
測量	年月日終了
設計	
製原図	
図複写	
三重県企業庁	

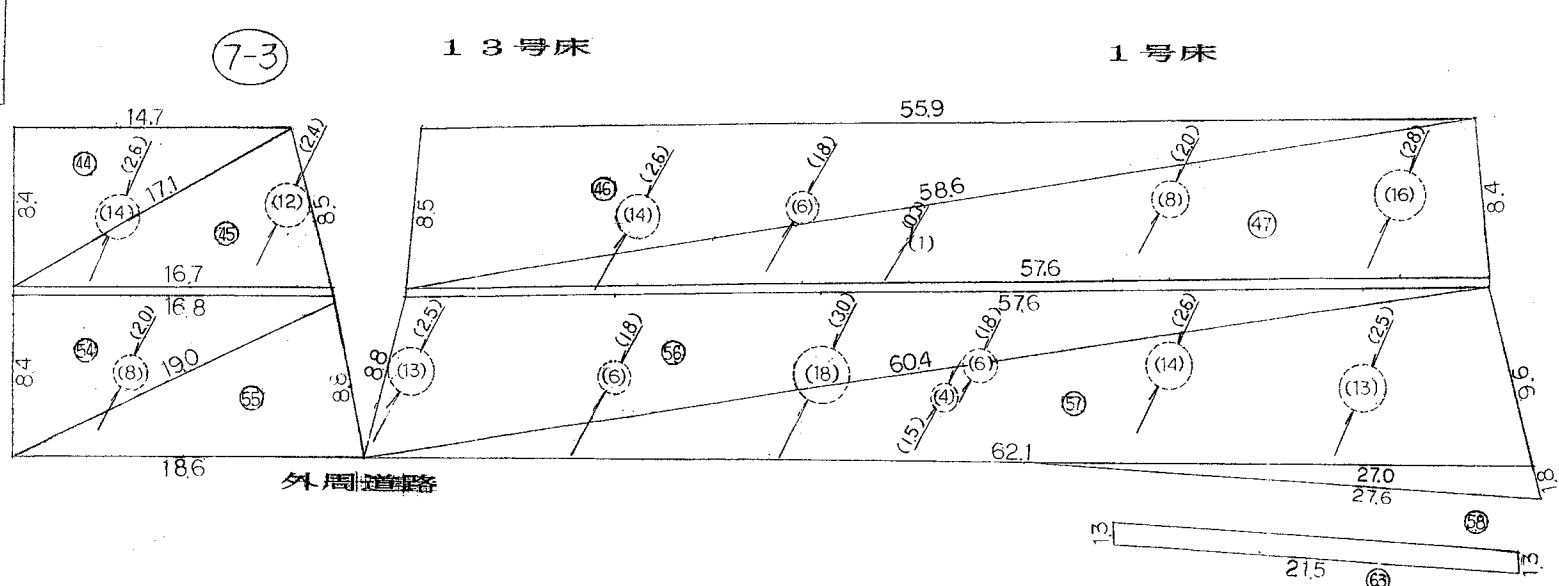
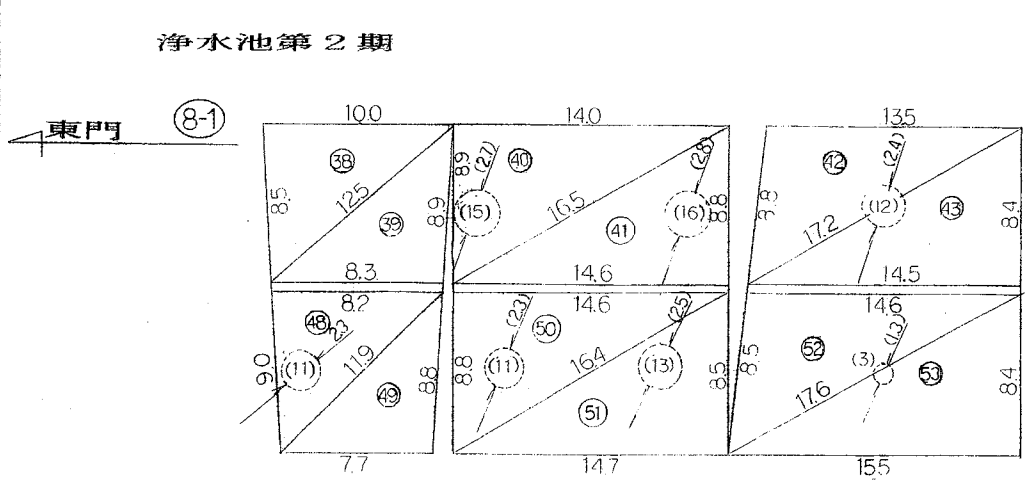
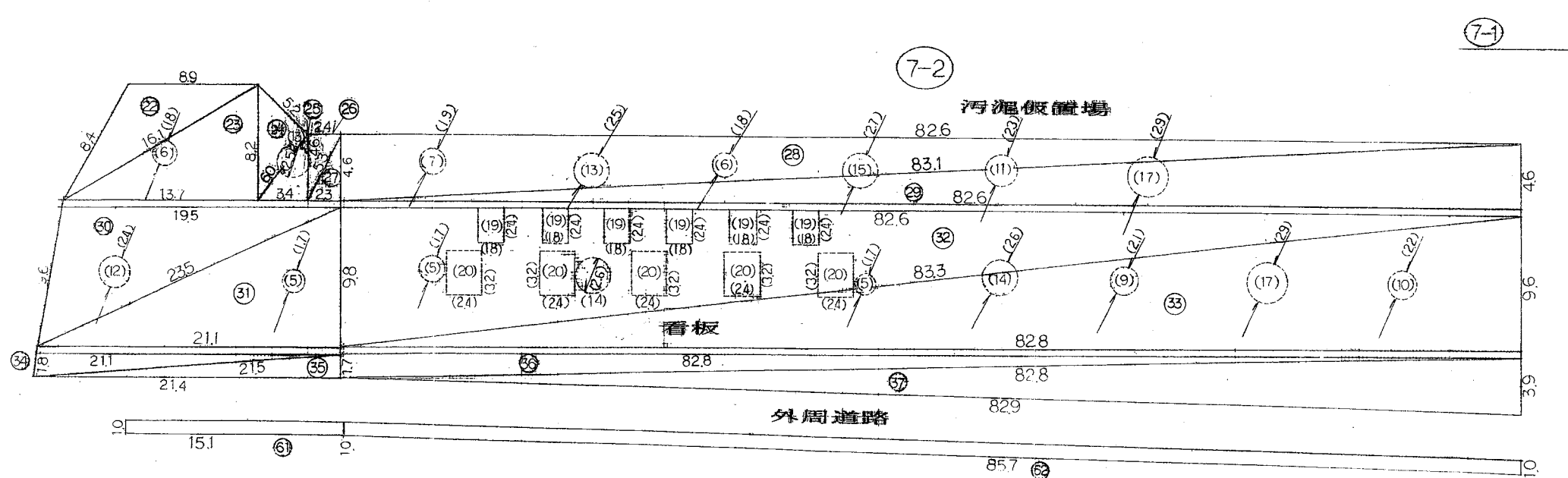
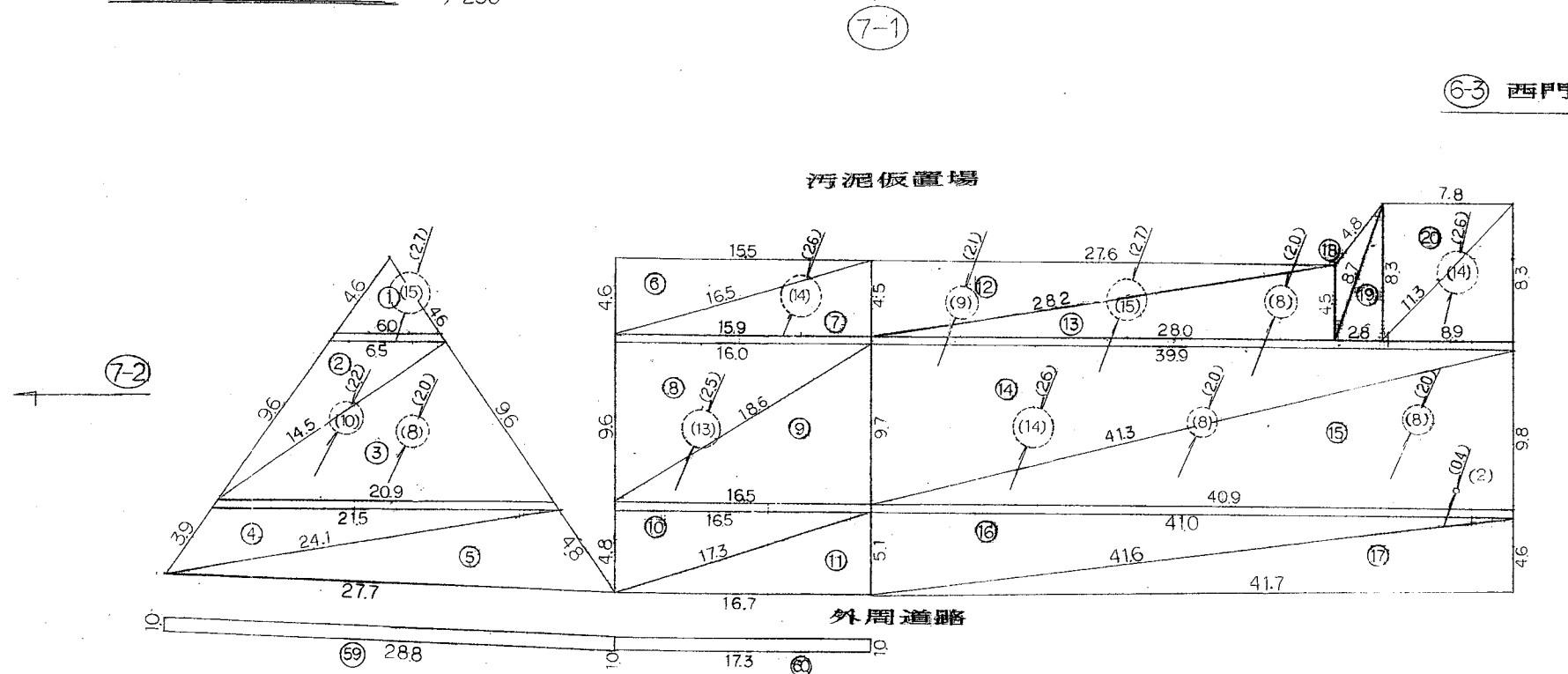
場所	番号	a	b	c	A(面積㎡)
外周法面	①	6.00	4.60	4.60	10.46
"	②	14.50	6.60	9.60	24.77
"	③	28.90	9.60	14.50	60.95
"	④	24.10	3.90	21.50	33.01
"	⑤	27.70	4.80	24.10	40.93
"	⑥	10.50	4.60	15.50	35.54
"	⑦	16.50	4.60	15.90	35.77
"	⑧	18.50	9.60	16.00	76.79
"	⑨	18.50	9.70	18.00	79.86
"	⑩	17.30	4.80	16.50	39.58
"	⑪	17.30	5.10	16.70	42.55
"	⑫	28.20	4.60	27.60	62.01
"	⑬	28.20	4.60	28.00	62.95
"	⑭	41.30	9.70	39.90	193.45
"	⑮	41.30	9.60	40.90	199.78
"	⑯	41.60	5.10	41.00	104.38
"	⑰	41.70	4.60	41.00	95.62
"	⑱	8.70	4.50	4.80	7.14
"	⑲	8.70	2.80	8.30	11.61
"	⑳	11.30	7.80	8.30	32.36
"	㉑	11.30	8.30	8.90	35.58
"	㉒	16.10	8.40	8.90	25.46
"	㉓	16.10	8.20	13.70	55.16
"	㉔	8.20	5.20	8.00	15.56
"	㉕	5.00	3.40	4.60	7.77
"	㉖	5.30	2.40	4.60	5.51
"	㉗	5.30	2.30	4.60	5.27
"	㉘	89.10	4.60	82.60	189.95
"	㉙	89.10	4.60	82.60	189.95
"	㉚	23.50	9.60	19.50	91.44
"	㉛	23.50	9.60	21.10	103.35
"	㉜	83.30	9.60	82.60	404.70
"	㉝	83.30	9.60	82.60	397.43
"	㉞	21.60	1.80	21.10	19.67
"	㉟	21.60	1.70	21.40	18.16
"	㊱	82.80	1.70	82.80	70.37
"	㊲	82.80	3.90	82.80	161.45
"	㊳	12.60	8.60	10.00	42.34
"	㊴	12.60	8.30	8.90	36.87
"	㊵	16.50	8.60	14.00	62.92
"	㊶	16.50	8.60	14.60	64.07
"	㊷	17.20	8.60	13.50	59.70

外周法面	番号	a	b	c	A(面積㎡)
"	㊸	17.20	8.40	14.50	60.78
"	㊹	17.10	8.40	14.70	61.72
"	㊺	17.10	8.50	16.70	69.43
"	㊻	58.60	8.60	55.90	230.07
"	㊼	58.60	8.40	57.60	241.05
"	㊽	11.90	8.20	9.00	36.85
"	㊾	11.90	7.70	8.80	33.85
"	㊿	16.40	8.80	14.60	64.01
"	①	16.40	8.50	14.70	62.28
"	②	17.60	8.50	14.60	61.76
"	③	17.60	8.40	15.60	65.09
"	④	19.00	8.40	18.80	70.53
"	⑤	19.00	8.80	18.50	80.33
"	⑥	60.40	8.80	57.60	245.42
"	⑦	62.10	9.60	60.40	288.46
"	⑧	27.60	1.80	27.00	23.15
"	⑨	1.00	28.80		28.80
"	⑩	1.00	17.30		17.30
"	⑪	1.00	15.10		15.10
"	⑫	1.00	85.70		85.70
"	⑬	1.30	21.50		27.95

場所	番号	算式	A(面積㎡)
除地			5180.53
植栽	(1)	0.15×0.15×3.14	0.07
"	(2)	0.20×0.20×3.14	0.12
"	(3)	0.65×0.65×3.14	1.32
"	(4)	0.75×0.75×3.14	1.76
"	(5)	0.85×0.85×3.14×3	6.80
"	(6)	0.90×0.90×3.14×5	12.71
"	(7)	0.95×0.95×3.14	2.83
"	(8)	1.00×1.00×3.14×6	18.84
"	(9)	1.05×1.05×3.14×2	6.92
"	(10)	1.10×1.10×3.14×2	7.59
"	(11)	1.15×1.15×3.14×3	12.45
"	(12)	1.20×1.20×3.14×3	13.56
"	(13)	1.25×1.25×3.14×6	29.43
"	(14)	1.30×1.30×3.14×8	42.45
"	(15)	1.35×1.35×3.14×4	22.89
"	(16)	1.40×1.40×3.14×2	12.30
"	(17)	1.45×1.45×3.14×2	13.20
"	(18)	1.50×1.50×3.14	7.06
看板	(19)	1.80×2.40×6	25.92
"	(20)	2.40×3.20×5	38.40
合計			276.62
除草面積			5,180.53 - 276.62 = 4,903.91㎡

() 内数値は控除地

浄水場外周 S=1/250



図面の名称	図面番号
浄水場除草計画図 (外周 3/6)	A-1-8
測量	年月日終了
設計	
製原図	
図複写	
三重県企業庁	

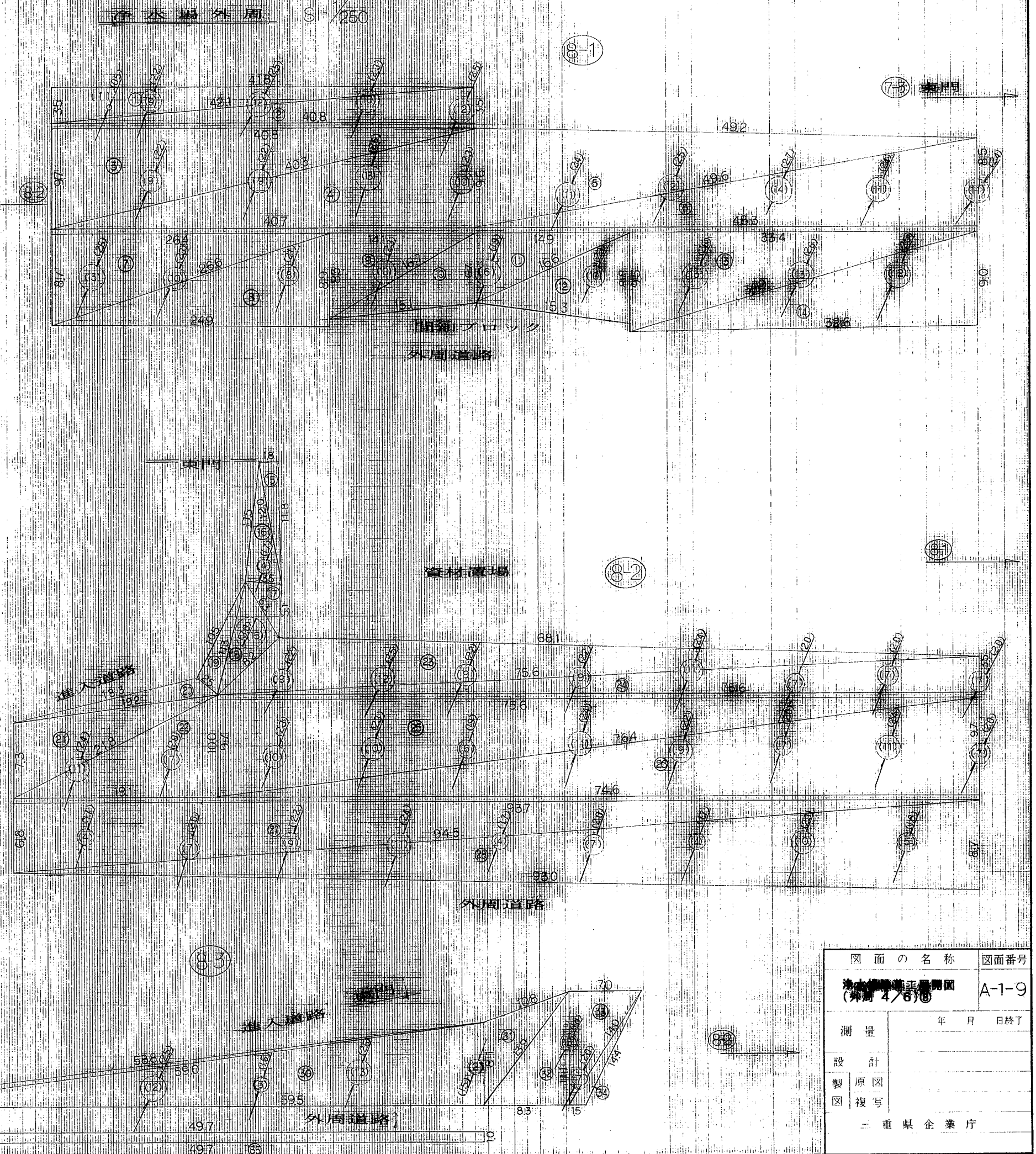
() 内数量は特除地

棟番号	a	b	c	A(面積㎡)
1	41.80	3.50	41.80	73.07
2	42.10	3.50	40.80	67.23
3	40.80	9.70	40.30	194.89
4	42.70	9.80	40.30	192.86
5	49.60	9.80	49.20	235.79
6	49.60	8.50	48.30	204.84
7	26.60	8.70	26.40	113.88
8	26.60	8.90	24.90	110.78
9	15.70	8.90	14.10	58.44
10	15.70	8.20	15.10	50.88
11	15.70	8.20	14.80	49.34
12	15.70	8.20	16.50	66.28
13	59.50	8.50	59.40	158.52
14	59.50	8.50	58.60	146.52
15	12.00	1.80	11.80	10.61
16	12.00	1.80	11.50	10.12
17	6.30	8.50	5.10	8.91

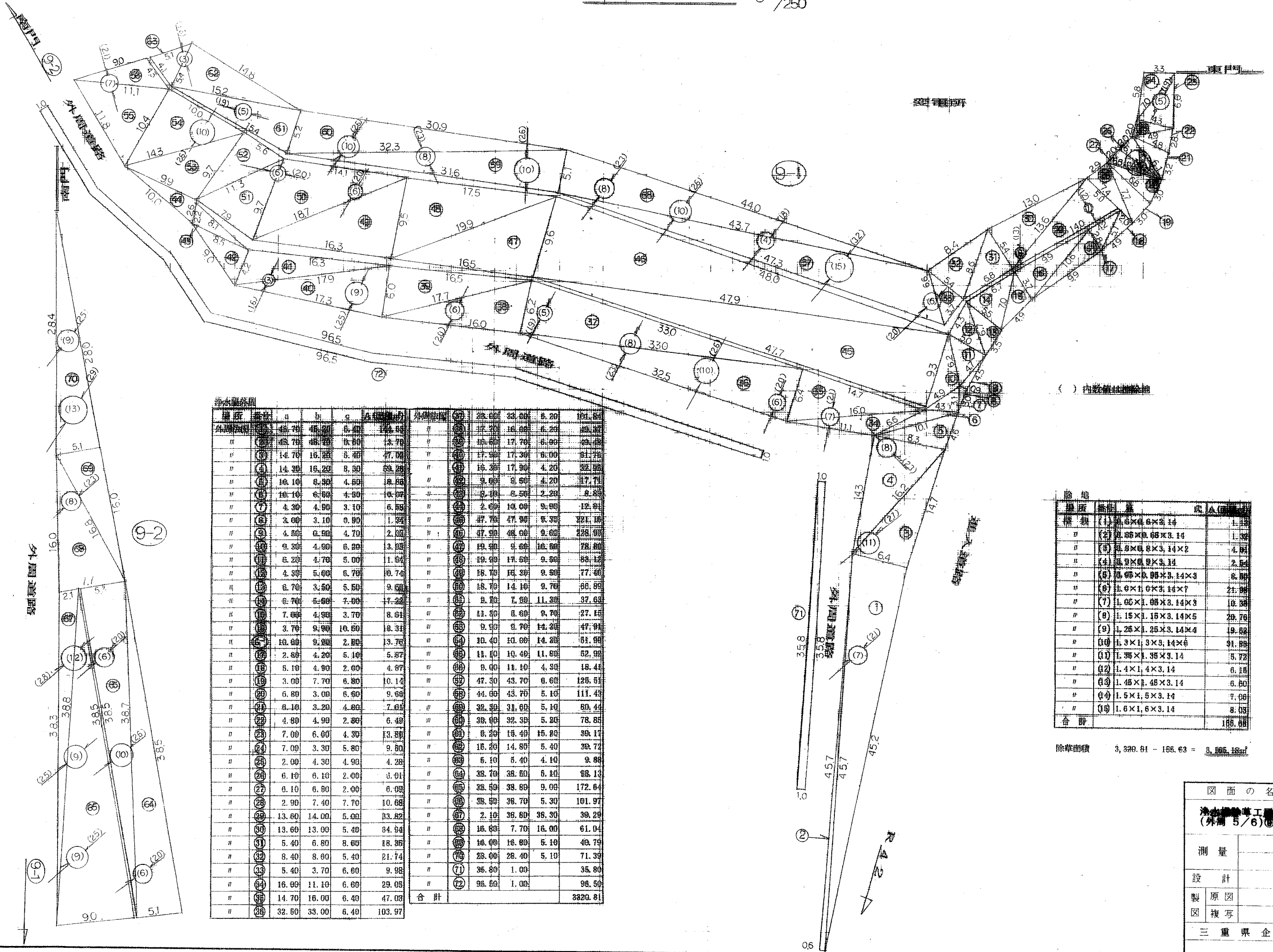
外周道路	⑩	11.30	6.30	8.20	28.30
"	⑪	11.30	2.50	10.50	12.82
"	⑫	19.20	2.50	18.30	211.81
"	⑬	21.80	7.30	19.20	588.80
"	⑭	21.80	10.00	19.10	95.48
"	⑮	75.60	8.20	68.10	118.90
"	⑯	75.60	3.50	76.80	132.29
"	⑰	76.40	9.70	75.80	368.59
"	⑱	76.40	9.70	74.80	359.07
"	⑲	94.50	6.80	93.70	317.81
"	㉑	94.50	8.70	98.00	401.22
"	㉒	59.00	0.60	58.80	16.85
"	㉓	59.50	8.10	58.00	238.94
"	㉔	13.90	8.10	10.80	43.68
"	㉕	13.90	8.30	11.10	46.08
"	㉖	14.00	7.00	11.10	38.39
"	㉗	14.40	1.50	14.00	10.28
合計	㉘	1.00	49.70		4,125.64

特除地	形式	A(面積㎡)
1	0.25×0.25×3.14	0.49
2	0.75×0.75×3.14	1.78
3	0.50×0.80×3.14	2.50
4	0.85×0.85×3.14×4	9.07
5	0.90×0.90×3.14×2	5.09
6	0.96×0.96×3.14×2	5.86
7	1.00×1.00×3.14×9	28.26
8	1.05×1.06×3.14	3.46
9	1.10×1.10×3.14×8	30.39
10	1.15×1.15×3.14×8	33.22
11	1.20×1.20×3.14×8	36.17
12	1.25×1.25×3.14×6	29.43
13	1.30×1.30×3.14×6	26.53
14	1.35×1.35×3.14	5.72
15	1.50×1.50×3.14	7.06
合計		224.00

除算面積 4,125.64 - 224.00 = 3,902.04㎡



図面の名称		図面番号
浄水場用地平面図 (第 4/6 図)		A-1-9
測量	年 月 日 終了	
設計		
製原図		
図複写		
三重県企業庁		



標所	番	a	b	c	面積	外周	標所	番	a	b	c	面積	外周
外周	(1)	48.70	45.00	6.40	13.85	12.20	101	標所	101	22.00	23.00	6.20	101.50
"	(2)	43.70	45.00	6.80	13.70	12.20	102	標所	102	17.20	16.00	6.20	49.47
"	(3)	14.70	16.20	6.40	47.00	17.30	103	標所	103	17.30	17.30	6.00	81.76
"	(4)	14.30	16.20	6.80	52.20	16.30	104	標所	104	16.30	17.90	4.20	52.00
"	(5)	10.10	6.80	4.80	18.80	9.00	105	標所	105	8.60	8.60	4.20	47.71
"	(6)	10.10	6.60	4.80	16.00	8.10	106	標所	106	8.10	8.50	2.20	8.30
"	(7)	4.30	4.90	3.10	6.50	2.60	107	標所	107	10.00	10.00	9.90	12.91
"	(8)	3.00	3.10	0.90	1.30	47.70	108	標所	108	47.90	47.90	6.30	221.16
"	(9)	4.50	6.90	4.70	2.00	47.90	109	標所	109	48.00	9.60	228.00	
"	(10)	9.30	4.90	6.20	3.90	19.30	110	標所	110	9.60	16.60	78.00	
"	(11)	6.20	4.70	5.00	1.60	19.00	111	標所	111	17.60	9.60	89.12	
"	(12)	4.30	5.00	6.70	10.70	18.70	112	標所	112	16.30	9.60	77.60	
"	(13)	6.70	3.50	5.50	9.60	18.70	113	標所	113	14.10	9.70	86.80	
"	(14)	6.70	5.60	7.00	7.20	8.70	114	標所	114	7.90	11.30	37.60	
"	(15)	7.00	4.90	3.70	8.61	11.30	115	標所	115	8.60	9.70	27.15	
"	(16)	3.70	9.90	16.60	18.31	9.60	116	標所	116	14.20	47.91		
"	(17)	10.00	9.00	2.80	13.70	10.40	117	標所	117	14.20	81.00		
"	(18)	2.80	4.20	5.10	5.37	11.10	118	標所	118	10.40	11.60	52.90	
"	(19)	5.10	4.90	2.00	4.87	8.00	119	標所	119	11.10	4.90	18.41	
"	(20)	3.00	7.70	6.80	10.10	47.30	120	標所	120	43.70	6.60	128.51	
"	(21)	6.80	3.00	6.60	9.60	44.00	121	標所	121	43.70	5.10	111.40	
"	(22)	6.10	3.20	4.80	7.61	32.90	122	標所	122	31.00	5.10	80.44	
"	(23)	4.80	4.90	2.80	6.40	38.60	123	標所	123	32.30	5.20	78.85	
"	(24)	7.00	6.00	4.30	13.30	8.20	124	標所	124	15.40	15.80	39.17	
"	(25)	7.00	3.30	5.80	9.80	15.20	125	標所	125	14.80	5.40	38.72	
"	(26)	2.00	4.30	4.90	4.28	6.10	126	標所	126	8.40	4.10	9.88	
"	(27)	6.10	6.10	2.00	3.91	32.70	127	標所	127	38.60	6.10	98.13	
"	(28)	6.10	6.60	2.00	6.00	33.60	128	標所	128	38.60	9.00	172.64	
"	(29)	2.90	7.40	7.70	10.68	33.50	129	標所	129	36.70	5.30	101.97	
"	(30)	13.60	14.00	5.00	33.82	2.10	130	標所	130	38.60	38.30	38.20	
"	(31)	13.60	13.00	5.40	34.94	16.60	131	標所	131	7.70	16.00	61.04	
"	(32)	5.40	6.80	8.60	18.35	16.00	132	標所	132	16.80	5.10	49.79	
"	(33)	8.40	8.00	5.40	21.74	28.00	133	標所	133	26.40	5.10	71.39	
"	(34)	5.40	3.70	6.60	9.98	36.80	134	標所	134	1.00	35.80		
"	(35)	16.00	11.10	6.60	29.05	96.60	135	標所	135	1.00	96.60		
"	(36)	14.70	16.00	6.40	47.00		合計					2820.81	
"	(37)	32.60	33.00	6.40	103.97								

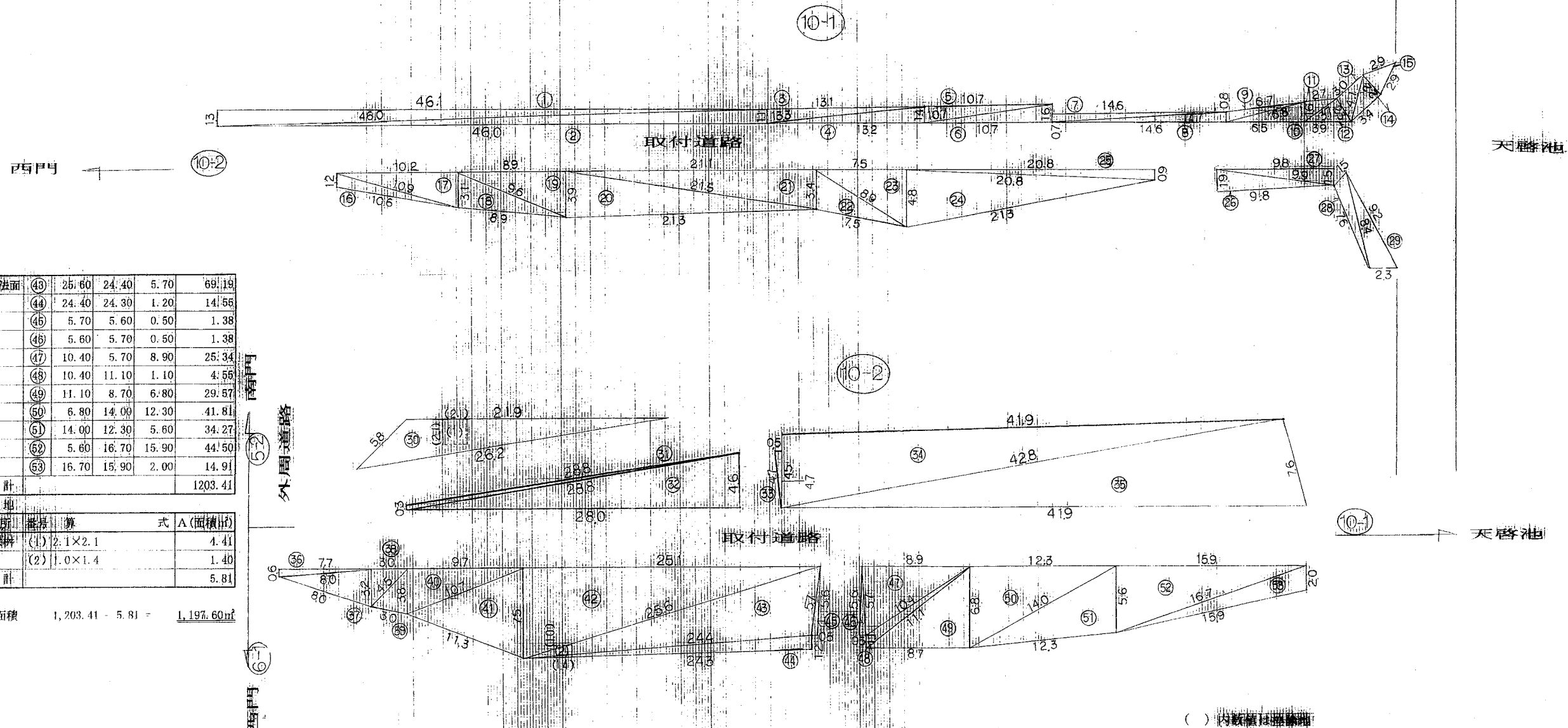
() 内数値は埋設地

標所	番	面積	式 A (埋設地)
(1)	2.60x0.6x3.14	1.13	
(2)	0.85x0.65x3.14	1.30	
(3)	4.5x0.8x3.14x2	4.61	
(4)	0.9x0.8x3.14	2.34	
(5)	0.95x0.85x3.14x3	8.80	
(6)	1.0x1.0x3.14x7	21.98	
(7)	1.05x1.05x3.14x3	10.68	
(8)	1.15x1.15x3.14x5	29.70	
(9)	1.25x1.25x3.14x4	19.88	
(10)	1.3x1.3x3.14x6	31.88	
(11)	1.35x1.35x3.14	5.72	
(12)	1.4x1.4x3.14	6.18	
(13)	1.45x1.45x3.14	6.60	
(14)	1.5x1.5x3.14	7.06	
(15)	1.6x1.6x3.14	8.03	
合計		168.88	

除草面積 3,320.81 - 168.83 = 3,151.98㎡

図面の名称	図面番号
浄水場外周工事図面 (外周 5/6)	A-1-10
測量	年月日終了
設計	
製原図	
図複写	
三重県企業庁	

浄水場外周 1/250



浄水場外周

場所	番号	a	b	c	A (面積㎡)
外周法面	①	46.10	46.00	1.30	29.84
"	②	46.00	46.00	1.10	25.29
"	③	13.10	13.30	1.10	7.13
"	④	13.30	13.20	1.40	9.23
"	⑤	10.70	10.70	1.40	7.47
"	⑥	10.70	10.70	1.60	8.53
"	⑦	14.60	14.70	0.70	5.07
"	⑧	14.70	14.60	0.80	5.81
"	⑨	6.70	6.80	0.80	2.67
"	⑩	6.50	6.80	1.60	5.18
"	⑪	2.70	1.60	3.70	1.93
"	⑫	3.90	3.70	2.30	4.14
"	⑬	2.30	4.10	3.00	3.39
"	⑭	4.10	3.40	2.20	3.73
"	⑮	2.90	2.90	2.20	2.95
"	⑯	1.20	10.60	10.90	6.23
"	⑰	10.20	10.90	3.10	15.75
"	⑱	8.90	9.60	3.10	13.78
"	⑲	8.90	9.60	3.90	17.34
"	⑳	3.90	21.50	21.30	41.50
"	㉑	21.10	21.80	3.40	35.84
"	㉒	3.40	7.50	8.90	12.42
"	㉓	7.50	8.90	4.80	17.99
"	㉔	4.80	21.30	20.80	49.91
"	㉕	20.80	20.80	0.90	9.35
"	㉖	1.90	9.80	9.90	9.30
"	㉗	9.80	9.90	1.50	7.34
"	㉘	7.60	8.40	1.50	5.05
"	㉙	9.20	8.40	2.30	9.40
"	㉚	5.80	21.90	26.20	46.46
"	㉛	28.80	28.80	0.30	4.31
"	㉜	28.80	28.00	4.60	64.11
"	㉝	4.70	4.50	0.50	1.05
"	㉞	41.90	42.80	4.70	97.53
"	㉟	41.90	7.60	42.80	159.15
"	㊱	0.60	7.70	8.00	2.08
"	㊲	8.00	8.00	3.20	12.54
"	㊳	3.00	3.20	4.50	4.79
"	㊴	3.00	3.80	4.50	5.64
"	㊵	3.80	10.70	9.70	18.36
"	㊶	10.70	11.30	7.50	38.65
"	㊷	7.50	25.10	25.60	93.80

外周法面	番号	a	b	c	A (面積㎡)
"	⑳	25.60	24.40	5.70	69.19
"	㉑	24.40	24.30	1.20	14.56
"	㉒	5.70	5.60	0.50	1.38
"	㉓	5.60	5.70	0.50	1.38
"	㉔	10.40	5.70	8.90	25.34
"	㉕	10.40	11.10	1.10	4.56
"	㉖	11.10	8.70	6.80	29.57
"	㉗	6.80	14.00	12.30	41.81
"	㉘	14.00	12.30	5.60	34.27
"	㉙	5.60	16.70	15.90	44.50
"	㉚	16.70	15.90	2.00	14.91
合計					1203.41

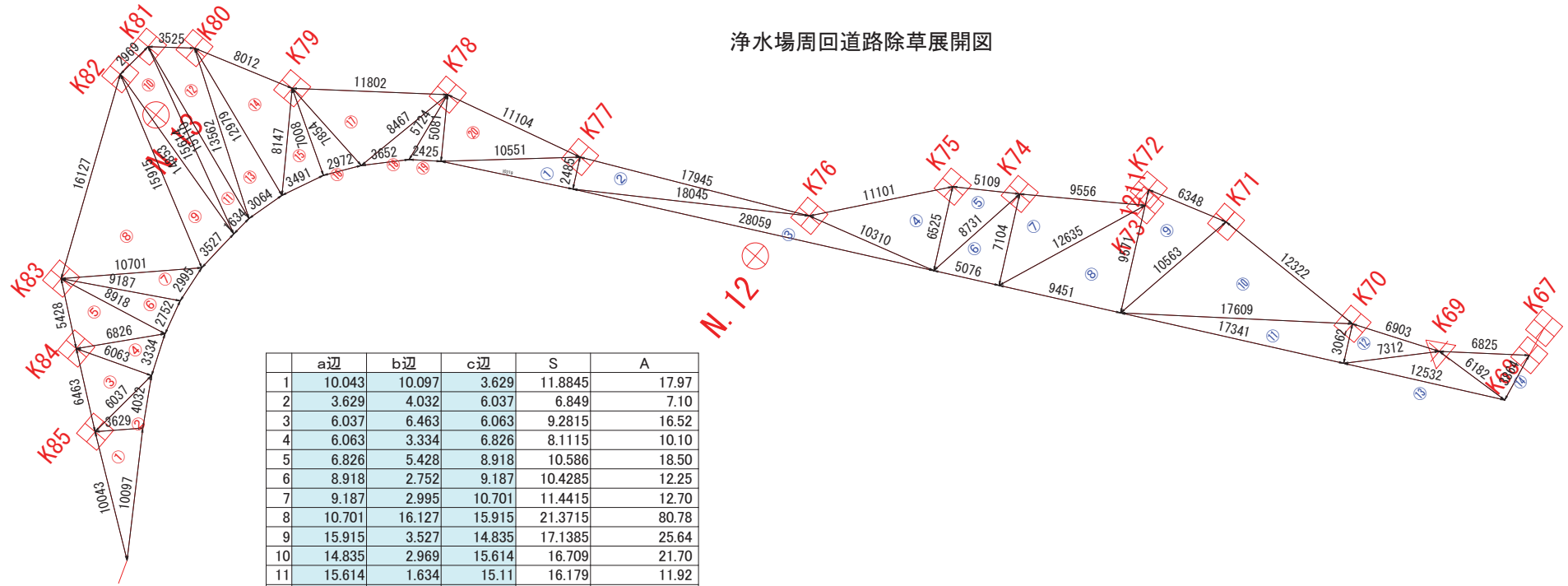
場所	面積	式	A (面積㎡)
埋設	(1)	2.1×2.1	4.41
埋設	(2)	1.0×1.4	1.40
合計			5.81

除草面積 1,203.41 - 5.81 = 1,197.60㎡

() 内数値は距離

図面の名称	図面番号
浄水場除草工区開図 (外周 6/6)⑩	A-1-11
測量	年月日終了
設計	
製原図	
図複写	
三重県企業庁	

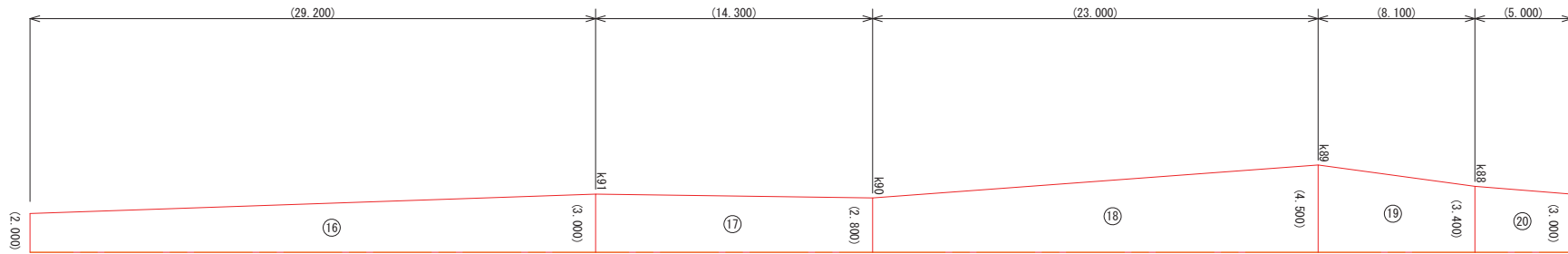
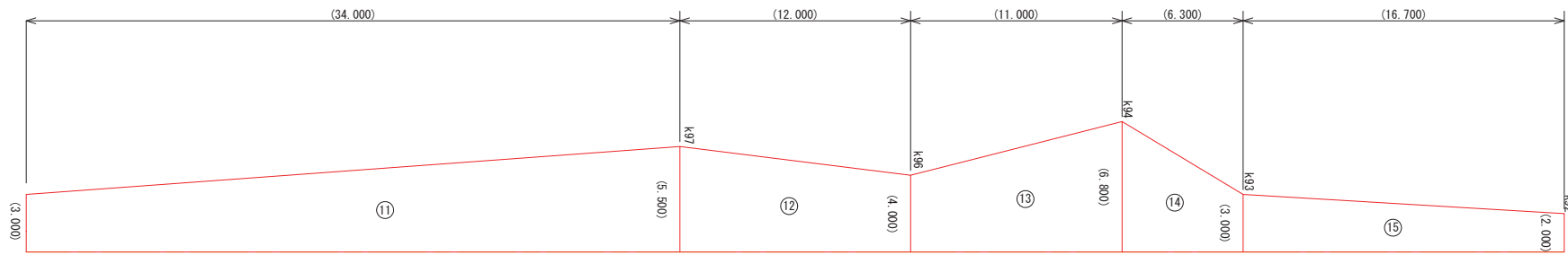
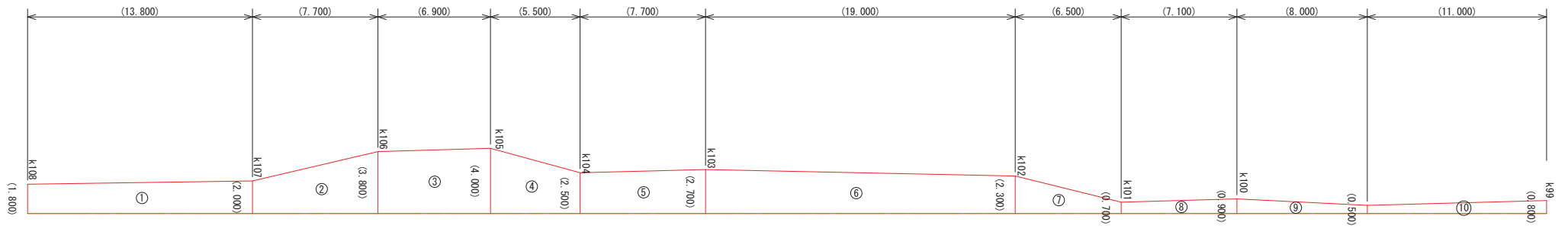
浄水場周回道路除草展開図



	a1辺	b1辺	c1辺	S	A
1	10.043	10.097	3.629	11.8845	17.97
2	3.629	4.032	6.037	6.849	7.10
3	6.037	6.463	6.063	9.2815	16.52
4	6.063	3.334	6.826	8.1115	10.10
5	6.826	5.428	8.918	10.586	18.50
6	8.918	2.752	9.187	10.4285	12.25
7	9.187	2.995	10.701	11.4415	12.70
8	10.701	16.127	15.915	21.3715	80.78
9	15.915	3.527	14.835	17.1385	25.64
10	14.835	2.969	15.614	16.709	21.70
11	15.614	1.634	15.11	16.179	11.92
12	15.11	3.525	13.562	16.0985	22.52
13	13.562	3.064	12.979	14.8025	19.82
14	12.979	8.012	8.147	14.569	31.23
15	8.147	3.491	7.008	9.323	12.16
16	7.008	2.972	7.854	8.917	10.37
17	7.854	11.802	8.467	14.0615	33.21
18	8.467	3.652	5.724	8.9215	8.26
19	5.724	2.425	5.081	6.615	6.15
20	5.081	11.104	10.551	13.368	26.58
1	10.551	10.219	2.485	11.6275	12.69
2	2.485	17.945	18.045	19.2375	22.28
3	18.045	28.059	10.31	28.207	27.55
4	10.31	11.101	6.525	13.968	33.01
5	6.525	5.109	8.731	10.1825	16.56
6	8.731	5.076	7.104	10.4555	18.02
7	7.104	9.556	12.635	14.6475	33.64
8	12.635	9.451	9.571	15.8285	44.91
9	9.571	6.348	10.563	13.241	29.95
10	10.563	12.322	17.609	20.247	64.02
11	17.609	17.341	3.062	19.006	26.54
12	3.062	6.903	7.312	8.6385	10.53
13	7.312	12.532	6.182	13.013	15.61
14	6.182	6.825	3.864	8.4355	11.83
計					772.62

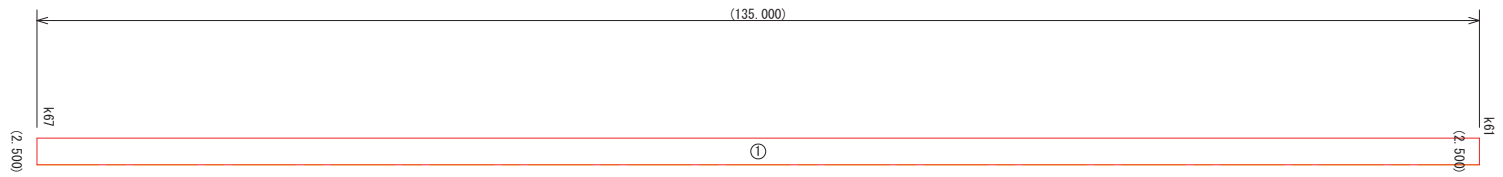
工事名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
図面名	浄水場周回道路除草 展開図		
作成年月日			
縮尺	Non	図面番号	A-1-12
会社名	南勢水道事務所		
事業者名			

(境界杭K108~K88付近)

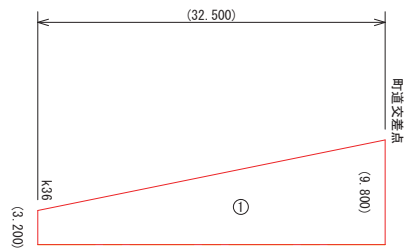


工事名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
図面名	外周道路除草展開図（境界杭K108~K88付近）		
作成年月日			
縮尺	図面番号	A-1-13	
会社名			
事業者名			

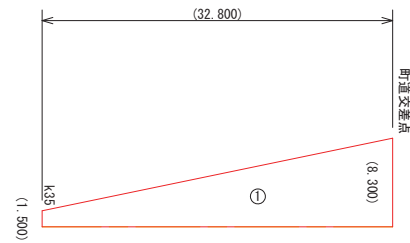
(境界杭K67~K61)



(境界杭K36~町道交差点)

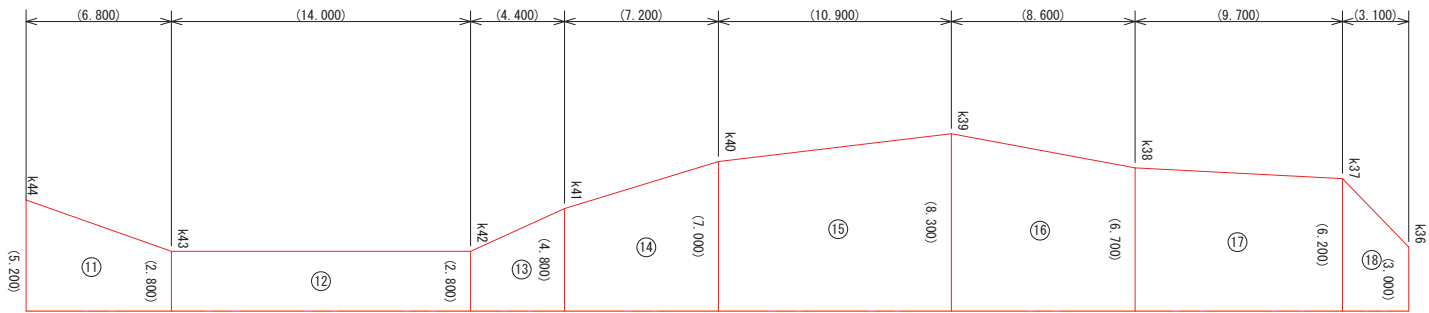
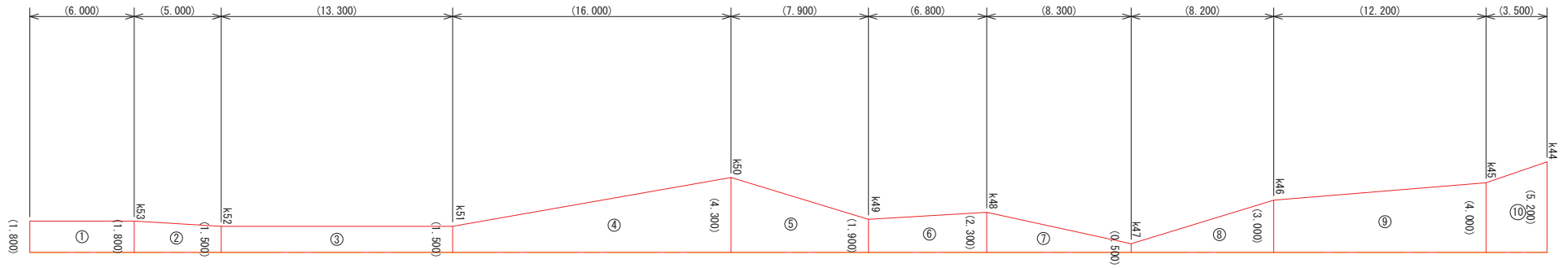


(境界杭K35~町道交差点)



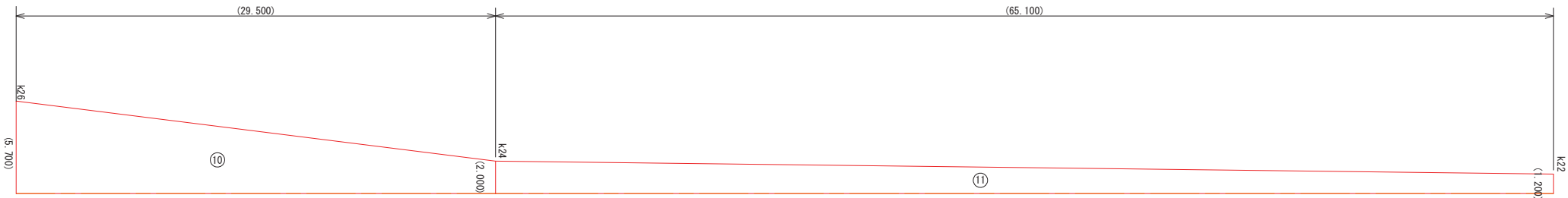
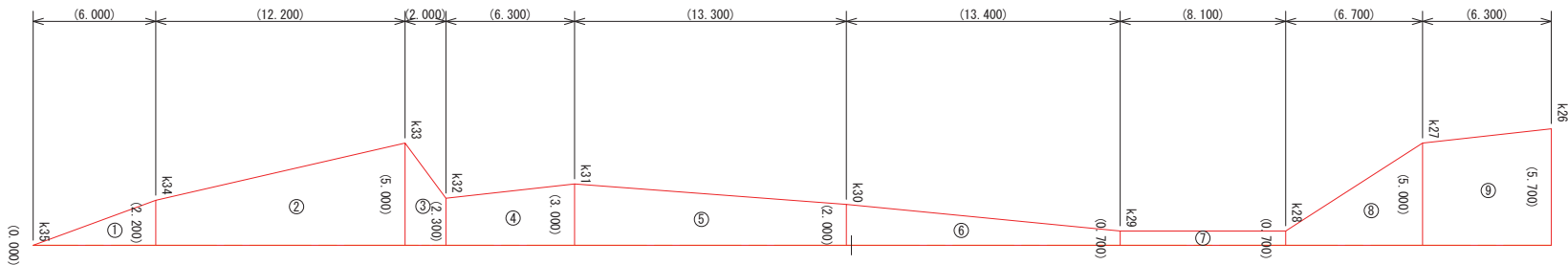
工事名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
図面名	外周道路除草展開図 (境界杭K67~K61) (境界杭K36~町道交差点)(境界杭K35~町道交差点)		
作成年月日			
縮尺		図面番号	A-1-14
会社名			
事業者名			

(境界杭K53付近～K36)



工事名	多気浄水ほか環境保全業務委託		
図面名	外周道路除草展開図 (境界杭K53付近～K36)		
作成年月日			
縮尺		図面番号	A-1-15
会社名			
事業者名			

(境界杭K35~K22)



工事名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
図面名	外周道路除草展開図 (境界杭K35~K22)		
作成年月日			
縮尺		図面番号	A-1-16
会社名			
事業者名			

(境界杭K108～K88付近)

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
k108		1.800		
k107	13.800	2.000	1.9000	26.220
k106	7.700	3.800	2.9000	22.330
k105	6.900	4.000	3.9000	26.910
k104	5.500	2.500	3.2500	17.875
k103	7.700	2.700	2.6000	20.020
k102	19.000	2.300	2.5000	47.500
k101	6.500	0.700	1.5000	9.750
k100	7.100	0.900	0.8000	5.680
k100-8.0	8.000	0.500	0.7000	5.600
k99	11.000	0.800	0.6500	7.150
k99 (同所)		3.000		
k97	34.000	5.500	4.2500	144.500
k96	12.000	4.000	4.7500	57.000
k94	11.000	6.800	5.4000	59.400
k93	6.300	3.000	4.9000	30.870
k92	16.700	2.000	2.5000	41.750
k91	29.200	3.000	2.5000	73.000
k90	14.300	2.800	2.9000	41.470
k89	23.000	4.500	3.6500	83.950
k88	8.100	3.400	3.9500	31.995
k88-5.0	5.000	3.000	3.2000	16.000
合計	252.800			768.970

(境界杭K67～K61)

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
k67		2.500		
k61	135.000	2.500	2.5000	337.500
合計	135.000			337.500

(境界杭K36～町道交差点)

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
k36		3.200		
町道交差点	32.500	9.800	6.5000	211.250
合計	32.500			211.250

(境界杭K35～町道交差点)

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
k35		1.500		
町道交差点	32.800	8.300	4.9000	160.720
合計	32.800			160.720

(境界杭K53付近～K36)

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
k53+6.0		1.800		
k53	6.000	1.800	1.8000	10.800
k52	5.000	1.500	1.6500	8.250
k51	13.300	1.500	1.5000	19.950
k50	16.000	4.300	2.9000	46.400
k49	7.900	1.900	3.1000	24.490
k48	6.800	2.300	2.1000	14.280
k47	8.300	0.500	1.4000	11.620
k46	8.200	3.000	1.7500	14.350
k45	12.200	4.000	3.5000	42.700
k44	3.500	5.200	4.6000	16.100
k43	6.800	2.800	4.0000	27.200
k42	14.000	2.800	2.8000	39.200
k41	4.400	4.800	3.8000	16.720
k40	7.200	7.000	5.9000	42.480
k39	10.900	8.300	7.6500	83.385
k38	8.600	6.700	7.5000	64.500
k37	9.700	6.200	6.4500	62.565
k36	3.100	3.000	4.6000	14.260
合計	151.900			559.250

(境界杭K35～K22)

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
k35		0.000		
k34	6.000	2.200	1.1000	6.600
k33	12.200	5.000	3.6000	43.920
k32	2.000	2.300	3.6500	7.300
k31	6.300	3.000	2.6500	16.695
k30	13.300	2.000	2.5000	33.250
k29	13.400	0.700	1.3500	18.090
k28	8.100	0.700	0.7000	5.670
k27	6.700	5.000	2.8500	19.095
k26	6.300	5.700	5.3500	33.705
k24	29.500	2.000	3.8500	113.575
k22	65.100	1.200	1.6000	104.160
合計	168.900			402.060

外周道路面積 合計 768.97+337.5+211.25+160.72+559.25+402.06
=2,439.75㎡

工事名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
図面名	外周道路除草数量計算		
作成年月日			
縮尺	図面番号	A-1-17	
会社名			
事業者名			

多気浄水場平面図



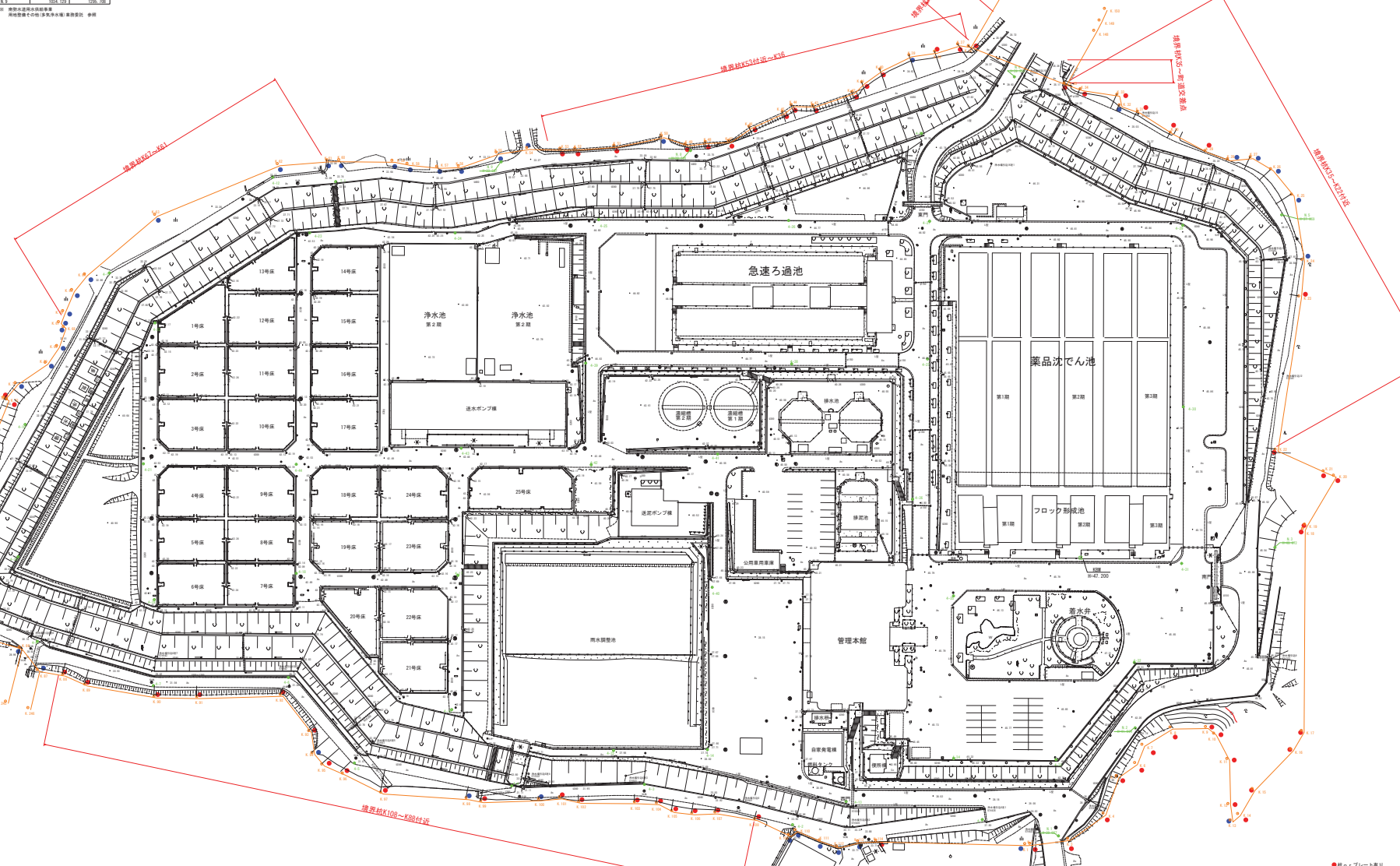
観測点座標リスト

点名	X座標	Y座標
観測点1	1000000	1000000
観測点2	1000001	1000001
観測点3	1000002	1000002
観測点4	1000003	1000003
観測点5	1000004	1000004
観測点6	1000005	1000005
観測点7	1000006	1000006
観測点8	1000007	1000007
観測点9	1000008	1000008
観測点10	1000009	1000009
観測点11	1000010	1000010
観測点12	1000011	1000011
観測点13	1000012	1000012
観測点14	1000013	1000013
観測点15	1000014	1000014
観測点16	1000015	1000015
観測点17	1000016	1000016
観測点18	1000017	1000017
観測点19	1000018	1000018
観測点20	1000019	1000019
観測点21	1000020	1000020
観測点22	1000021	1000021
観測点23	1000022	1000022
観測点24	1000023	1000023
観測点25	1000024	1000024
観測点26	1000025	1000025
観測点27	1000026	1000026
観測点28	1000027	1000027
観測点29	1000028	1000028
観測点30	1000029	1000029
観測点31	1000030	1000030
観測点32	1000031	1000031
観測点33	1000032	1000032
観測点34	1000033	1000033
観測点35	1000034	1000034
観測点36	1000035	1000035
観測点37	1000036	1000036
観測点38	1000037	1000037
観測点39	1000038	1000038
観測点40	1000039	1000039
観測点41	1000040	1000040
観測点42	1000041	1000041
観測点43	1000042	1000042
観測点44	1000043	1000043
観測点45	1000044	1000044
観測点46	1000045	1000045
観測点47	1000046	1000046
観測点48	1000047	1000047
観測点49	1000048	1000048
観測点50	1000049	1000049
観測点51	1000050	1000050
観測点52	1000051	1000051
観測点53	1000052	1000052
観測点54	1000053	1000053
観測点55	1000054	1000054
観測点56	1000055	1000055
観測点57	1000056	1000056
観測点58	1000057	1000057
観測点59	1000058	1000058
観測点60	1000059	1000059
観測点61	1000060	1000060
観測点62	1000061	1000061
観測点63	1000062	1000062
観測点64	1000063	1000063
観測点65	1000064	1000064
観測点66	1000065	1000065
観測点67	1000066	1000066
観測点68	1000067	1000067
観測点69	1000068	1000068
観測点70	1000069	1000069
観測点71	1000070	1000070
観測点72	1000071	1000071
観測点73	1000072	1000072
観測点74	1000073	1000073
観測点75	1000074	1000074
観測点76	1000075	1000075
観測点77	1000076	1000076
観測点78	1000077	1000077
観測点79	1000078	1000078
観測点80	1000079	1000079
観測点81	1000080	1000080
観測点82	1000081	1000081
観測点83	1000082	1000082
観測点84	1000083	1000083
観測点85	1000084	1000084
観測点86	1000085	1000085
観測点87	1000086	1000086
観測点88	1000087	1000087
観測点89	1000088	1000088
観測点90	1000089	1000089
観測点91	1000090	1000090
観測点92	1000091	1000091
観測点93	1000092	1000092
観測点94	1000093	1000093
観測点95	1000094	1000094
観測点96	1000095	1000095
観測点97	1000096	1000096
観測点98	1000097	1000097
観測点99	1000098	1000098
観測点100	1000099	1000099

観測点座標リスト

点名	X座標	Y座標
観測点101	1000100	1000100
観測点102	1000101	1000101
観測点103	1000102	1000102
観測点104	1000103	1000103
観測点105	1000104	1000104
観測点106	1000105	1000105
観測点107	1000106	1000106
観測点108	1000107	1000107
観測点109	1000108	1000108
観測点110	1000109	1000109
観測点111	1000110	1000110
観測点112	1000111	1000111
観測点113	1000112	1000112
観測点114	1000113	1000113
観測点115	1000114	1000114
観測点116	1000115	1000115
観測点117	1000116	1000116
観測点118	1000117	1000117
観測点119	1000118	1000118
観測点120	1000119	1000119
観測点121	1000120	1000120
観測点122	1000121	1000121
観測点123	1000122	1000122
観測点124	1000123	1000123
観測点125	1000124	1000124
観測点126	1000125	1000125
観測点127	1000126	1000126
観測点128	1000127	1000127
観測点129	1000128	1000128
観測点130	1000129	1000129
観測点131	1000130	1000130
観測点132	1000131	1000131
観測点133	1000132	1000132
観測点134	1000133	1000133
観測点135	1000134	1000134
観測点136	1000135	1000135
観測点137	1000136	1000136
観測点138	1000137	1000137
観測点139	1000138	1000138
観測点140	1000139	1000139
観測点141	1000140	1000140
観測点142	1000141	1000141
観測点143	1000142	1000142
観測点144	1000143	1000143
観測点145	1000144	1000144
観測点146	1000145	1000145
観測点147	1000146	1000146
観測点148	1000147	1000147
観測点149	1000148	1000148
観測点150	1000149	1000149
観測点151	1000150	1000150
観測点152	1000151	1000151
観測点153	1000152	1000152
観測点154	1000153	1000153
観測点155	1000154	1000154
観測点156	1000155	1000155
観測点157	1000156	1000156
観測点158	1000157	1000157
観測点159	1000158	1000158
観測点160	1000159	1000159
観測点161	1000160	1000160
観測点162	1000161	1000161
観測点163	1000162	1000162
観測点164	1000163	1000163
観測点165	1000164	1000164
観測点166	1000165	1000165
観測点167	1000166	1000166
観測点168	1000167	1000167
観測点169	1000168	1000168
観測点170	1000169	1000169
観測点171	1000170	1000170
観測点172	1000171	1000171
観測点173	1000172	1000172
観測点174	1000173	1000173
観測点175	1000174	1000174
観測点176	1000175	1000175
観測点177	1000176	1000176
観測点178	1000177	1000177
観測点179	1000178	1000178
観測点180	1000179	1000179
観測点181	1000180	1000180
観測点182	1000181	1000181
観測点183	1000182	1000182
観測点184	1000183	1000183
観測点185	1000184	1000184
観測点186	1000185	1000185
観測点187	1000186	1000186
観測点188	1000187	1000187
観測点189	1000188	1000188
観測点190	1000189	1000189
観測点191	1000190	1000190
観測点192	1000191	1000191
観測点193	1000192	1000192
観測点194	1000193	1000193
観測点195	1000194	1000194
観測点196	1000195	1000195
観測点197	1000196	1000196
観測点198	1000197	1000197
観測点199	1000198	1000198
観測点200	1000199	1000199

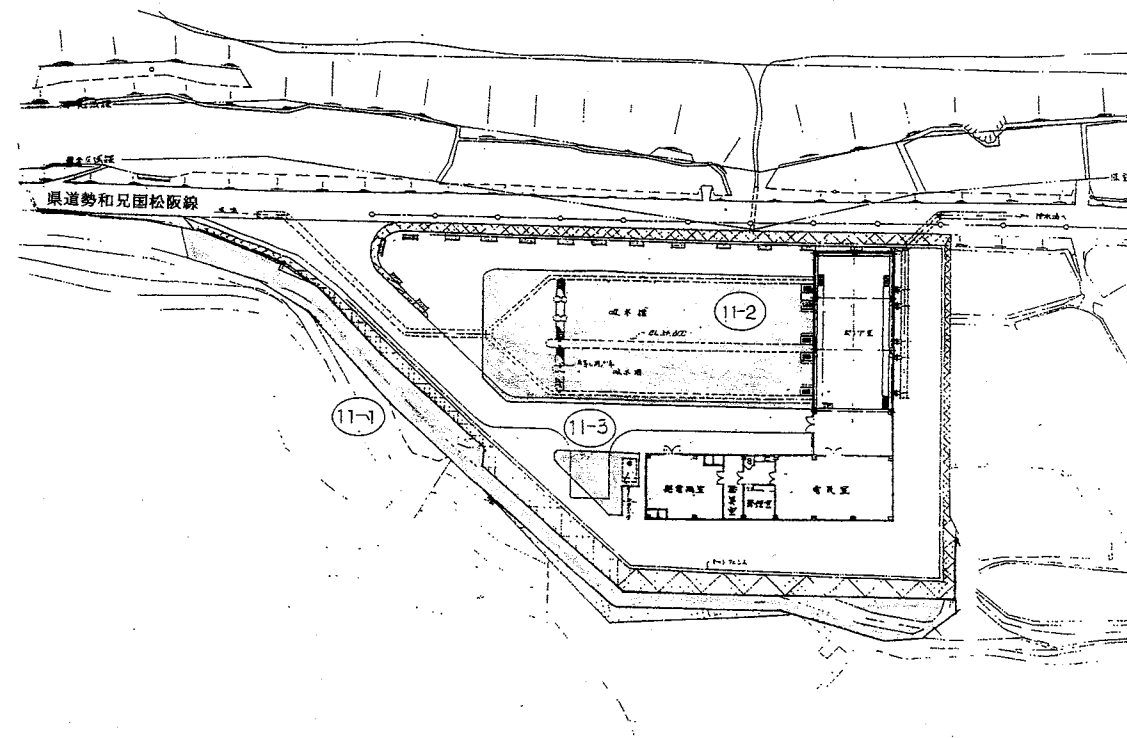
記号	名称	説明
○	観測点	観測点
△	境界点	境界点
□	建物	建物
■	道路	道路
○	井戸	井戸
○	ポンプ	ポンプ
○	弁	弁
○	配管	配管
○	電線	電線
○	その他	その他



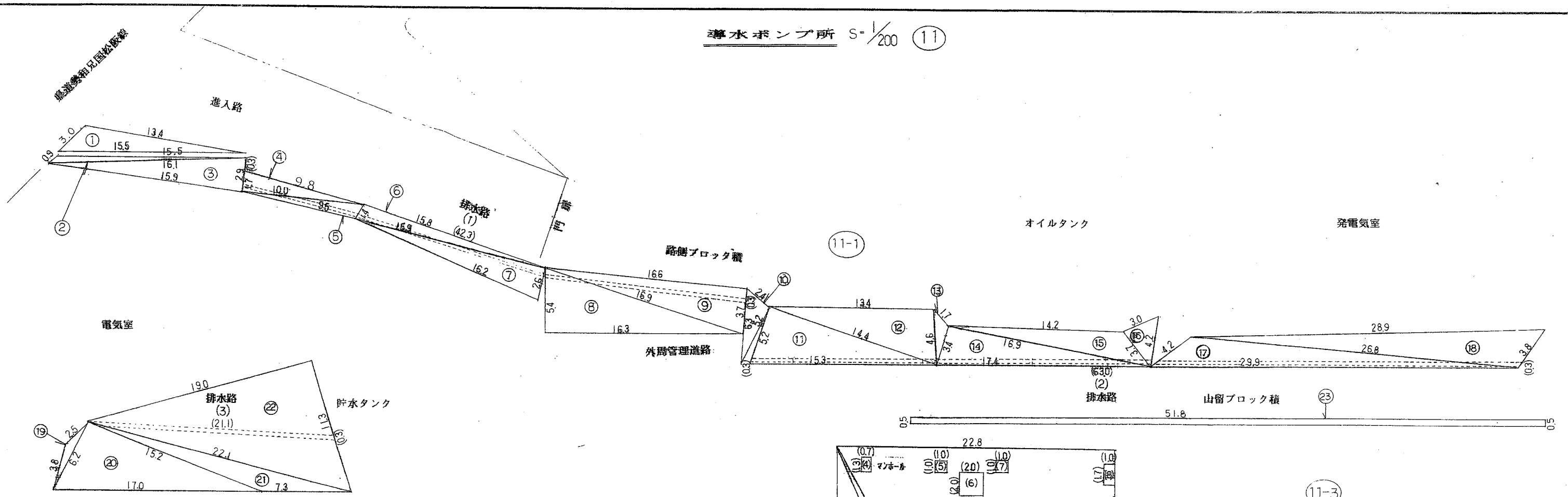
● 観測点
○ 境界点

工事名	多気浄水場改良設備整備事業
年度	平成28年度
作成年月日	2016年10月
縮尺	図面番号 A-1-18
会社名	
製図者	

導水ポンプ所



業務名	南勢志摩水道用水供給事業		
	多気浄水場他環境保全業務委託		
図面名	導水ポンプ所除草工全体平面図		
承認	審査	設計	
縮尺	三重県企業庁	図番	A-2-1
	平成 年 月 日	番	



導水ポンプ所

場所	番号	a	b	c	A(面積m ²)
外周法面	1	3.00	13.40	15.50	15.39
"	2	15.50	0.90	16.10	5.29
"	3	16.10	15.90	2.90	23.04
"	4	1.70	10.00	9.80	8.32
"	5	10.00	9.50	1.40	6.35
"	6	1.40	15.80	15.90	11.05
"	7	15.90	16.20	2.60	20.65
"	8	5.40	16.30	16.90	43.94
"	9	16.90	16.60	3.70	30.69
"	10	6.30	5.20	2.40	5.99
"	11	5.20	15.30	14.40	37.43
"	12	14.40	13.40	4.60	30.77
"	13	4.60	3.40	1.70	2.35
"	14	3.40	16.90	17.40	28.69
"	15	16.90	14.20	3.70	19.52
"	16	3.70	4.20	3.00	5.40
"	17	4.20	29.90	26.80	40.05
"	18	26.80	28.90	3.80	43.99
"	19	3.80	2.50	6.20	1.69
"	20	6.20	17.00	15.20	46.86
"	21	15.20	7.30	22.10	21.79
"	22	19.00	22.10	11.30	107.34
"	23	51.8×0.5			25.90
場内平地	24	46.60	19.50	50.50	454.34
"	25	50.50	4.80	48.40	106.59
"	26	48.40	42.60	22.80	485.63
"	27	17.50	12.30	9.00	52.17
"	28	5.70	9.00	6.80	19.37
"	29	1.30	12.30	12.10	7.82
"	30	12.10	12.30	4.50	26.95
"	31	4.50	3.50	2.20	3.76
合計					1739.12

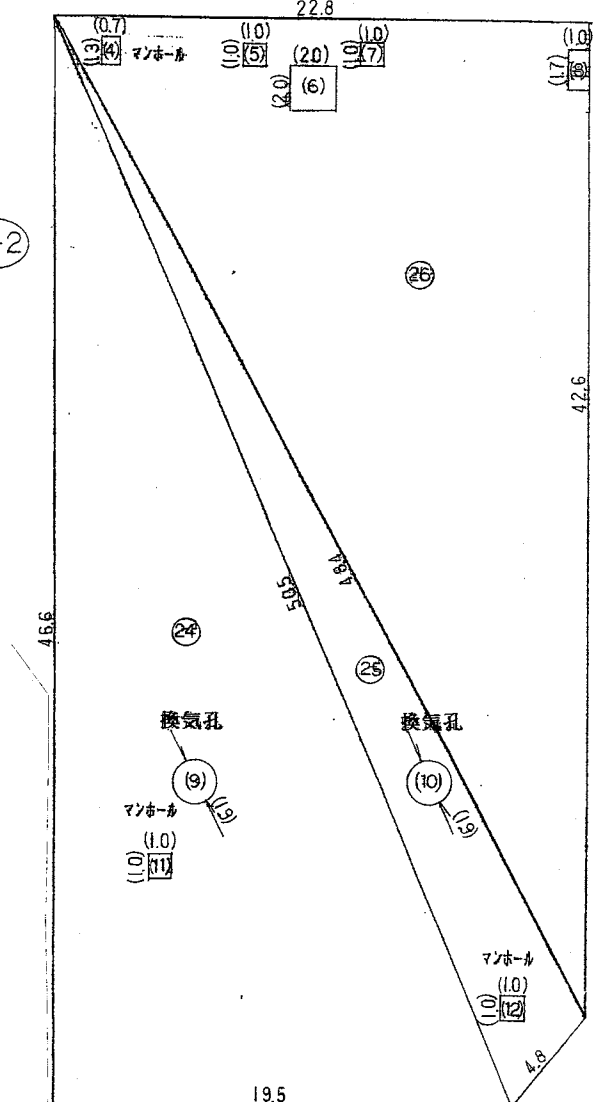
除地 ()内数値は控除地

場所	番号	算式	A(面積m ²)
排水路	(1)	42.3×0.3	12.69
"	(2)	63.0×0.3	18.90
"	(3)	21.1×0.3	6.33
マンホール	(4)	1.3×0.7	0.91
"	(5)	1.0×1.0	1.00
"	(6)	2.0×2.0	4.00
"	(7)	1.0×1.0	1.00
"	(8)	1.7×1.0	1.70
換気口	(9)	0.95×0.95×3.14	2.83
"	(10)	0.95×0.95×3.14	2.83
マンホール	(11)	1.0×1.0	1.00
"	(12)	1.0×1.0	1.00
オイルタンク	(13)	2.2×1.9	4.18
"	(14)	0.6×1.4	0.84
"	(15)	2.0×2.9	5.80
"	(16)	0.6×1.2	0.72
合計			65.73

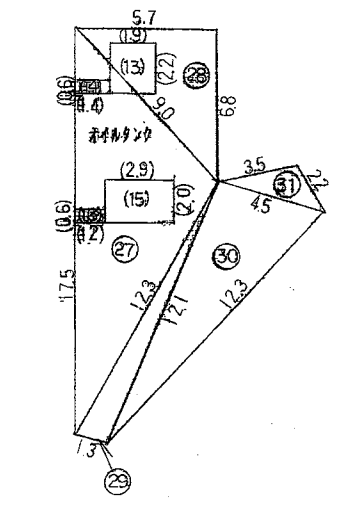
除草面積

1739.12 - 65.73 = 1673.39 1673.39m²

11-2

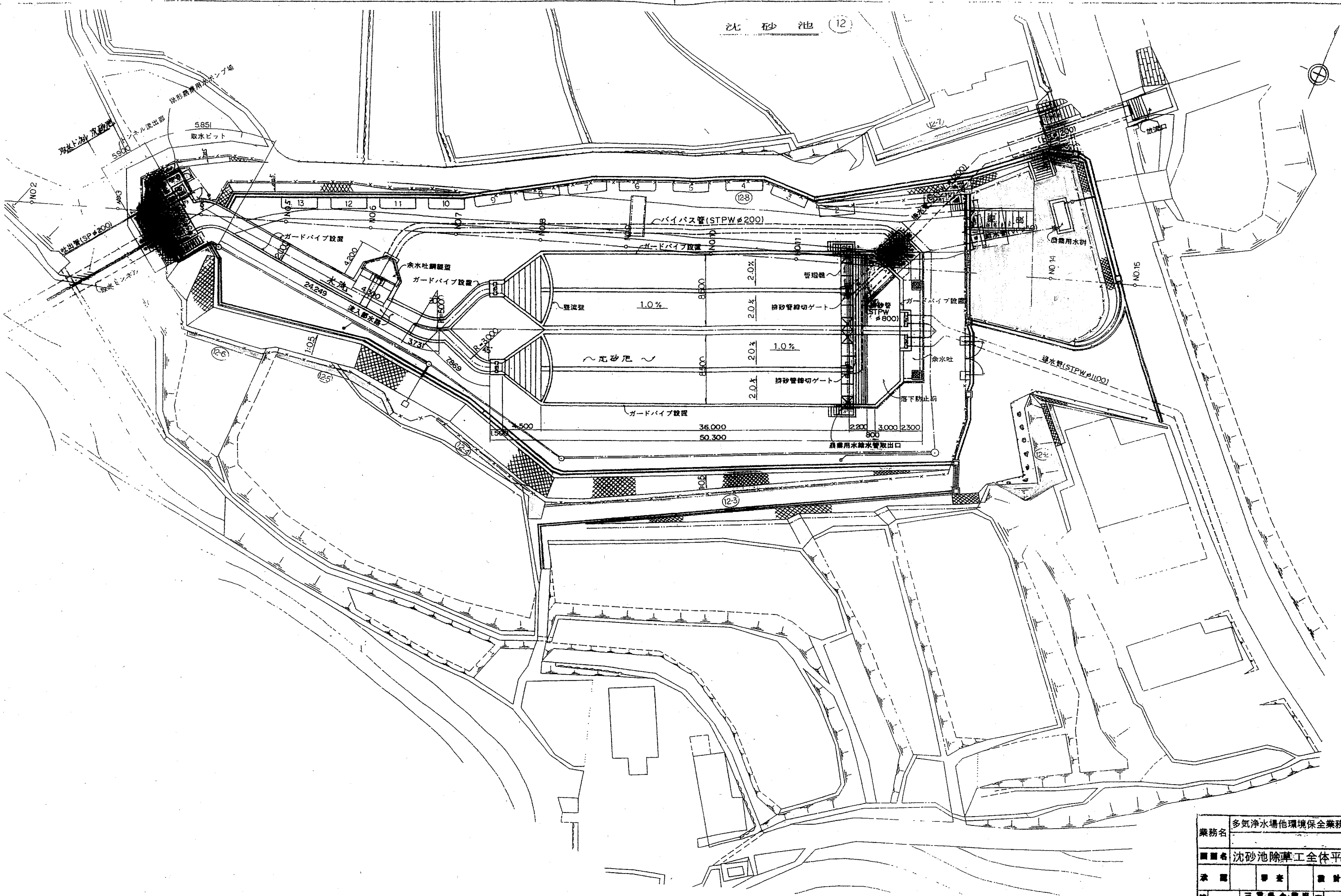


11-3



図面の名称	図面番号
導水ポンプ所除草工展開図	A-2-2
測量	平成 年 月 日終了
設計	
製原図	
図複写	
三重県企業庁	

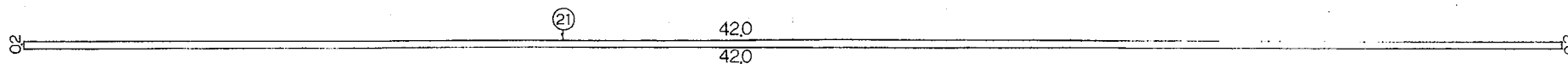
沈砂池 (12)



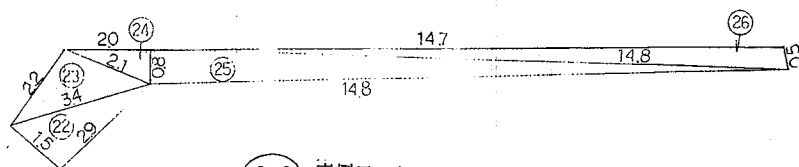
業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
図名	沈砂池除草工全体平面図		
承認	専査	設計	
製	三重県企業庁		A-3-1
尺			

沈砂池 S=1/100

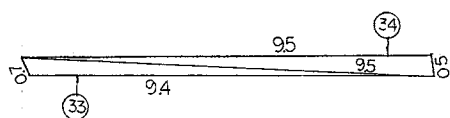
12-3 南側フェンス



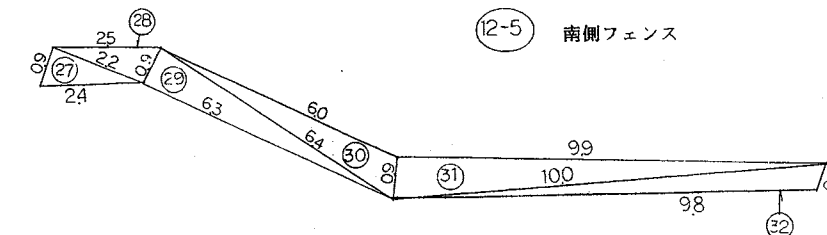
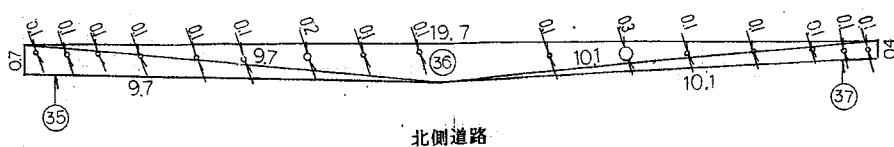
12-4 南側フェンス



12-6 南側フェンス



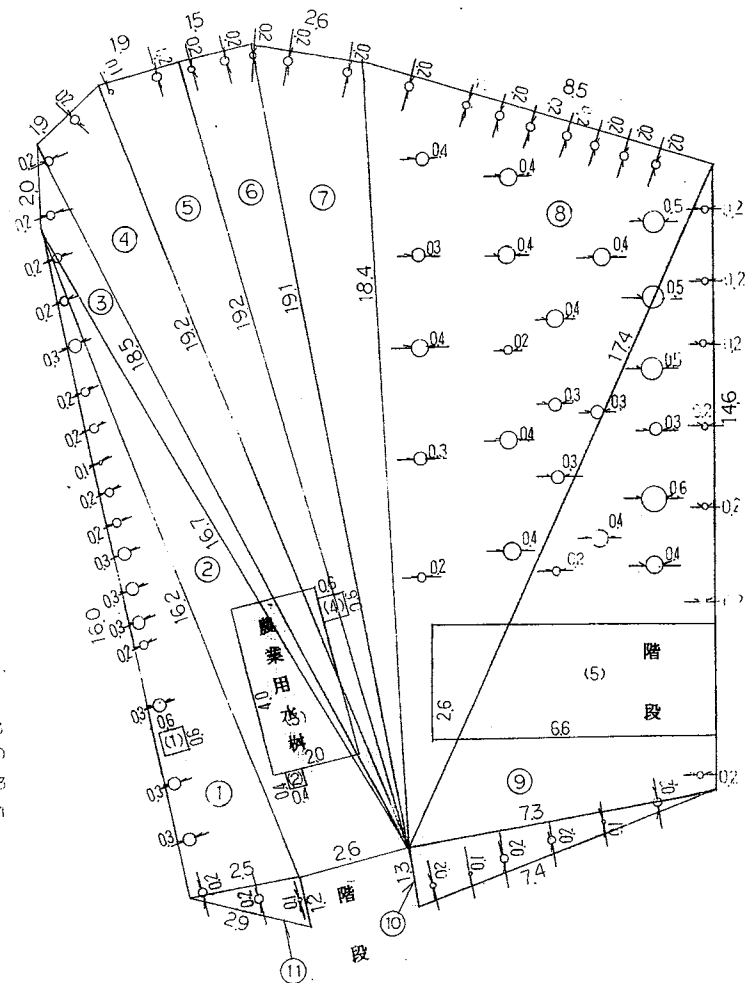
12-7 北側花壇



植栽

- (6) / - 0.1X14
- (7) / - 0.2X1
- (8) / - 0.3X1

12-1 東側花壇



植栽

- (6) / - 0.1X
- (7) / - 0.2X4
- (8) / - 0.3X13
- (9) / - 0.4X10
- 13 / - 0.5X3
- 31 / - 0.6X1

() 内数値は控除地 沈砂池

場所	番号	a	b	c	A(面積m ²)
東側花壇	1	2.50	16.00	16.20	19.99
"	2	16.70	2.60	16.20	20.92
"	3	16.70	2.00	18.50	7.65
"	4	19.20	1.90	18.50	16.62
"	5	19.20	1.90	19.20	18.21
"	6	19.10	1.50	19.20	14.31
"	7	19.10	2.60	18.40	23.41
"	8	17.40	8.50	18.40	73.38
"	9	17.40	14.60	7.30	52.51
"	10	1.30	7.40	7.30	4.74
"	11	1.20	2.50	2.90	1.48
進入路	12	0.40	13.90	13.90	2.77
"	13	1.00	14.80	13.90	3.12
"	14	1.00	5.00	4.30	1.65
"	15	0.40	4.30	4.30	0.85
"	16	4.40	2.00	4.30	4.22
"	17	5.60	8.40	4.30	10.86
"	18	5.60	6.00	2.10	5.87
"	19	5.60	3.80	2.10	2.47
"	20	5.60	4.90	2.40	5.86
南側フェンス	21	0.20×42.00			8.40
"	22	1.50	2.90	3.40	2.16
"	23	2.20	3.40	2.10	2.23
"	24	2.10	2.00	0.80	0.79
"	25	0.80	14.80	14.80	5.91
"	26	0.50	14.70	14.80	3.61
"	27	0.90	2.40	2.20	0.98
"	28	0.90	2.50	2.20	0.97
"	29	0.90	6.30	6.40	2.83
"	30	0.90	6.00	6.40	2.49
"	31	0.90	9.90	10.00	4.44
"	32	0.70	9.80	10.00	3.31
"	33	0.70	9.40	9.50	3.27
"	34	9.50	9.50	0.50	2.37
北側花壇	35	0.70	9.70	9.70	3.39
"	36	10.10	19.70	9.70	9.78
"	37	10.10	0.40	10.10	2.01
合計					349.83

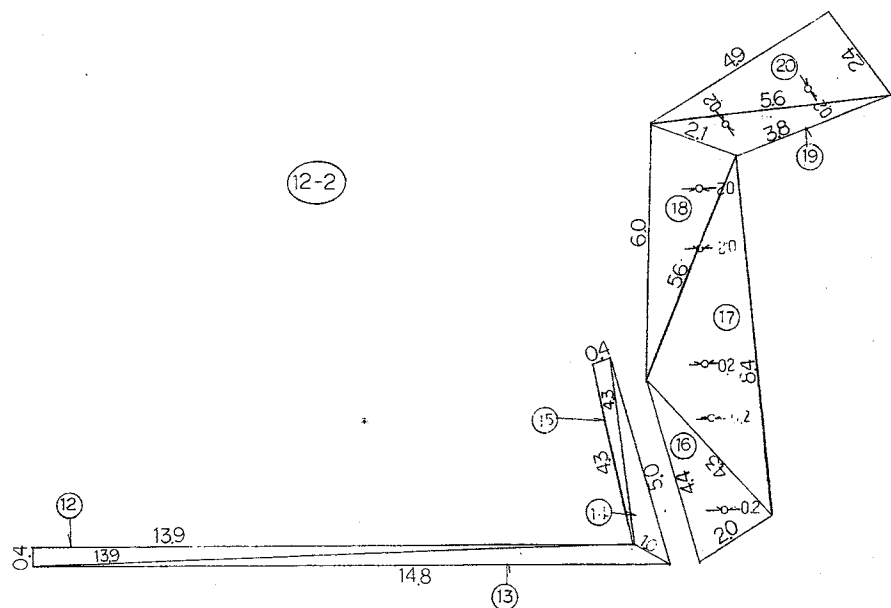
除地 () 内数値は控除地

場所	番号	算式	A(面積m ²)
マンホール	(1)	0.6×0.6	0.36
用水桝	(2)	0.4×0.4	0.16
"	(3)	2.0×4.0	8.00
"	(4)	0.6×0.6	0.36
階段	(5)	2.6×6.6	17.16
植栽	(6)	0.05×0.05×3.14×19	0.14
"	(7)	0.10×0.10×3.14×48	1.50
"	(8)	0.15×0.15×3.14×26	0.98
"	(9)	0.20×0.20×3.14×10	1.25
"	(10)	0.25×0.25×3.14×3	0.58
"	(11)	0.30×0.30×3.14	0.28
合計			30.77

除草面積

349.83 - 30.77 = 319.06 319.06m²

12-2



進入路→沈砂池

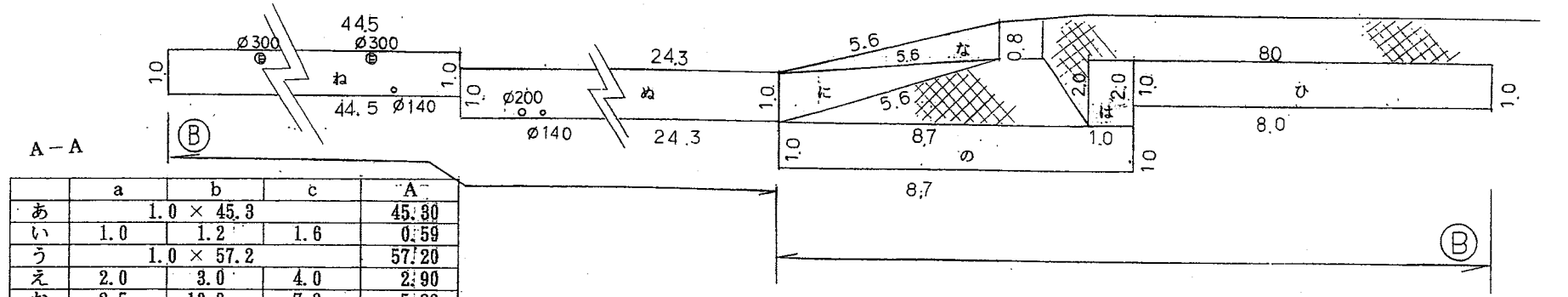
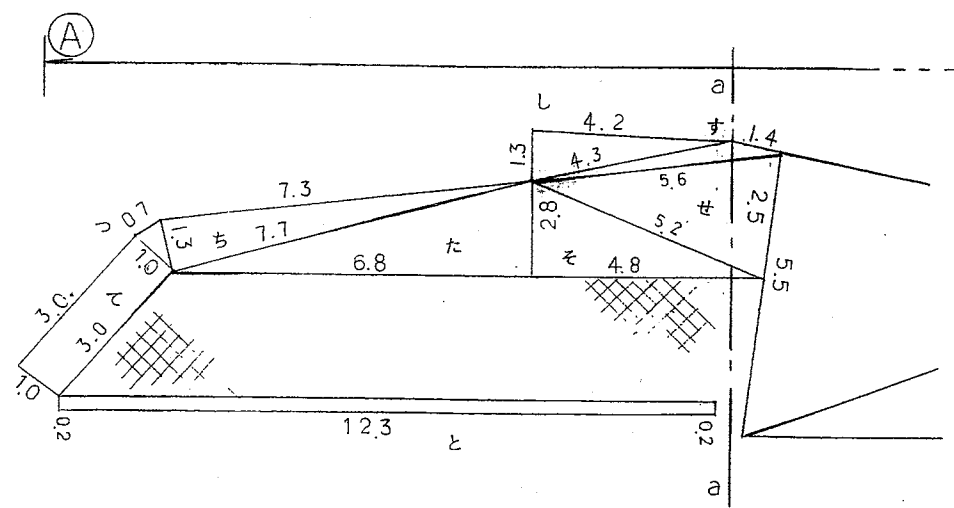
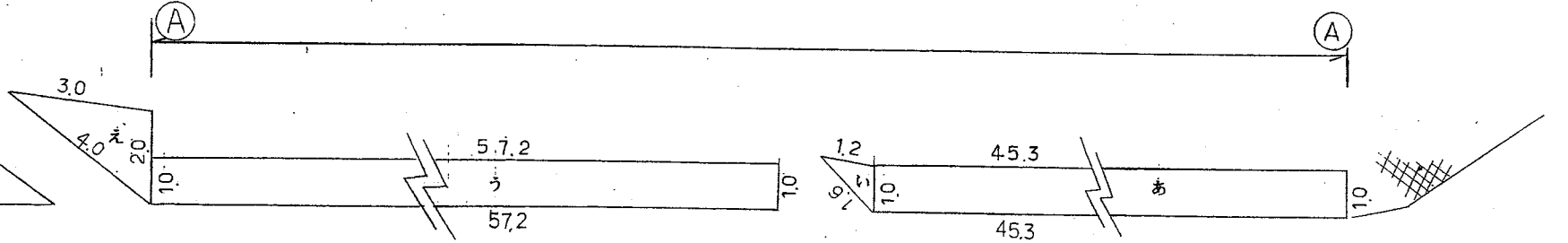
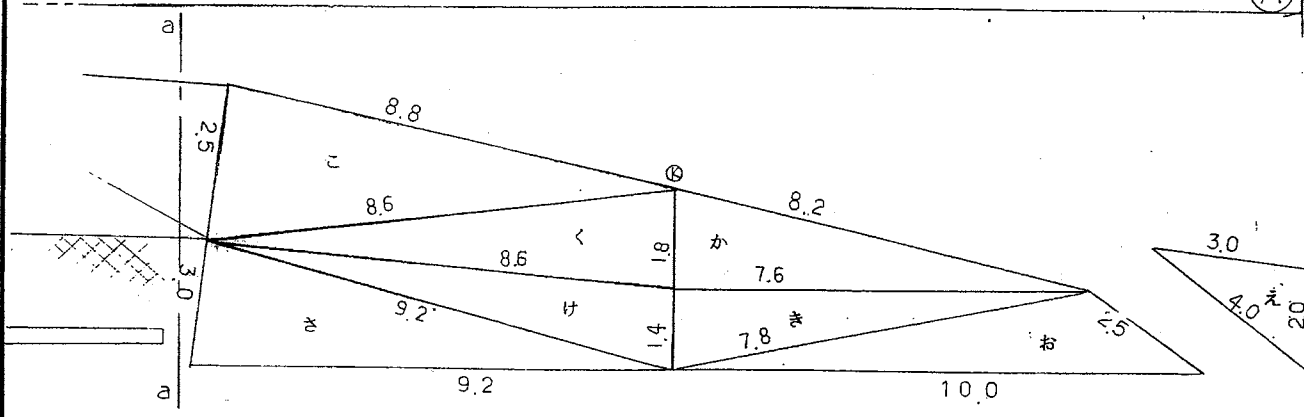
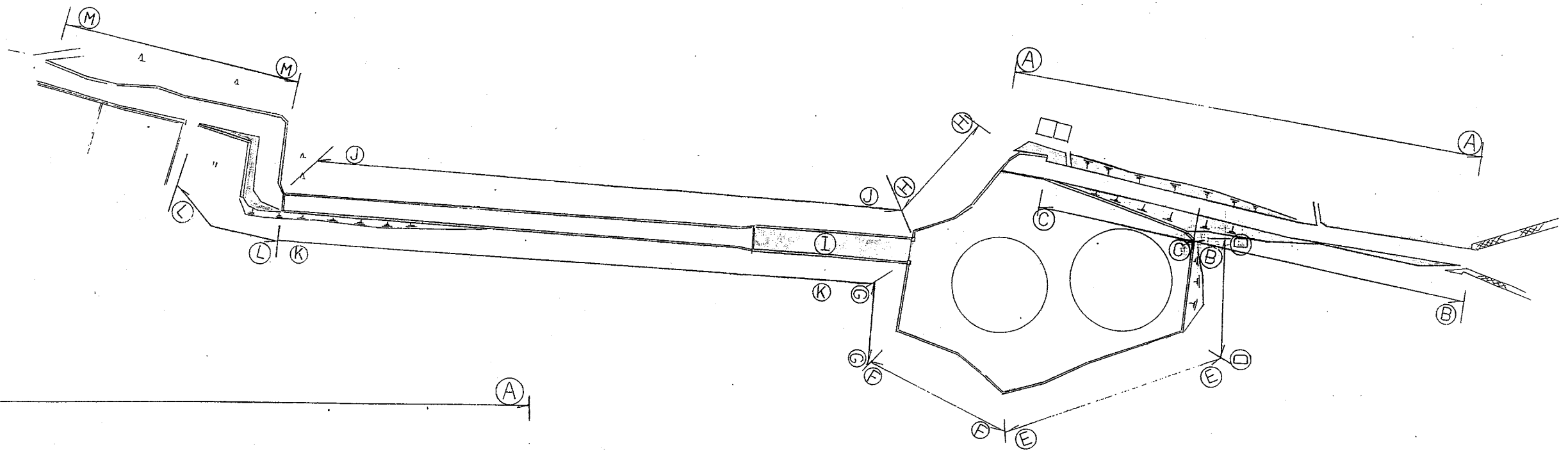
植栽

- 7 / - 0.2X7

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
図面名	沈砂池除草工展開図		
縮尺		図番	A-3-2

A-A	197.78
B-B	92.31
C-C	104.92
D-H	110.50
I	801.13
J-K	871.43
L-M	148.46

計 1,326.53 m²



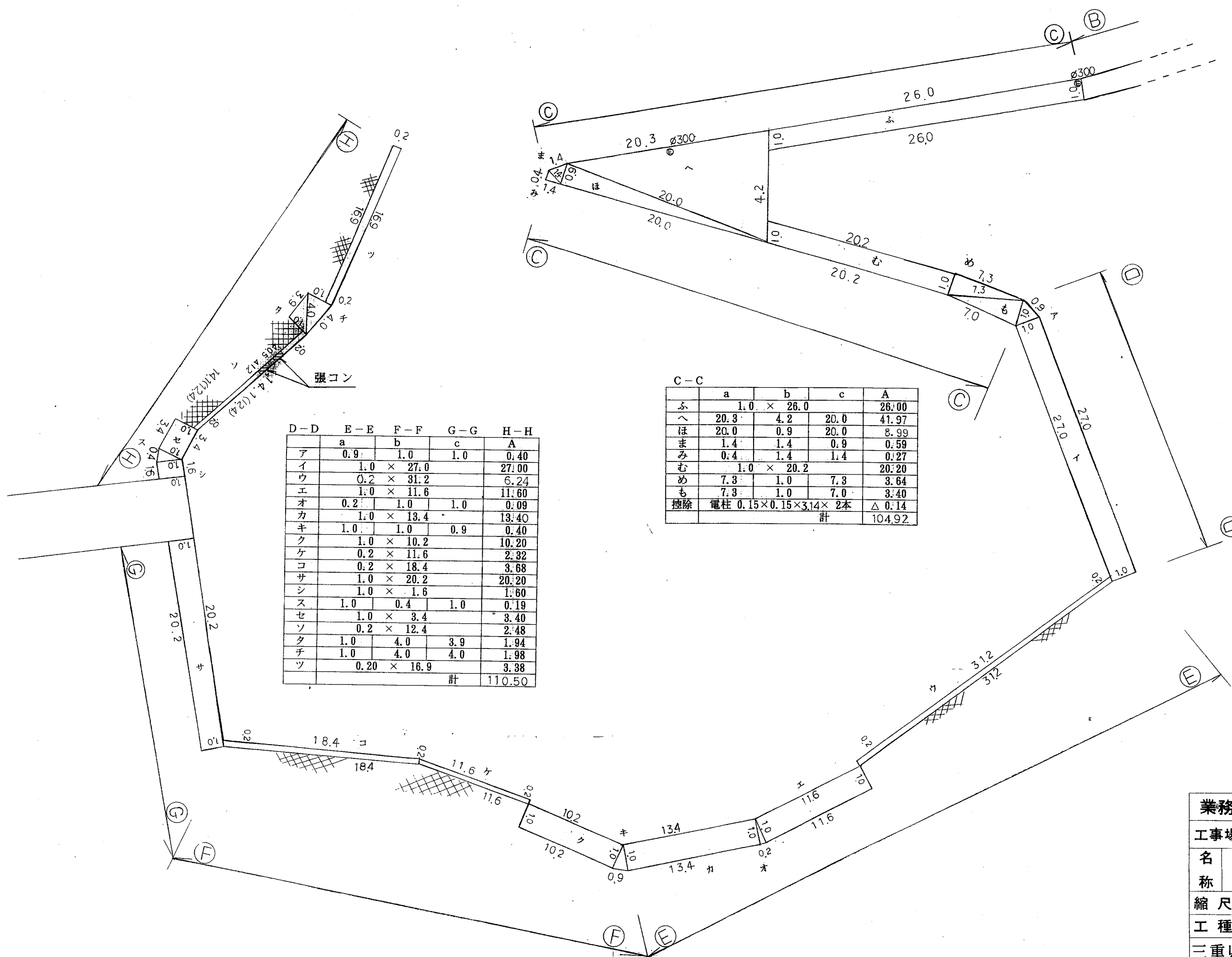
A-A

	a	b	c	A
あ	1.0	45.3		45.30
い	1.0	1.2	1.6	0.59
う	1.0	57.2		57.20
え	2.0	3.0	4.0	2.90
お	2.5	10.0	7.8	5.23
か	8.2	7.6	1.8	6.65
かき	7.6	7.8	1.4	5.31
く	8.6	8.6	1.8	7.69
け	8.6	9.2	1.4	5.61
こ	8.8	8.6	2.5	10.72
さ	9.2	9.2	3.0	13.61
し	4.2	1.3	4.3	2.72
す	1.4	4.3	5.6	1.27
せ	5.6	2.5	5.2	6.48
そ	5.2	2.8	4.8	6.65
た	2.8	6.8	7.7	9.43
ち	7.7	7.3	1.3	4.62
つ	1.3	0.7	1.0	0.34
て	1.0	3.0		3.00
と	12.3	0.2		2.46
計				197.78

B-B

	a	b	c	A
な	0.8	5.6	5.6	2.23
に	5.6	5.6	1.0	2.78
ぬ	1.0	24.3		24.30
ね	1.0	44.5		44.50
の	1.0	8.7		8.70
は	1.0	2.0		2.00
ひ	1.0	8.0		8.00
控除	電柱	0.15 × 0.15 × 314 × 2本		△ 0.14
〃	木	0.1 × 0.1 × 314		△ 0.03
〃	木	0.07 × 0.07 × 314 × 2本		△ 0.03
計				92.31

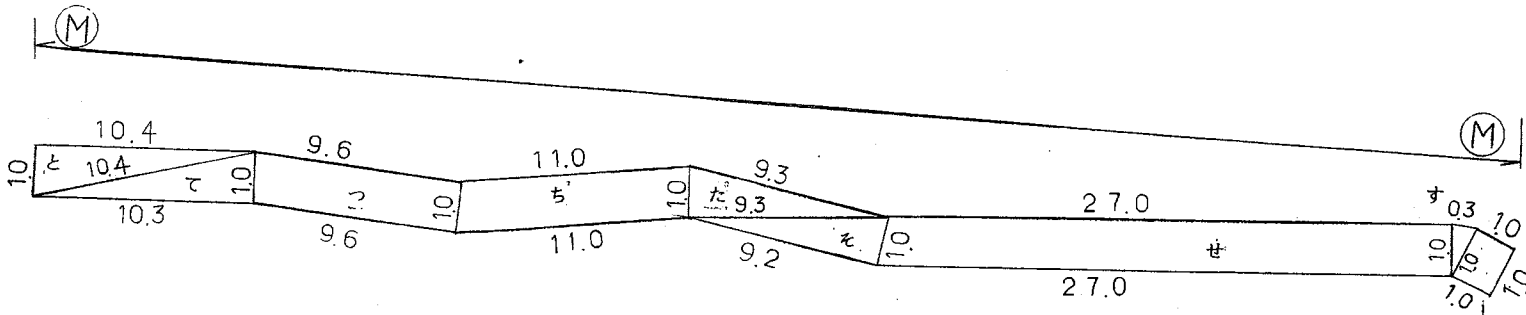
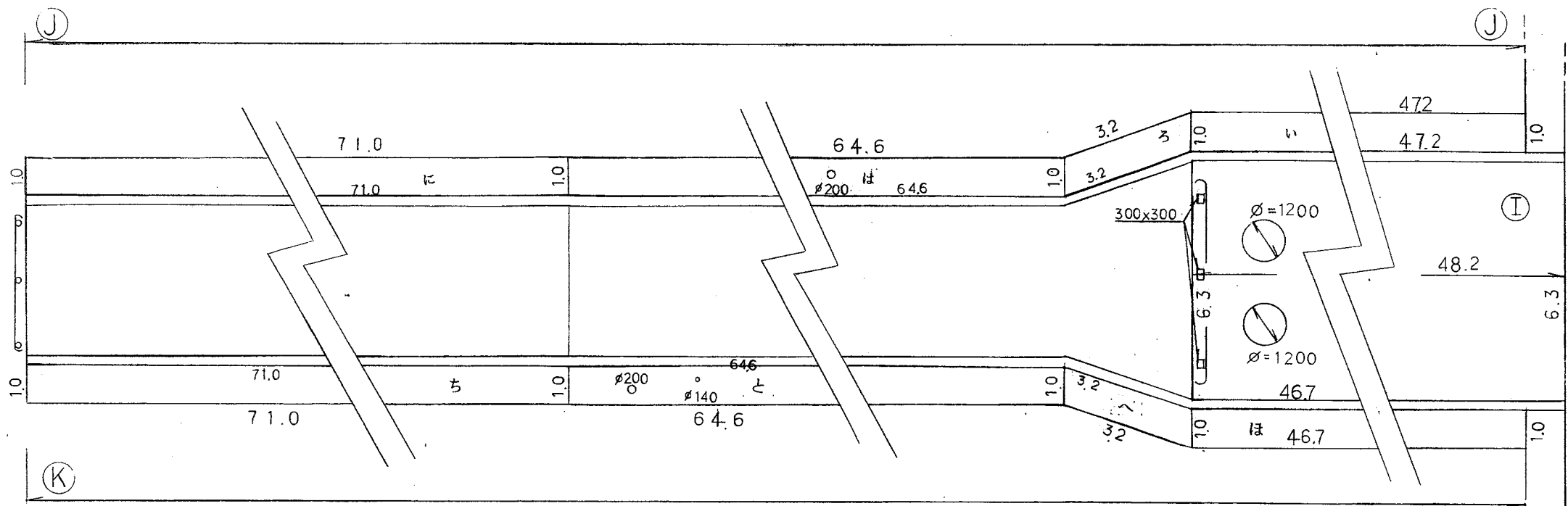
業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
工事場所			
名称	多気調整池除草工①		
縮尺		設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図面番号	A-4-1	



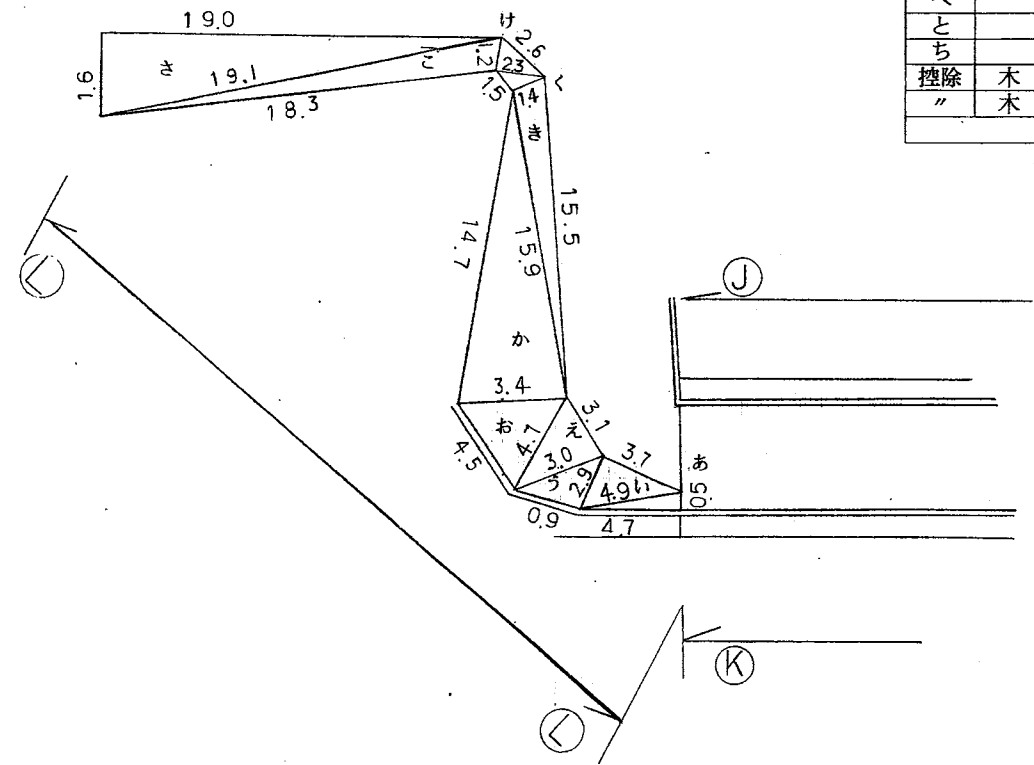
D-D	E-E	F-F	G-G	H-H
	a	b	c	A
ア	0.9	1.0	1.0	0.40
イ	1.0 × 27.0			27.00
ウ	0.2 × 31.2			6.24
エ	1.0 × 11.6			11.60
オ	0.2	1.0	1.0	0.09
カ	1.0 × 13.4			13.40
キ	1.0	1.0	0.9	0.40
ク	1.0 × 10.2			10.20
ケ	0.2 × 11.6			2.32
コ	0.2 × 18.4			3.68
サ	1.0 × 20.2			20.20
シ	1.0 × 1.6			1.60
ス	1.0	0.4	1.0	0.19
セ	1.0 × 3.4			3.40
ソ	0.2 × 12.4			2.48
タ	1.0	4.0	3.9	1.94
チ	1.0	4.0	4.0	1.98
ツ	0.20 × 16.9			3.38
			計	110.50

C-C	a	b	c	A
ふ	1.0	26.0		26.00
へ	20.3	4.2	20.0	41.97
ほ	20.0	0.9	20.0	8.99
ま	1.4	1.4	0.9	0.59
み	0.4	1.4	1.4	0.27
む	1.0	20.2		20.20
め	7.3	1.0	7.3	3.64
も	7.3	1.0	7.0	3.40
控除	電柱 0.15×0.15×3.14×2本			△0.14
			計	104.92

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
工事場所			
名称	多気調整池除草工②		
縮尺		設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図番	面号	A-4-2



L-L	M-M	a	b	c	A
あ		0.5	4.7	4.9	1.09
い		4.9	3.7	2.9	5.34
う		2.9	0.9	3.0	1.30
え		3.0	3.1	4.7	4.56
お		4.7	4.5	3.4	7.25
か		3.4	14.7	15.9	24.18
き		15.9	15.5	1.4	10.52
く		1.4	1.5	2.3	1.01
け		2.3	2.6	1.2	1.37
こ		1.2	18.3	19.1	8.95
さ		19.1	19.0	1.6	15.19
し		1.0 × 1.0			1.00
す		1.0	0.3	1.0	0.14
せ		1.0 × 27.0			27.00
そ		1.0	9.2	9.3	4.59
た		9.3	9.3	1.0	4.64
ち		1.0 × 11.0			11.00
つ		1.0 × 9.6			9.60
て		1.0	10.3	10.4	5.14
と		10.4	10.4	1.0	5.19
				計	148.46



J-J	K-K	a	b	c	A
い		1.0 × 47.2			47.20
ろ		1.0 × 3.2			3.20
は		1.0 × 64.6			64.60
に		1.0 × 71.0			71.00
ほ		1.0 × 46.7			46.70
へ		1.0 × 3.2			3.20
と		1.0 × 64.6			64.60
ち		1.0 × 71.0			71.00
控除	木	0.1 × 0.1 × 314	2本		△ 0.06
"	木	0.07 × 0.07 × 314	1本		△ 0.01
			計		371.43

I	a	b	c	A
	48.2 × 6.3			303.66
控除	MH	0.6 × 0.6 × 314 × 2個		△ 2.26
"	G	0.3 × 0.3 × 3個		△ 0.27
			計	301.13

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
工事場所			
名称	多気調整池除草工③		
縮尺		設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図面番	号	A-4-3

(左側)

計測距離	単1距離	幅員	平均幅員	面積
0+00		1.00		
2+90	2.90	1.00	1.000	2.90
79+50	79.50	1.00	1.000	79.50
82+90	6.40	1.00	1.000	6.40
119+50	119.50	1.00	1.000	119.50
187+40	2.20	1.00	1.000	2.20
189+60	48.80	1.00	1.000	48.80
217+00	1.10	1.00	1.000	1.10
218+00	0.90	1.00	1.000	0.90
258+00	10.30	1.00	1.000	10.30
287+80	28.60	1.00	1.000	28.60
287+80	3.50	1.00	1.000	3.50
287+80	71.20	1.00	1.000	71.20
388+00	0.80	1.00	1.000	0.80
429+50	60.20	1.00	1.000	60.20
429+50	1.10	1.00	1.000	1.10
450+80	25.80	1.00	1.000	25.80
450+80	1.40	1.00	1.000	1.40
450+80	6.20	1.00	1.000	6.20
478+50	20.90	1.00	1.000	20.90
591+70	119.20	1.00	1.000	119.20
合計距離	591.70m	合計面積		544.70㎡

電柱 $\phi 340$ 3本 $0.34 \times 0.34 \times 3.14 / 4 \times 3 = 0.27 \text{㎡}$
 ガードレール支柱 $\phi 100$ 2本 $0.10 \times 0.10 \times 3.14 / 4 \times 2 = 0.01 \text{㎡}$
 立木 $\phi 100$ 9本 $0.10 \times 0.10 \times 3.14 / 4 \times 9 = 0.07 \text{㎡}$
 $\phi 150$ 3本 $0.15 \times 0.15 \times 3.14 / 4 \times 3 = 0.06 \text{㎡}$
 $\phi 200$ 2本 $0.20 \times 0.20 \times 3.14 / 4 \times 2 = 0.06 \text{㎡}$
 計 0.46㎡
 除草面積 $544.70 - 0.46 = 544.24 \text{㎡}$

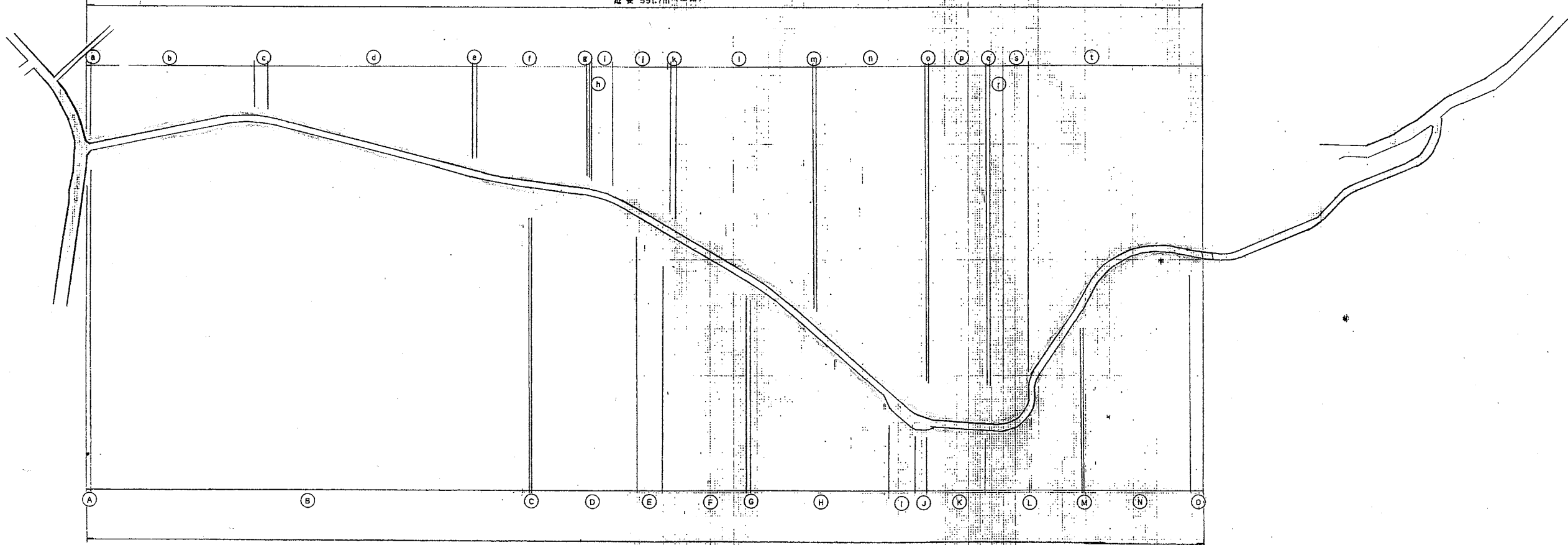
(右側)

計測距離	単1距離	幅員	平均幅員	面積
0+00		1.00		
2+90	2.90	1.00	1.000	2.90
181+80	181.80	1.00	1.000	181.80
184+30	0.00	1.00	1.000	0.00
185+40	1.10	1.00	1.000	1.10
185+40	47.40	1.00	1.000	47.40
242+80	0.00	1.00	1.000	0.00
258+30	19.50	1.00	1.000	19.50
258+30	40.90	1.00	1.000	40.90
288+80	2.00	1.00	1.000	2.00
288+80	80.20	1.00	1.000	80.20
376+80	0.00	1.00	1.000	0.00
382+80	19.70	1.00	1.000	19.70
382+80	4.00	1.00	1.000	4.00
388+80	0.90	1.00	1.000	0.90
388+80	25.80	1.00	1.000	25.80
422+80	0.90	1.00	1.000	0.90
422+80	68.50	1.00	1.000	68.50
481+40	0.80	1.00	1.000	0.80
482+20	0.80	1.00	1.000	0.80
587+00	94.80	1.00	1.000	94.80
587+00	0.90	1.00	1.000	0.90
587+30	6.60	1.00	1.000	6.60
合計距離	589.80m	合計面積		561.80㎡

電柱 $\phi 340$ 10本 $0.34 \times 0.34 \times 3.14 / 4 \times 10 = 0.90 \text{㎡}$
 計 0.90㎡
 除草面積 $561.80 - 0.90 = 561.00 \text{㎡}$

除草面積合計 $561.00 - 544.24 = 1.105.24 \text{㎡}$

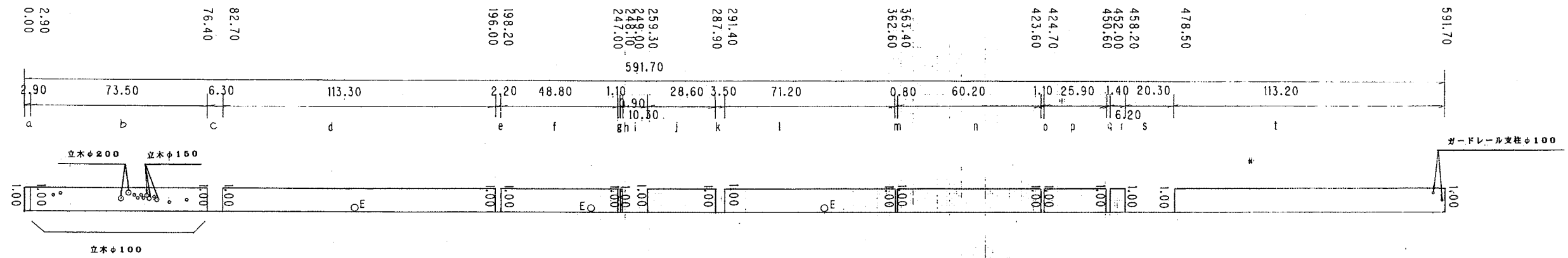
延長 591.7m (左側)



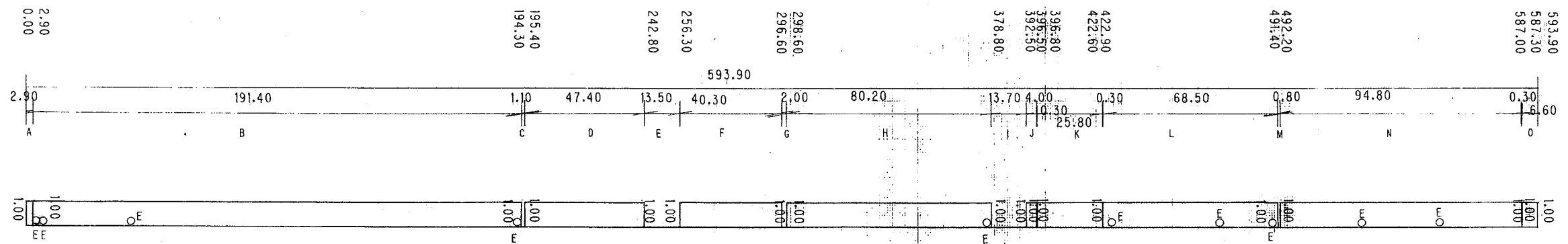
延長 593.9m (右側)

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
工事場所			
名称	明和分水除草工①		
縮尺		作成年月日	
工種		作成者	
三重県 企業庁	図面番号	A-5-1	

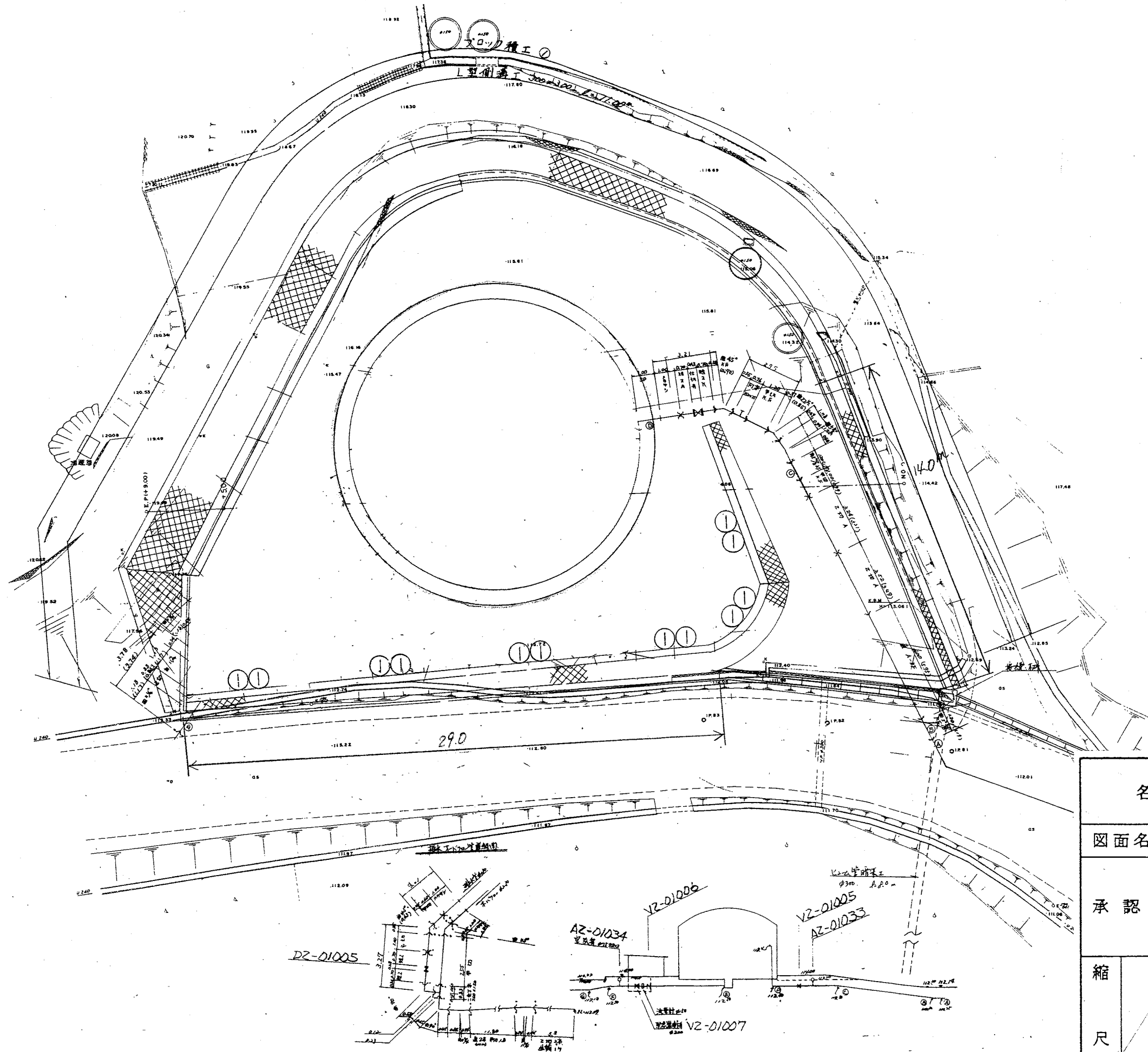
(左側)



(右側)



業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
工事場所			
名称	明和分水除草工②		
縮尺	縦 1/100	横 1/1000	作成年月日
工種			作成者
	三重県 企業庁	図面番号	A-5-2

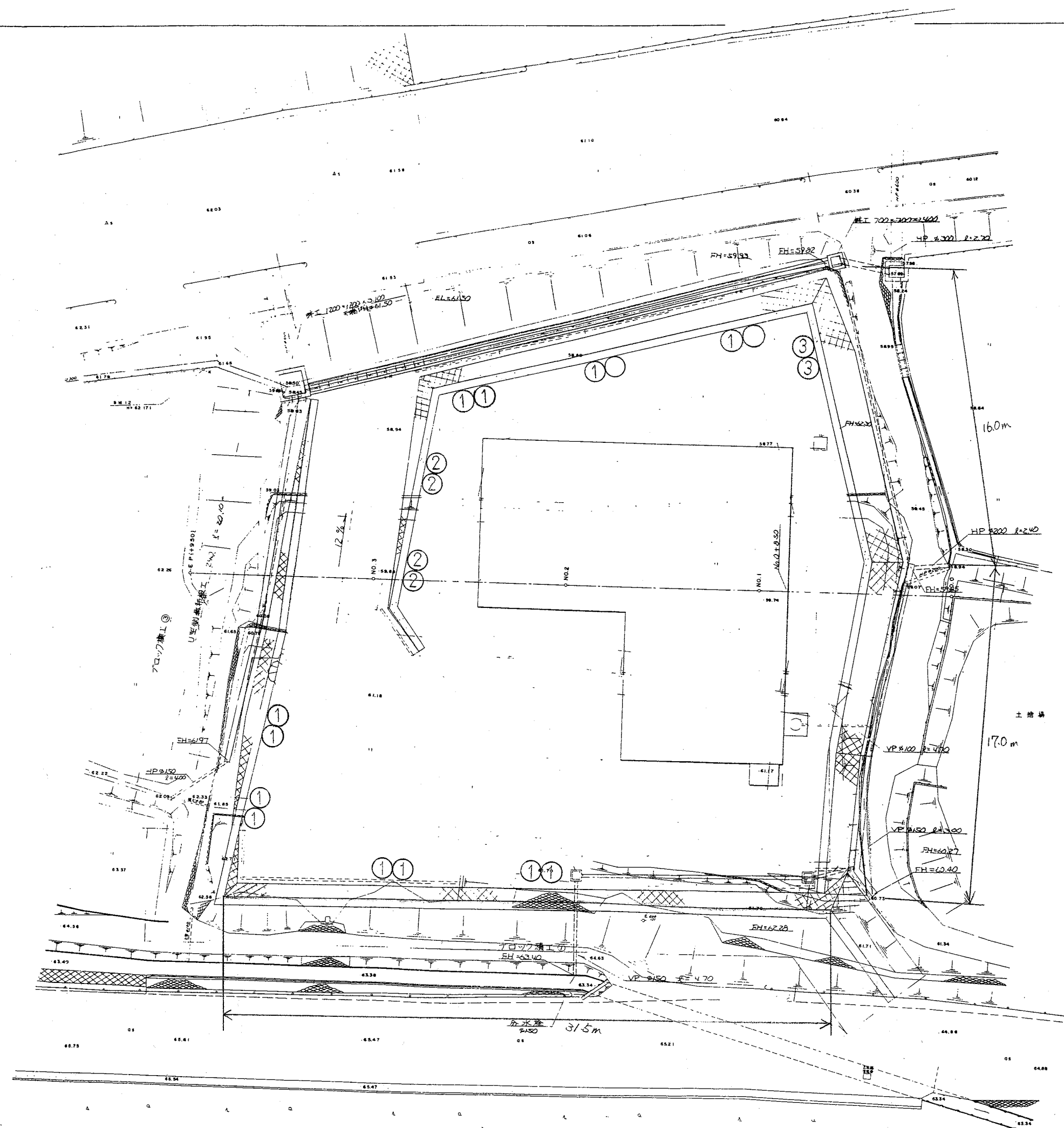


除草工

タンク回り

$$\phi 15.0\text{m} \times \pi \times 0.1\text{m} = 4.71\text{m}^2$$

名	南勢志摩水道用水供給事業			
	多気浄水場他環境保全業務委託			
図面名	長谷調整池除草工平面図			
承認		審査		設計
縮尺	三重県企業庁			図面
	平成 年 月 日			
				A-6

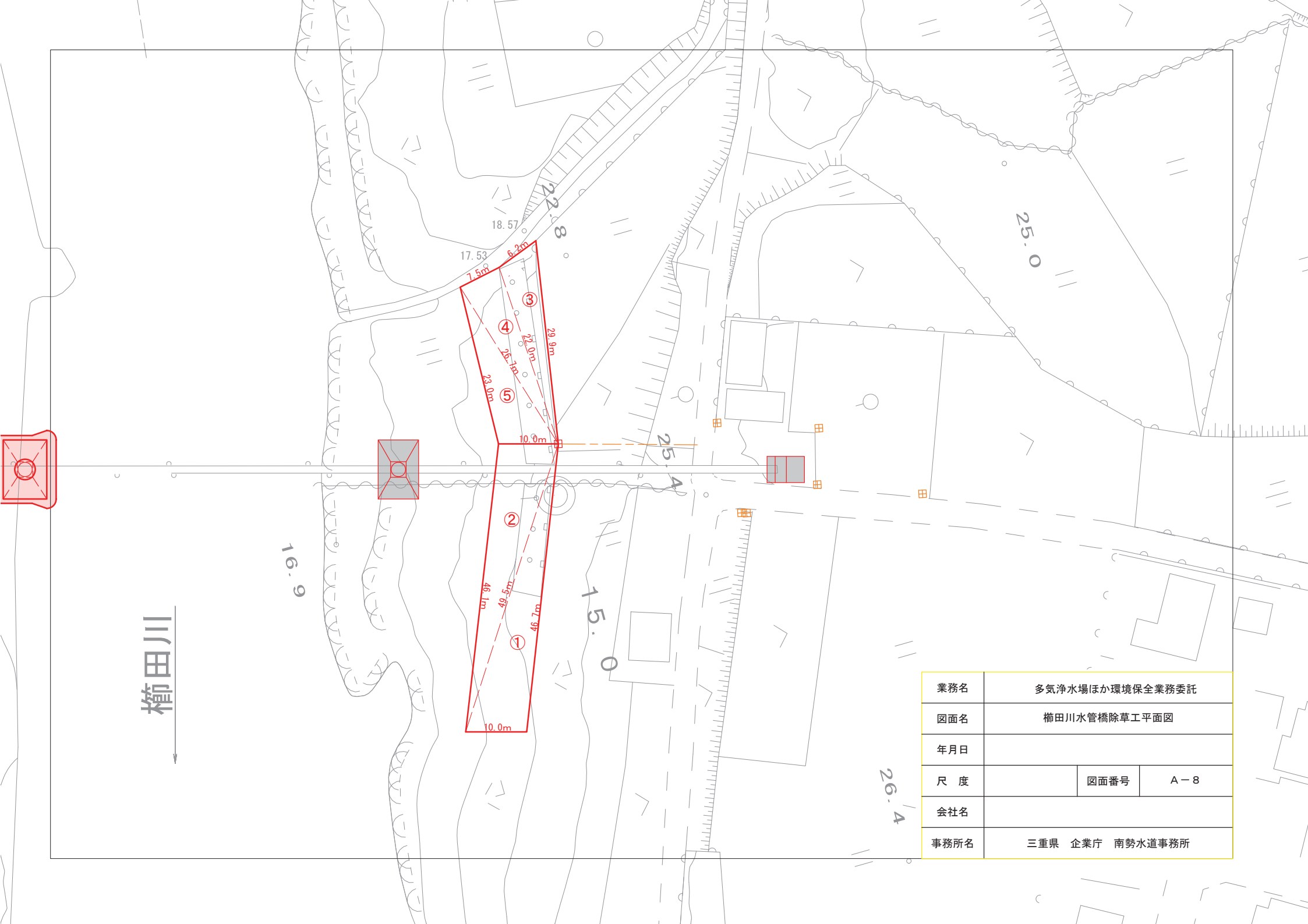


除草工

外周

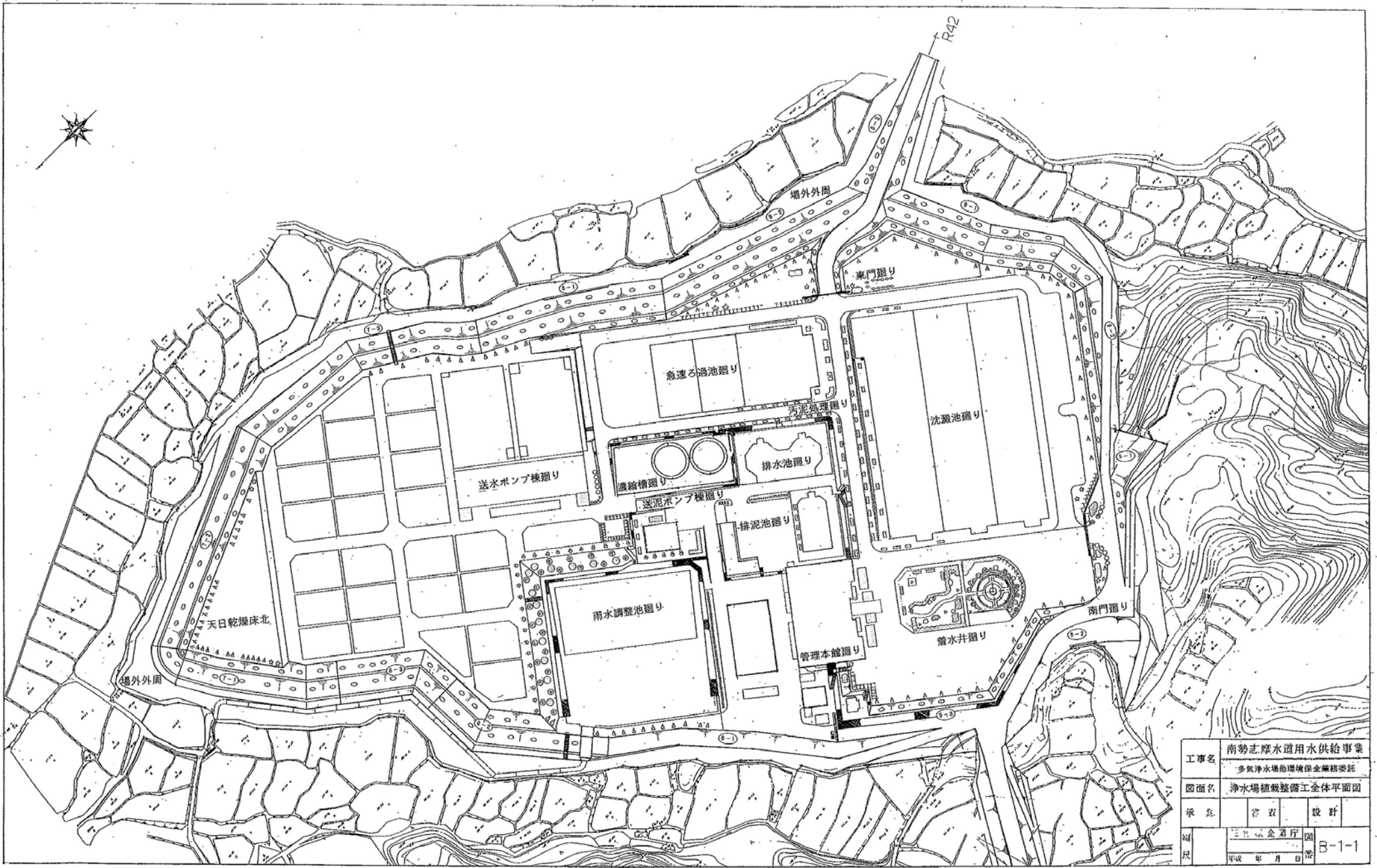
$(16.0m+17.0m+31.5m) \times 1.5m = 96.75m^2$

工事名	南勢志摩水道用水供給事業			
	多気浄水場他環境保全業務委託			
図面名	勢和加圧ポンプ所除草工平面図			
承認		審査	設計	
縮尺	三重県企業庁			図面
	平成 年 月 日			
				A-7



櫛田川

業務名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
図面名	櫛田川水管橋除草工平面図		
年月日			
尺度	図面番号	A-8	
会社名			
事務所名	三重県 企業庁 南勢水道事務所		

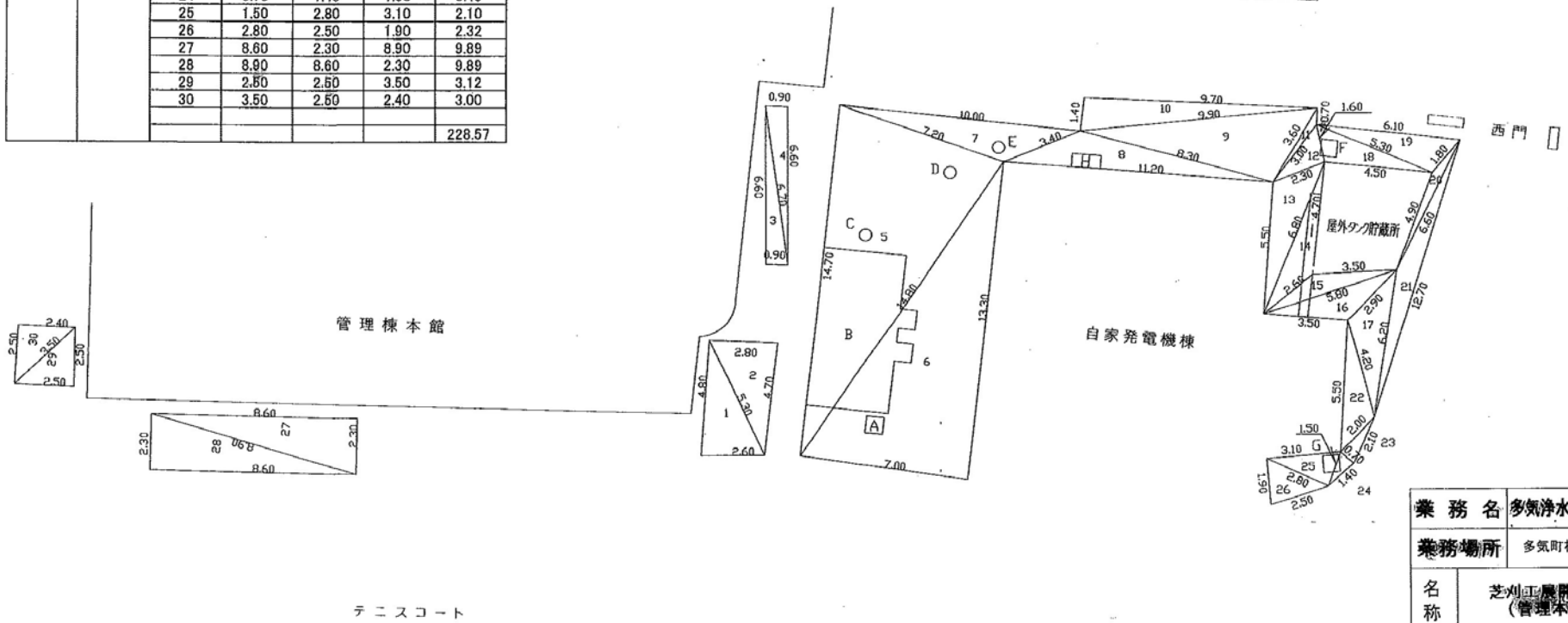


工事名	南勢志摩水道用水供給事業		
	多気浄水場他環境保全業務委託		
図面名	浄水場植栽整備工全体平面図		
承 造	宮 坂	設 計	
縮 尺	三井 企 業 庁 図		B-1-1
	平成 年 月 日 密		

天啓池

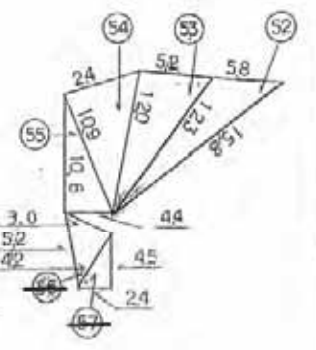
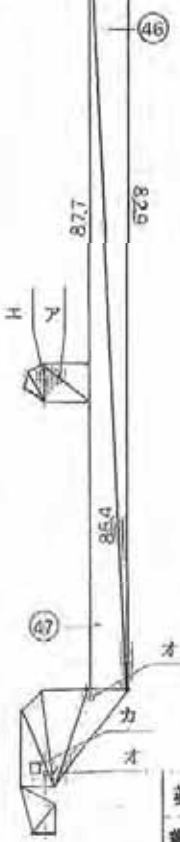
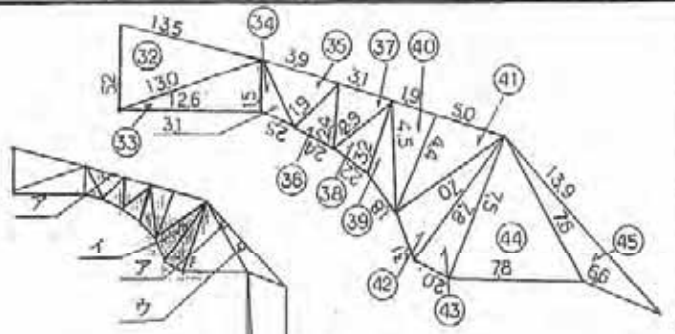
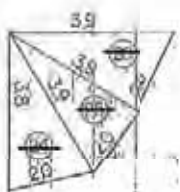
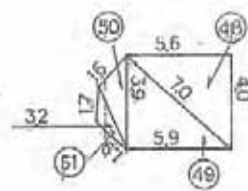
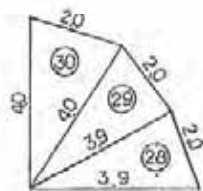
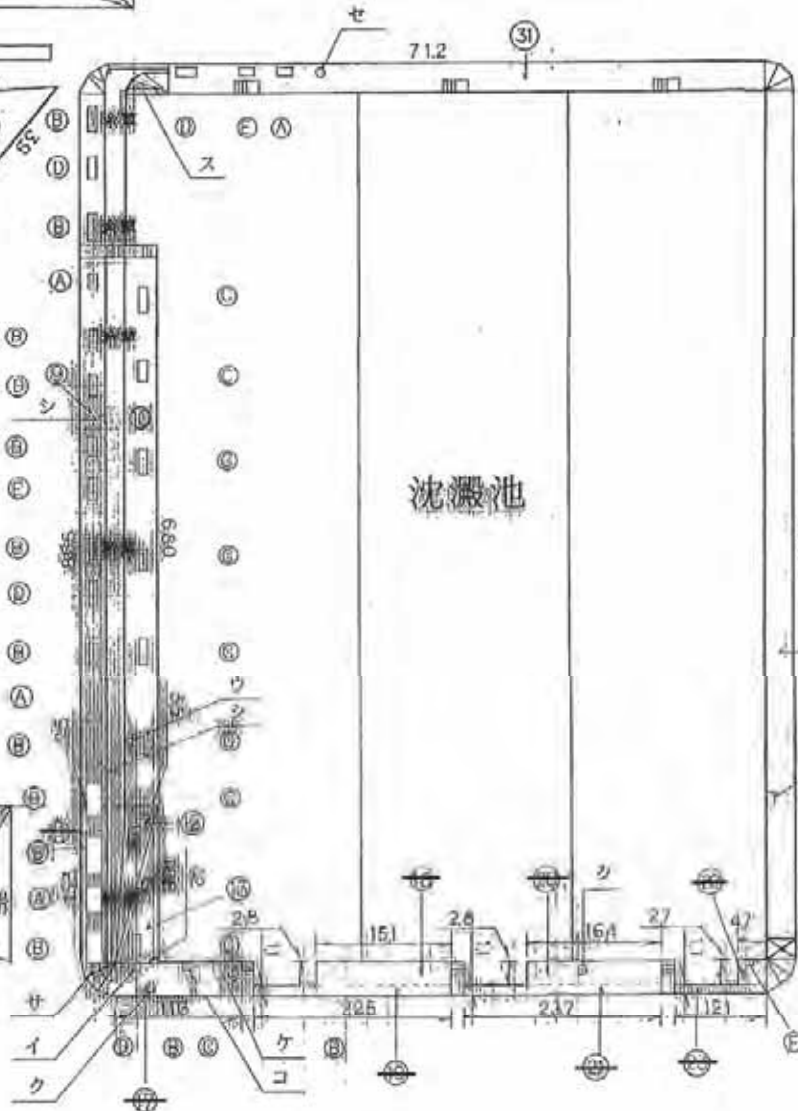
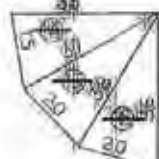
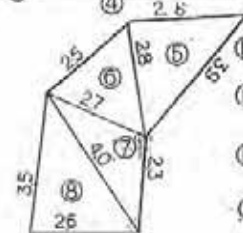
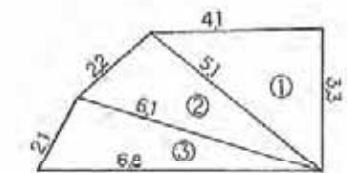
工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
芝刈工	敷地面積	1	2.60	4.80	5.30	6.23
		2	5.30	2.80	4.70	6.56
		3	0.80	6.60	6.70	2.97
		4	6.70	0.90	6.60	2.97
		5	14.70	7.20	14.80	51.49
		6	14.80	13.30	7.00	46.52
		7	7.20	10.00	3.40	8.13
		8	3.40	8.30	11.20	8.52
		9	8.30	9.90	3.60	14.38
		10	9.90	1.40	9.70	6.77
		11	3.60	0.70	3.00	0.59
		12	3.00	1.60	2.30	1.82
		13	2.30	6.80	5.50	5.73
		14	6.80	4.70	2.60	4.29
		15	2.60	3.50	5.80	2.71
		16	5.80	2.90	3.50	3.90
		17	2.90	6.20	4.20	5.24
		18	1.80	5.30	4.50	3.35
		19	5.30	6.10	1.80	4.54
		20	1.80	6.60	4.90	1.68
		21	6.60	12.70	6.20	5.07
		22	4.20	2.00	5.50	3.61
		23	2.00	2.10	0.70	0.70
		24	0.70	1.40	1.50	0.49
		25	1.50	2.80	3.10	2.10
		26	2.80	2.50	1.90	2.32
		27	8.60	2.30	8.90	9.89
		28	8.90	8.60	2.30	9.89
		29	2.50	2.50	3.50	3.12
		30	3.50	2.50	2.40	3.00
						228.57

工種	種目	区分	計算式	面積
芝刈工	構造物控除面積	A	0.50×0.50	0.25
		B	$3.40 \times 6.63 + 0.80 \times 0.70 \times 2$	23.66
		C	$\pi / 4 \times 0.5 \times 0.5$	0.20
		D	$\pi / 4 \times 0.5 \times 0.5$	0.20
		E	$\pi / 4 \times 0.5 \times 0.5$	0.20
		F	0.7×0.7	0.49
		G	0.7×0.7	0.49
		H	1.20×0.55	0.66
		I	5.10×0.40	2.04
		計		
芝刈面積	芝刈面積 = 敷地面積 - 構造物控除面積			
	$228.57 - 28.19 = 200.38$			
				$A = 200.38 \text{ m}^2$



業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
業務場所	多気町相可地内		
名称	芝刈工展開図 (管理棟本館廻り)		
縮尺	1:150	設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図面番号	B-1-2	

沈澱池廻り



業務名	多気浄水場ほか環境保全業務委託		
業務場所			
名称	芝刈工務園 (沈澱池廻り 1/2)		
縮尺	設計年月日		
工種	設計者		
三重県企業庁	図面番号	B-1-4	

沈澱池廻り

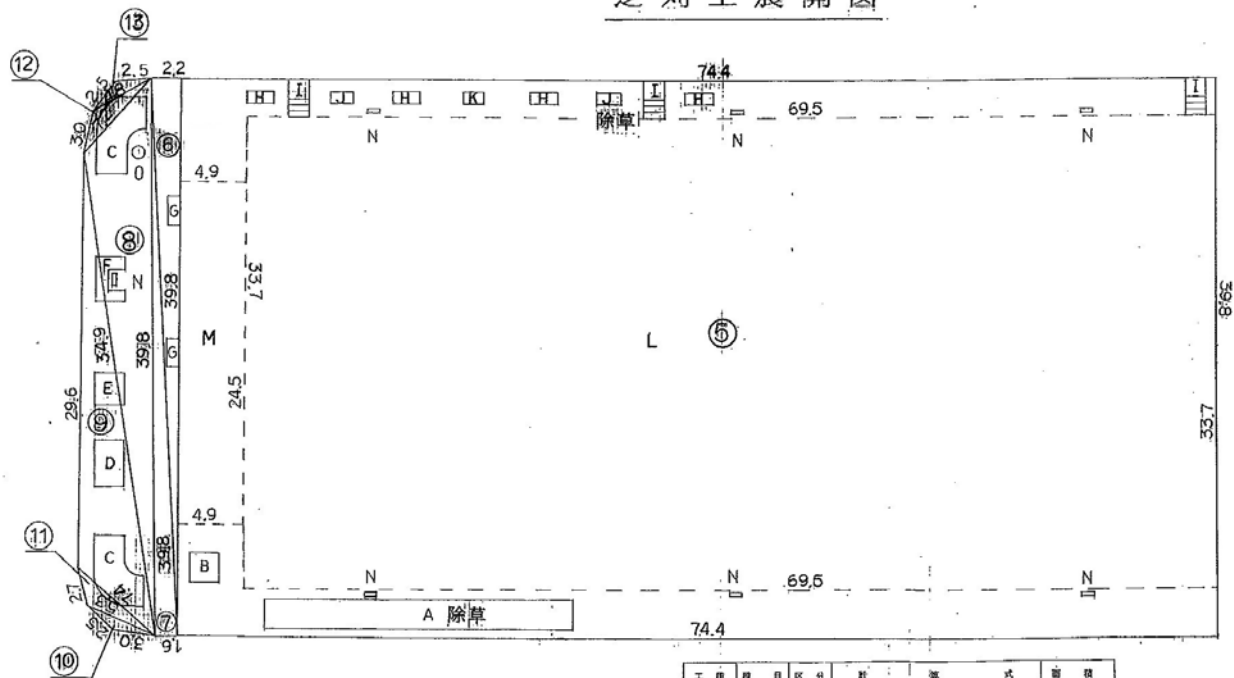
工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
芝刈	敷設	1	3.30	4.10	5.10	6.75
		2	5.10	2.50	6.10	5.38
		3	6.10	2.10	6.80	6.30
		4	5.00 × 0.80			1.50
		5	7.55	2.80	2.80	3.92
		6	2.80	2.50	2.70	3.06
		7	2.70	2.80	4.00	2.98
		8	4.00	3.50	2.60	4.49
		9	2.60 × 86.50			225.16
		10	3.50 × 68.00			238.00
	11	2.60 × 15.00			39.78	
	12	19.00	3.50	19.20	33.23	
	13	19.20	4.20	18.80	30.48	
	14	3.50	1.50	3.70	2.62	
	15	3.70	2.00	3.80	3.01	
	16	3.80	2.00	3.60	3.54	
	17	3.40 × 11.80			33.90	
	18	2.80 × 15.10			42.28	
	19	1.10 × 22.50			24.75	
	20	2.80 × 16.40			45.92	
	21	1.10 × 23.70			26.07	
	22	2.70 × 4.70			12.69	
	23	1.10 × 12.10			13.31	
	24	3.80	2.00	3.90	3.71	
	25	3.90	2.00	3.90	3.77	
	26	3.90	2.00	3.90	3.77	
	27	3.90 × 100.80			393.12	
	28	3.90	2.00	3.90	3.77	
	29	3.90	2.00	4.00	3.82	
	30	4.00	2.00	4.00	3.87	
	31	4.00 × 71.20			284.80	
	32	3.20	13.50	13.00	33.62	
	33	13.00	12.60	1.50	9.24	
	34	1.50	2.50	3.10	1.85	
	35	3.10	3.90	1.90	2.90	
	36	1.90	2.40	2.40	2.09	
	37	2.40	3.10	2.90	3.29	
	38	2.90	2.20	3.20	3.10	
	39	3.23	1.80	4.50	2.33	
	40	4.50	1.90	4.40	4.12	
	41	4.40	5.00	7.00	10.94	
	42	7.00	3.10	7.80	10.64	
	43	7.80	2.00	7.50	7.50	

工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積	
芝刈	敷設	44	7.60	7.80	7.60	25.21	
		45	7.60	13.90	6.60	10.06	
		46	6.60	82.90	86.40	238.65	
		47	86.40	87.70	5.80	245.89	
		48	4.00	5.60	7.00	11.19	
		49	7.00	5.90	3.90	11.50	
		50	3.90	1.60	3.20	2.49	
	埋込	51	3.30	1.70	1.90	1.32	
		52	5.80	15.80	12.30	31.79	
		53	12.30	5.20	12.00	30.81	
		54	12.00	2.40	10.90	12.14	
		55	10.90	10.80	4.40	23.37	
		56	6.40	5.20	4.20	6.30	
		57	4.20	4.50	2.40	4.98	
	計					1993.87	
	構築物	A	1.00 × 2.00 × 3			6.00	
		B	1.00 × 3.20 × 7			22.40	
		C	1.00 × 2.10 × 8			16.80	
		D	1.00 × 2.00 × 4			10.40	
		E	1.00 × 2.00 + 1.00 × 1.50			3.50	
		F	1.00 × 1.40			1.40	
	控除面積	ア～セ	0.4×0.4×3+0.9×0.9×2+0.6×0.6×2+0.25×0.25×3.14+0.15×0.15×3.14×2+1.2×1.2+1.4×1.0+0.4×0.4×3.14×2+1.4×1.3+0.8×0.9+0.6×0.6×3.14+0.7×0.6×2+0.4×0.0+0.3×0.3×3.14				14.20
		計				74.70	
	芝刈面積	芝刈面積 = 敷地面積 - 構築物控除面積					
		1919.17 = 1993.87 - 74.70					1919.17m ²

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
業務場所	芝刈部展開図 (沈澱池廻り) 2/2		
縮尺		設計年月日	
土種		設計者	
三重県企業庁	図番	面号	B-1-5

急速ろ過池廻り

芝刈工展開図

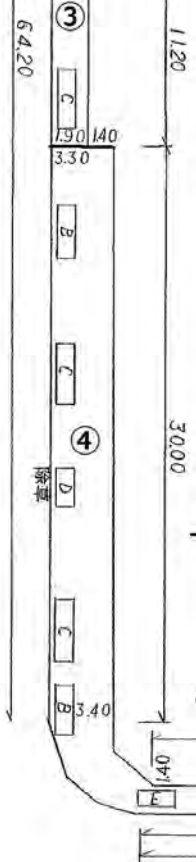
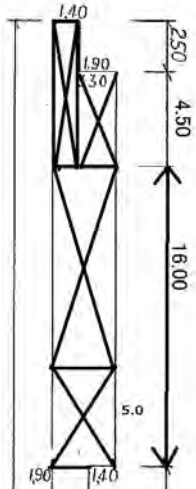


工程	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
芝刈工	現女	1				
		2				
		3				
		4				
		5	74.40 × 39.80 = 2961.12			2961.12
	土仕	6	2.20	39.80	39.80	43.76
		7	1.50	39.80	39.80	31.83
		8	7.20	39.80	34.00	98.06
	面	9	7.40	29.60	34.00	82.72
		10	3.00	2.50	5.30	1.94
		11	2.70	5.30	7.40	5.26
		12	3.00	4.80	7.20	5.23
		13	2.50	2.50	4.80	1.68
計					3231.60	

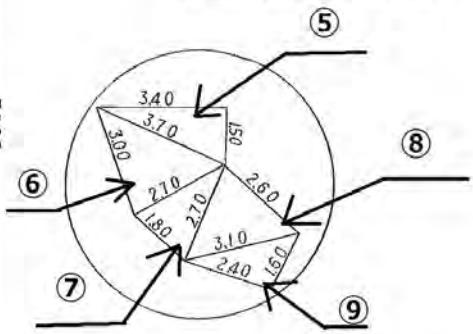
工程	種目	区分	計	式	面積
芝刈工	除草	A	2.10 × 22.10 = 46.41		46.41
		C	$(2.00 + 7.99) \times 2 \times 2.10 \div 2 = 20.04$		20.04
		D	2.10 × 3.40 = 7.14		7.14
		E	2.10 × 2.39 = 4.99		4.99
		F	$(2.10 + 6.20) \times (1.60 \times 1.20) \div 2 = 4.90$		4.90
		G	0.93 × 2.00 × 2 = 3.72		3.72
		H	0.90 × 2.00 × 4 = 7.20		7.20
		I	1.53 × 2.00 × 3 = 9.00		9.00
		J	0.93 × 7.99 × 2 = 3.24		3.24
		K	0.78 × 1.20 = 0.94		0.94
		L	69.50 × 33.70 = 2342.15		2342.15
M	24.50 × 4.90 = 120.05		120.05		
N	10.70 × 0.60 × 7 = 2.94		2.94		
計				2578.24	
芝刈面積					
芝刈面積					
芝刈面積					
合計					653.36m ²

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
業務場所	多気町相可地内		
名称	芝刈工展開図 (急速ろ過池廻り)		
縮尺	1:300	設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図面番号	B-1-6	

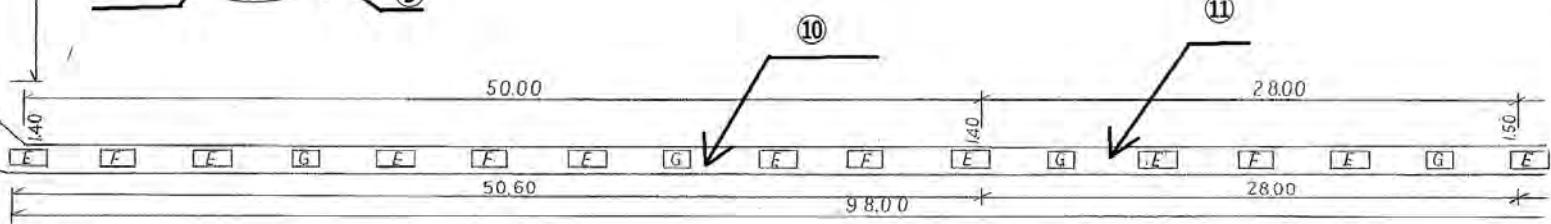
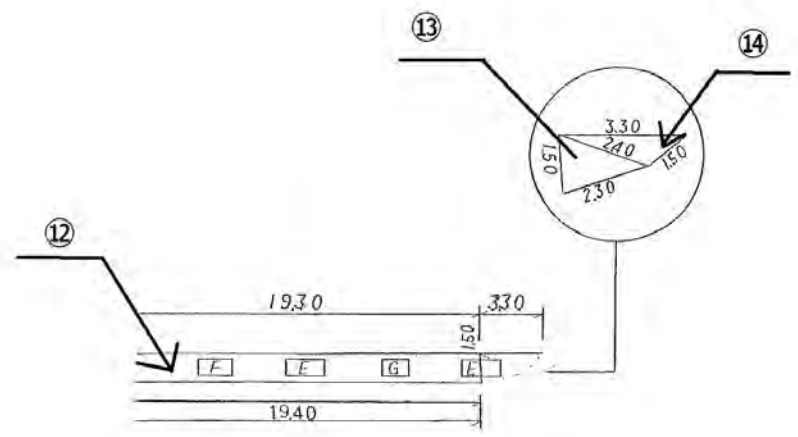
汚泥処理廻り



工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
芝刈工	敷地面積	1	4.50+1.90			8.55
		2	3.30+16.66			52.80
		3	1.90×11.20			21.28
		4	(3.30+3.40) / 2 × 30.00			100.50
		5	3.40	1.50	3.70	2.55
		6	3.70	3.00	2.70	4.00
		7	2.70	1.80	2.70	2.29
		8	2.70	2.60	3.10	3.33
		9	3.10	2.40	1.60	1.89
		10	1.40 × (50.00 + 50.60) / 2			70.42
		11	(1.40 + 1.50) 1/2 × 28.00			40.60
		12	1.50 × (19.30 + 19.40) / 2			29.03
		13	1.50	2.30	2.40	1.67
		14	2.40	3.30	1.50	1.65
	計				279.21	

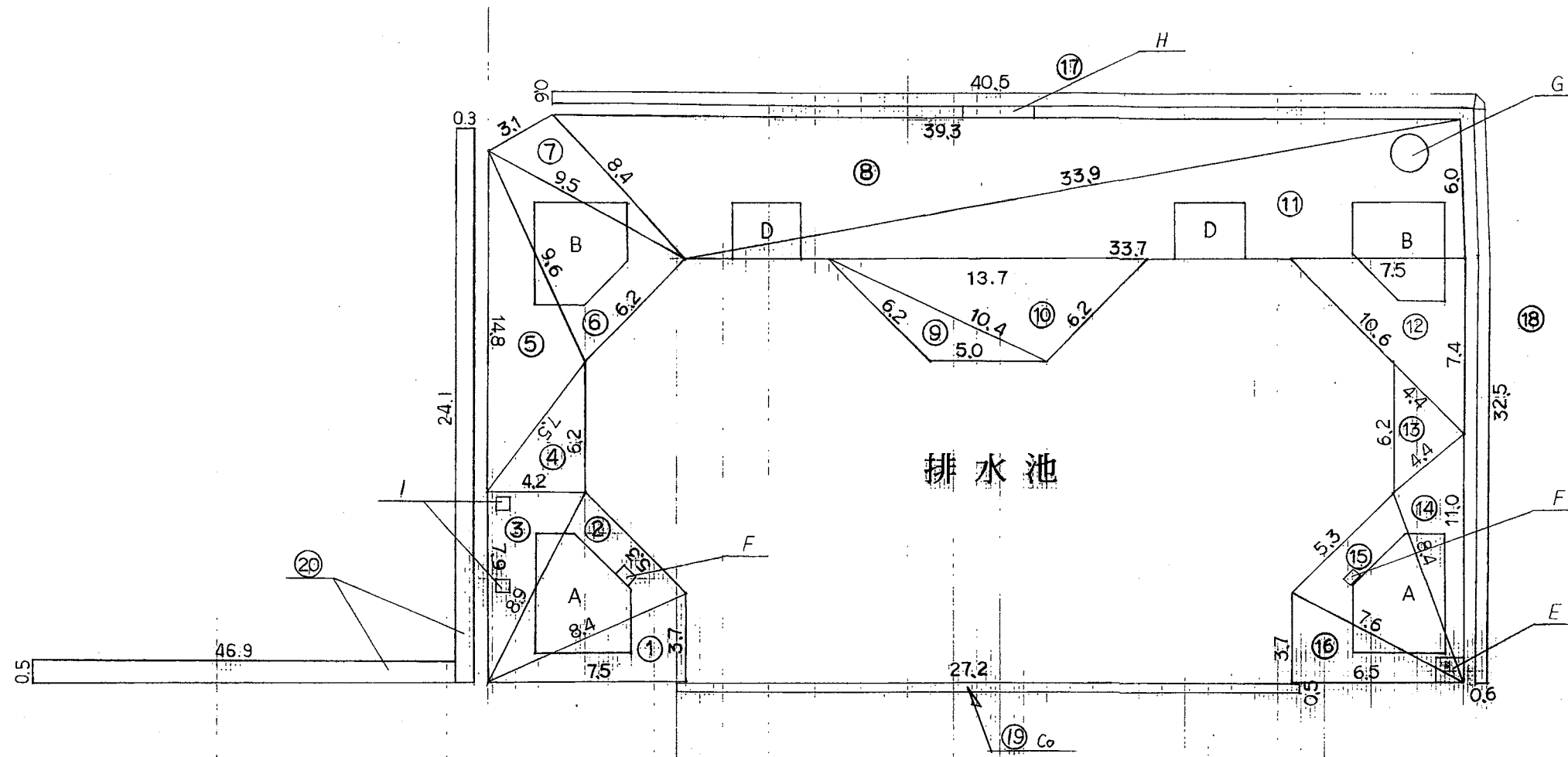


工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
芝刈工	構造物控除面積	A				
		B	2.70×1.00×2			5.40
		C	3.20×1.00×3			9.60
		D	2.00×1.00×1			2.00
		E	2.00×0.90×11			19.80
		F	1.80×0.90×5			8.10
		G	1.50×0.90×5			6.75
	計				51.65	
敷地面積 - 構造物控除面積 = 芝刈り面積 279.21 - 51.65 = 227.56 A = 227.56m ²						



業務名 多気浄水場他環境保全業務委託
 業務場所 多気町相可地内
 名称 芝刈工展開図 (汚泥処理廻り)
 縮尺 設計年月日
 工種 設計者
 三重県企業庁 図番 B-1-7

排水池廻り

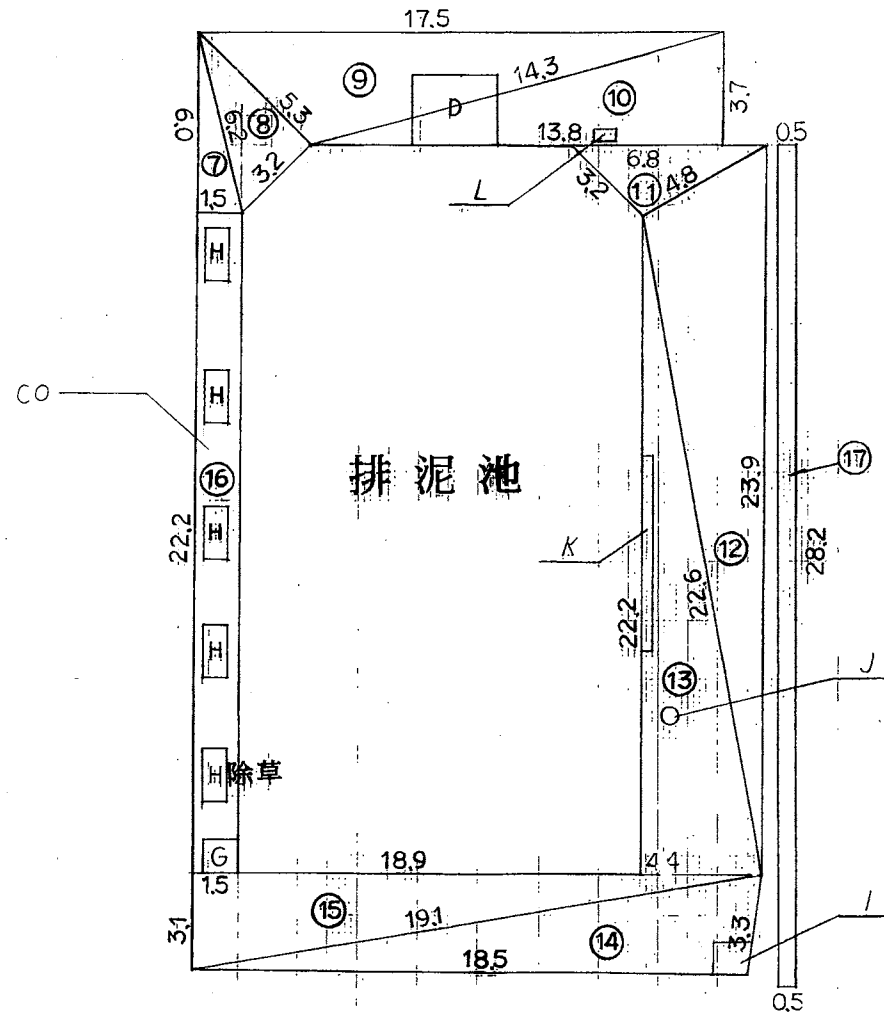
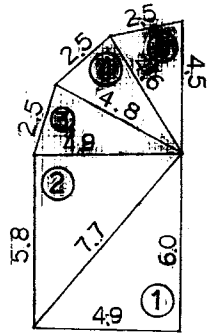


工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
敷	敷地面積	1	3.70	7.50	8.40	13.87
		2	5.30	8.40	8.90	21.72
		3	4.20	8.90	7.90	16.59
		4	6.20	4.20	7.50	13.02
		5	9.60	7.50	14.80	31.37
		6	6.20	9.60	9.50	28.00
		7	8.40	9.50	3.10	12.77
		8	39.30	33.90	8.40	116.97
		9	10.40	5.00	6.20	10.74
		10	6.20	10.40	13.70	30.56
		11	6.00	33.70	33.90	100.94
		12	7.40	10.60	7.50	27.75
		13	4.40	4.40	6.20	9.68
		14	11.00	8.40	4.40	16.77
		15	8.40	7.60	5.30	19.77
		16	7.60	6.50	3.70	12.02
		17	0.6	40.5		24.30
18	0.60	32.5		19.50		
19				0		
20		46.9×0.5 + 24.1×0.3		30.68		
計				557.02		

種目	構造物	面積	面積
D	2.70×3.00×2		14.4
E	1.90×1.90		1.69
F	0.70×0.50×2		0.84
G	0.60×0.60×8		2.27
H	0.70×3.10		1.86
I	0.60×0.60×2		0.72
計			21.78
芝刈面積		557.02 - 21.78	= 535.24

業務名	多気浄水場他環境保全業務		
業務場所	多気町相可地内		
名称	芝刈工員票 (排水池廻り)		
縮尺	1:200	設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図番	面号	B-1-8

排泥池廻り

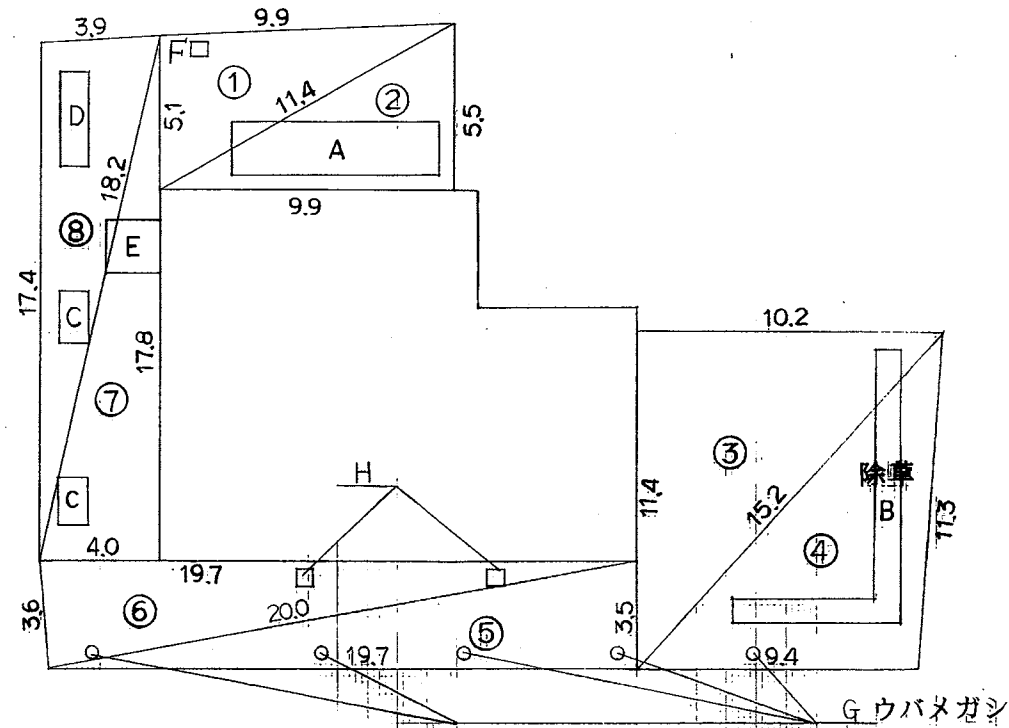


工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
芝		1	6.00	4.90	7.70	14.70
		2	7.70	5.80	4.90	14.20
		3	4.90	2.50	4.80	5.85
		4	4.80	2.50	4.60	5.65
		5	4.60	2.50	4.50	5.46
		6				
芝刈	敷地面積	7	6.20	1.50	6.00	4.50
		8	5.30	3.20	6.20	8.48
		9	17.50	14.30	5.30	33.12
		10	3.70	13.80	14.30	25.53
		11	6.80	4.80	3.20	6.96
		12	4.80	23.90	22.60	53.43
		13	22.60	4.40	22.20	48.84
		14	3.30	18.50	19.10	30.39
		15	19.10	3.10	18.90	29.29
		16				0
		17	28.20x0.50			14.10
計						300.5

工種	種目	区分	計算式	面積
芝刈	構造物控除面積	A		0
		B		0
		C		0
		D	2.30x1.90	6.67
		E		0
		F		0
		G	1.10x1.10	1.21
		H	1.00x1.90x5	9.50
芝刈面積		I, J, K, L	$13 \times 1.7 + 0.35^2 \times 3.14 + 0.4 \times 6.5 + 0.6 \times 0.7$	5.61
		計		22.99
芝刈面積 = 敷地面積 - 構造物控除面積				
300.5 - 22.99 = 277.51				
				A = 277.51 m ²

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
業務場所	多気町相可地内		
名称	芝刈工農園 (排泥池廻り)		
縮尺	1:200	設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図面番号	B-1-9	

送泥ポンプ棟廻り



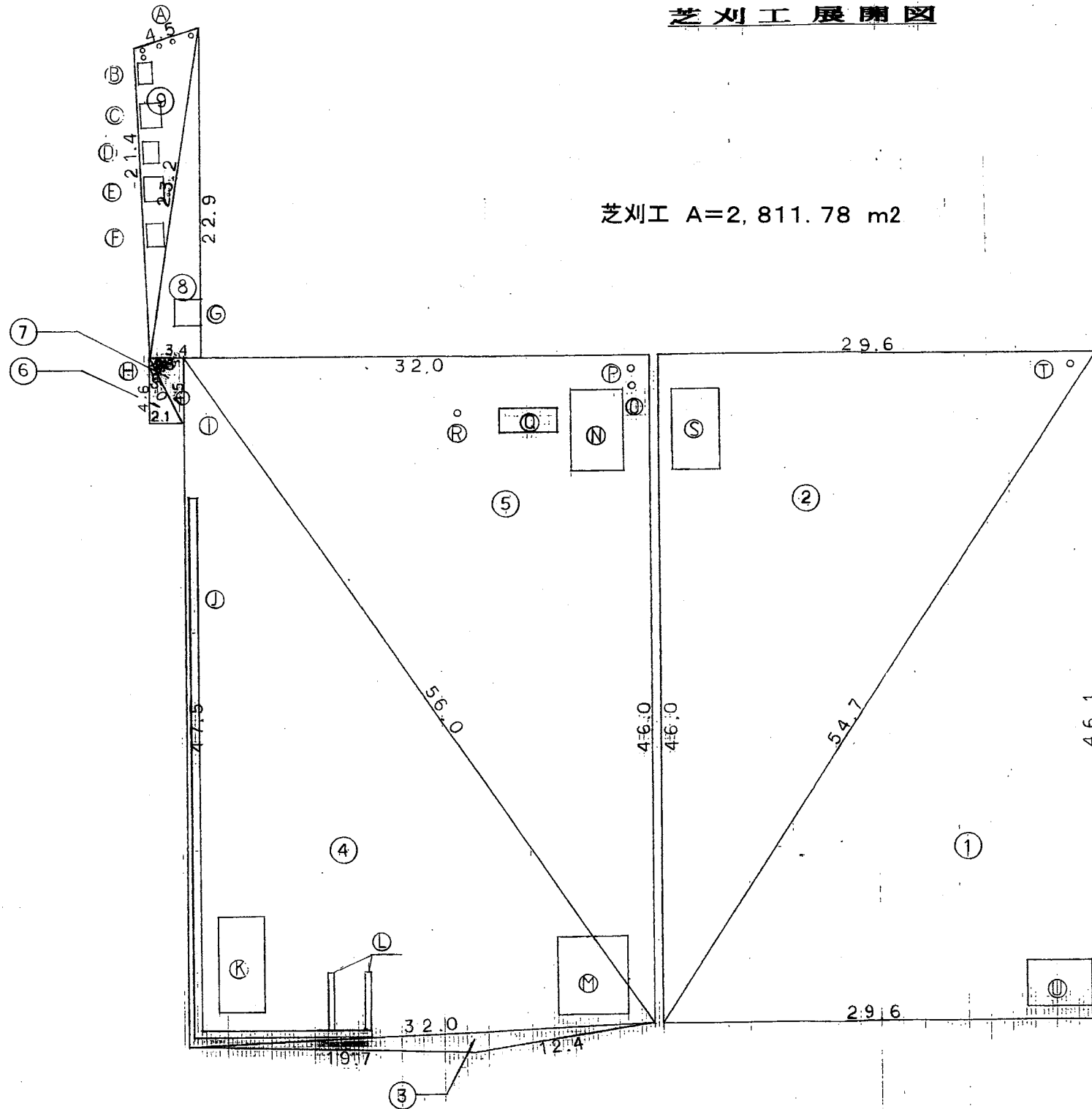
工種	種目	区分	辺長1	辺長2	辺長3	面積
芝刈	敷地面積	1	9.90	11.40	5.10	25.20
		2	11.40	5.50	9.90	27.22
		3	10.20	15.20	11.40	58.14
		4	15.20	11.30	9.40	52.98
		5	20.00	3.50	19.70	344.7
		6	19.70	20.00	3.60	35.46
		7	17.80	4.00	18.20	35.60
		8	18.20	17.40	3.90	33.77
		計				302.84

工種	種目	区分	計算式	面積
芝刈	構造物 控除面積	A	1.9×7.0	13.30
		B	$(10.1 + 4.9) \times 1.0$	15.00
		C	$1.7 \times 1.0 \times 2$	3.40
		D	3.2×1.0	3.20
		E	1.9×1.8	3.42
		F, G, H	$0.6 \times 0.7 + 0.1 \times 0.1 \times 3.14 \times 5 + 0.7 \times 0.7 \times 2$	1.56
	計		39.88	
芝刈面積	芝刈面積 = 敷地面積 - 構造物控除面積 $= 302.84 - 39.88 = 262.96$			
				A = 262.96 m ²

業務名	多気浄水場他環境保全業務委託		
業務場所	多気町相可地内		
名称	芝刈工属開図 (送泥ポンプ棟廻り)		
縮尺	1:200	設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図番	面号	B-1-10

送水ポンプ棟廻り

芝刈工展開図



控除分面積(A~V)

$$\begin{aligned}
 &0.20 \times 0.20 \times 3.14 \times 5 + 1.40 \times 1.10 + 1.80 \times 1.50 + 1.70 \times 1.10 + 1.50 \times 1.30 \\
 &+ 1.50 \times 1.20 + 1.90 \times 1.90 + 0.70 \times 0.60 + 0.50 \times 0.50 \times 3.14 + 48.40 \times 0.55 \\
 &+ 3.10 \times 6.70 + 4.10 \times 0.40 \times 2 + (6.20 + 7.60) / 2 \times 4.90 + 3.40 \times 5.70 + \\
 &0.225 \times 0.225 \times 3.14 + 0.25 \times 0.25 \times 3.14 + 1.80 \times 3.90 + 0.30 \times 0.30 \times 3.14 + \\
 &3.40 \times 5.70 + 0.25 \times 0.25 \times 3.14 + 3.10 \times 4.40 + 1.00 \times 0.80 = 160.84 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

三辺面積計算書 (ヘロンの公式による)

工種	種目	区分	辺長①	辺長②	辺長③	数量
芝刈工		1	29.60	46.10	54.70	682.28
		2	54.70	29.60	46.00	680.80
		3	12.40	19.70	32.00	19.72
		4	32.00	47.50	56.00	759.14
		5	56.00	46.00	32.00	736.00
		6	2.10	4.60	5.00	4.83
		7	5.00	4.50	2.30	5.17
		8	3.40	22.90	23.20	38.93
		9	23.20	21.40	4.50	45.75
		計				2972.62 m ²

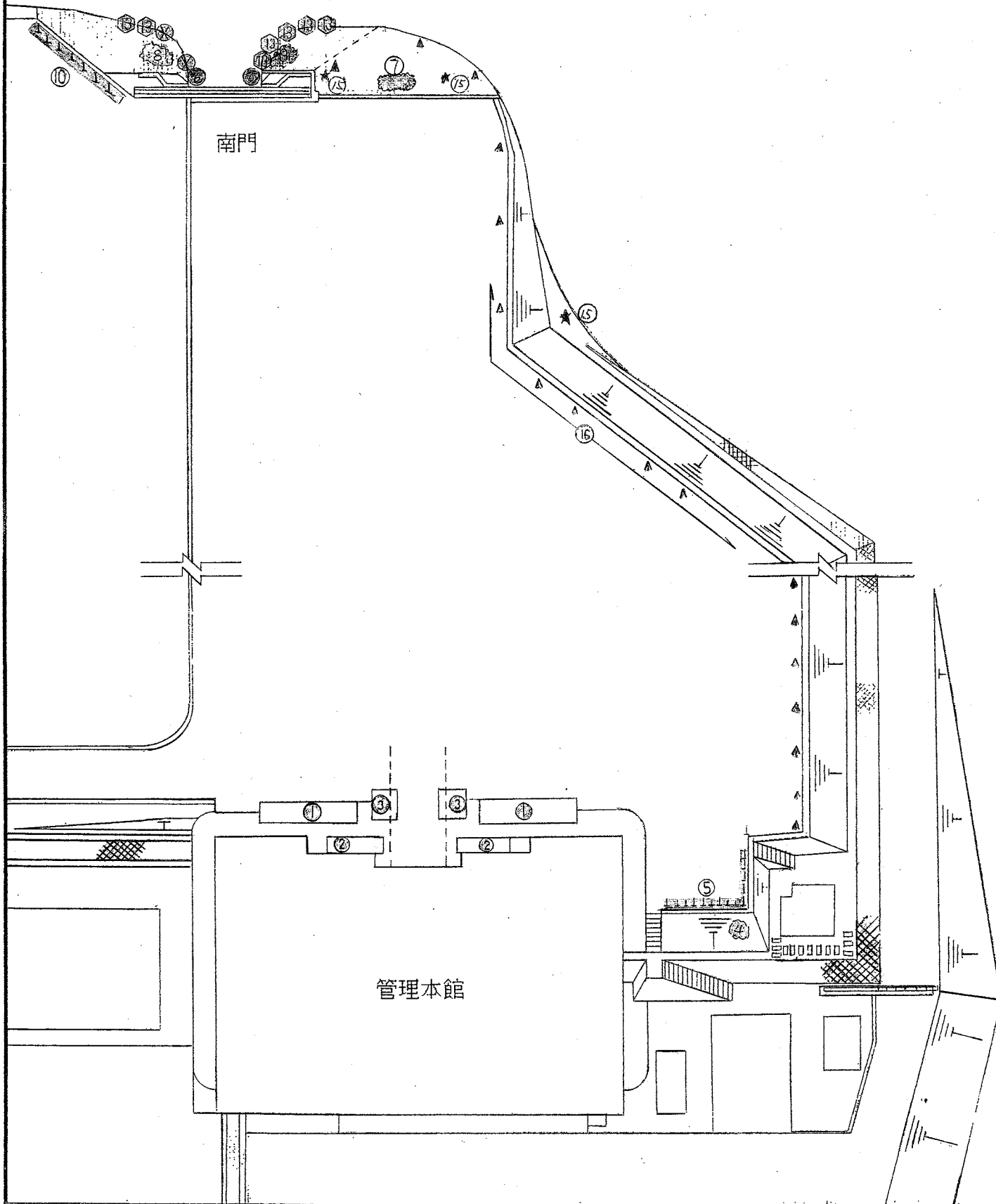
業務名	多気浄水場浄水場整備事業		
業務場所	多気町相可地内		
名称	芝刈工展開図 (送水ポンプ棟廻り)		
縮尺	1:300	設計年月日	
工種		設計者	
三重県企業庁	図番	面号	B-1-12

管理本館・南門廻り

管理本館・南門廻り 数量一覧表

名称	規格	単位	剪定面積	施肥面積	抜根除草	計算式
寄植①	サツキ・ツツジ・ツゲ	m	60.90		60.9	$2.90 \times 10.5 \times 2$
寄植②	ツツジ	m	19.57		19.57	$(2.60 \times 3.80 - 3.14 \times 0.35^2 / 4) \times 2$
寄植③	サツキ・ツツジ・ツゲ	m	21.10		21.1	$(1.80 \times 6.00 - 0.50 \times 0.50) \times 2$
寄植④	ヒラドツツジ	m	4.52		4.52	$3.14 \times 2.40^2 / 4$
寄植⑤	ベニカナメモチ	m	112.64		112.64	$25.60 \times (1.80 \times 2 + 0.80)$
寄植⑥	ヒイラギナンテン	m	1.92		1.92	$0.80 \times 1.20 \times 2$
寄植⑦	ボックスウッド	m	6.15		6.15	1.50×4.10
寄植⑧	サツキ・ツツジ・ツバキ	m	17.77		17.77	図番9-4
寄植⑨	サツキ・ツツジ・ツバキ	m	16.03		16.03	"
寄植⑩	ベニカナメモチ	m	100.98		100.98	$18.70 \times (2.20 \times 2 + 1.00)$
計		m	361.58	0.00	361.58	

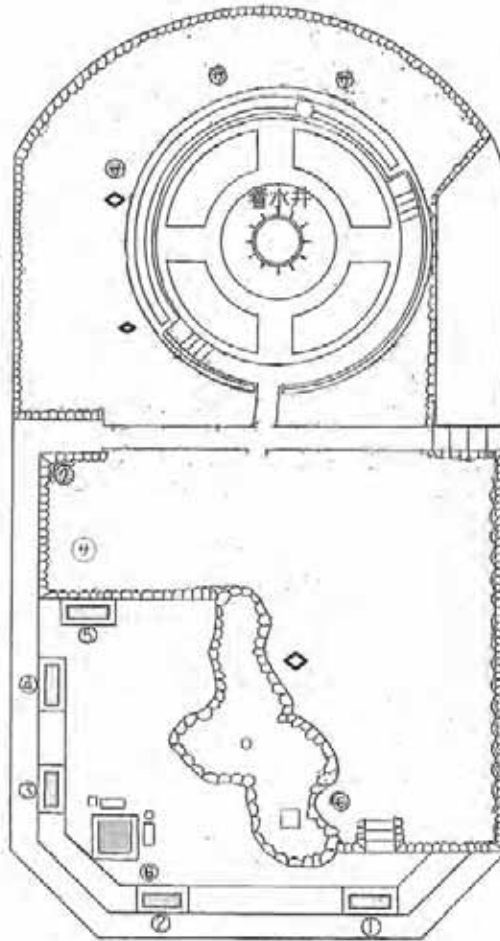
番号	名称	規格	数量(本)	備考
13	キャラ玉	100cm未満	7	
×	マメツゲ玉	100cm未満	2	
△	クスノキ	幹周 60cm未満	17	
☆	ヤマモモ	幹周 60cm以上120cm未満	3	



図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (管理本館・南門廻り)		B-2-1
測量	平成 年 月 日 終了	
設計		
製図	原図	
	複写	

着水井廻り 数量一覧表

着水井廻り

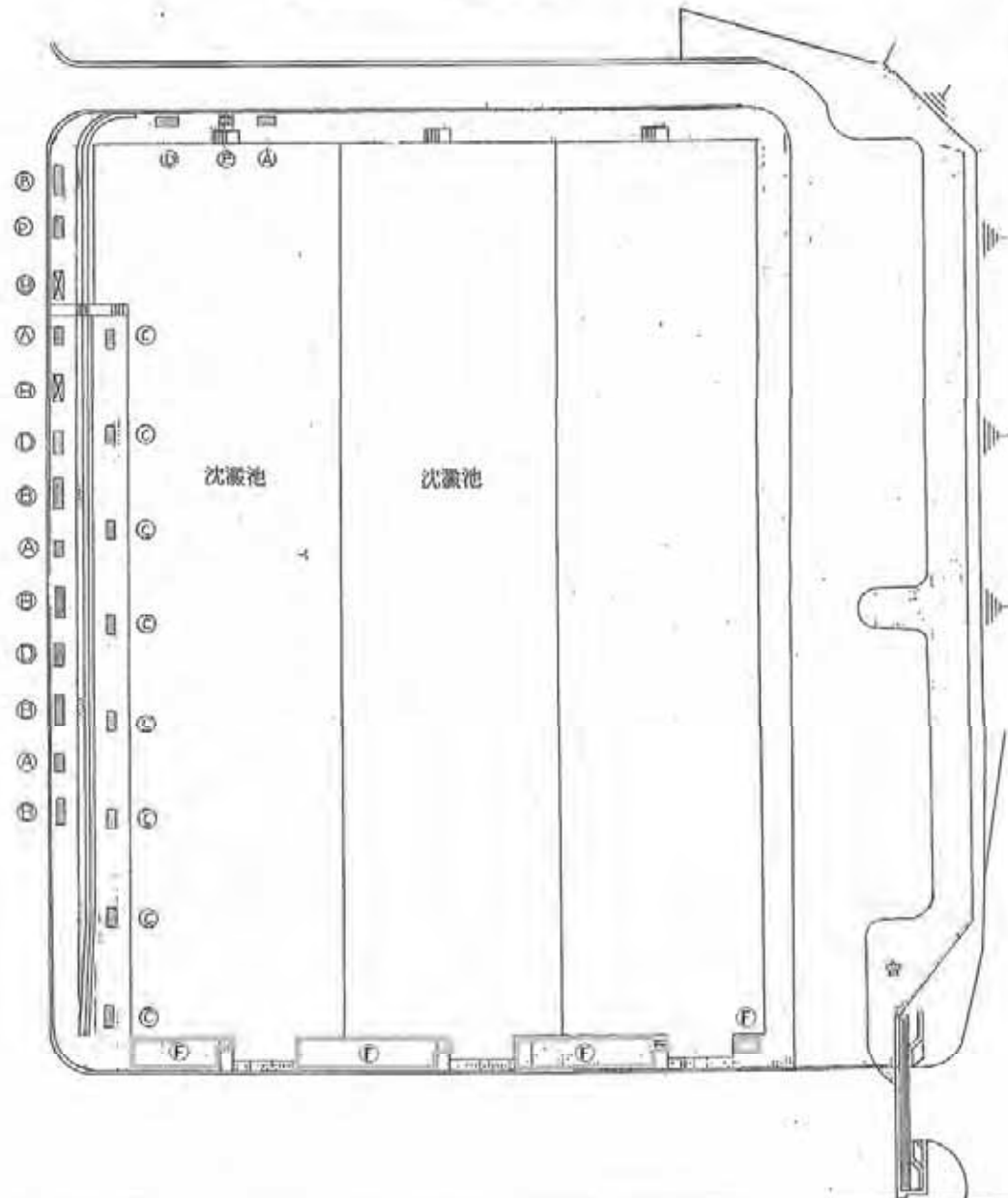


名称	規格	単位	数量	積算面積	植栽除草	計算式
客植①	タマリユウ	m2	4.50	0.50 × 3.00		
客植②	タマリユウ	m2	3.24	1.20 × 2.70		
客植③	タマリユウ	m2	3.77	1.30 × 2.90		
客植④	タマリユウ	m2	3.36	1.20 × 2.80		
客植⑤	タマリユウ	m2	3.77	1.30 × 2.90		
客植⑥	タマリユウ	m2	5.29	2.30 × 2.30		
計		m2		23.93		

番号	名称	規格	数量(本)	備考
サ	サザンカ	100cm以上200cm未満	1	
サ	リザンカ	200cm以上	3	
◇	キンモクセイ	100cm以上200cm未満	2	
◇	キンモクセイ	200cm以上	1	
モ	モッコク	200cm以上	1	
ク	クロガネモチ	幹周 60cm未満	1	

図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (着水井廻り)		B-2-2
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製原図		
図複写		

沈澱池廻り



沈澱池廻り数量一覧表

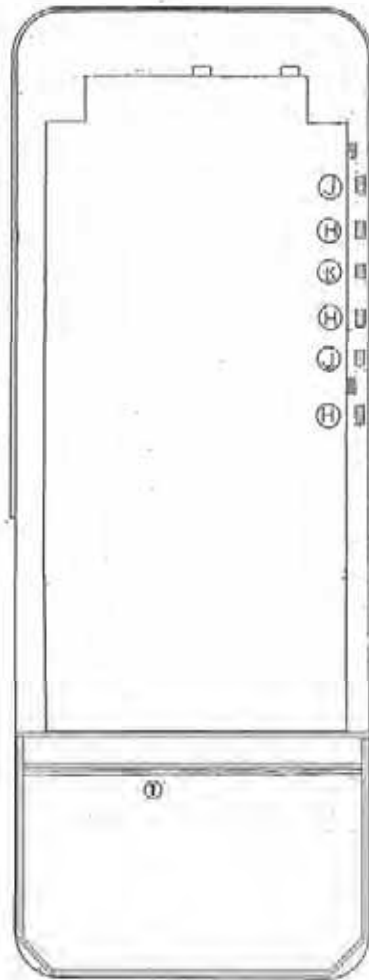
名称	規格	単位	剪定面積	抜根除草	計算式
寄植(A)	サツキ・ツゲ・ツツジ	m ²	5.76	5.76	0.80×1.80×4
寄植(B)	ボックスウッド・キンメツゲ	m ²	12.00	16.80	0.80×3.00×7(5)
寄植(C)	トベラ	m ²	12.16	12.16	0.80×1.90×8
寄植(D)	シャリンバイ	m ²	7.68	7.68	0.80×2.40×4
寄植(E)	ツゲ	m ²	1.04	43.44	0.80×1.30
抜根(F)		m ²		33.06	(1.4×2+11.7×2+1.5×2+2.8×2+15.3×2+1.5×2)×0.3
計		m ²	38.64	118.90	

剪定面積と抜根除草が異なる場合、剪定箇所数を()書きとする

番号	名称	規格	数量(本)	備考
☆	ヤマモモ	幹周 60cm以上120cm未満	1	

図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (沈澱池廻り)		B-2-5
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製図	原図	
図	複写	

急速ろ過池廻り



急速ろ過池廻り 数量一覧表

名称	規格	単位	測定面積	施肥面積	板厚除算	計算式
寄植(H)	トベラ	m ²	3.78		3.78	0.70×1.80×3
寄植(J)	トベラ・キンメツダ	m ²	2.24		2.24	0.70×1.80×2
寄植(K)	フダ	m ²	0.50		0.50	0.50×1.00
①		m ²			49.52	39.00×0.30×2+20.47×0.30×2+7.10×0.30×2+29.00×0.30
計		m ²	6.52	0.00	56.04	

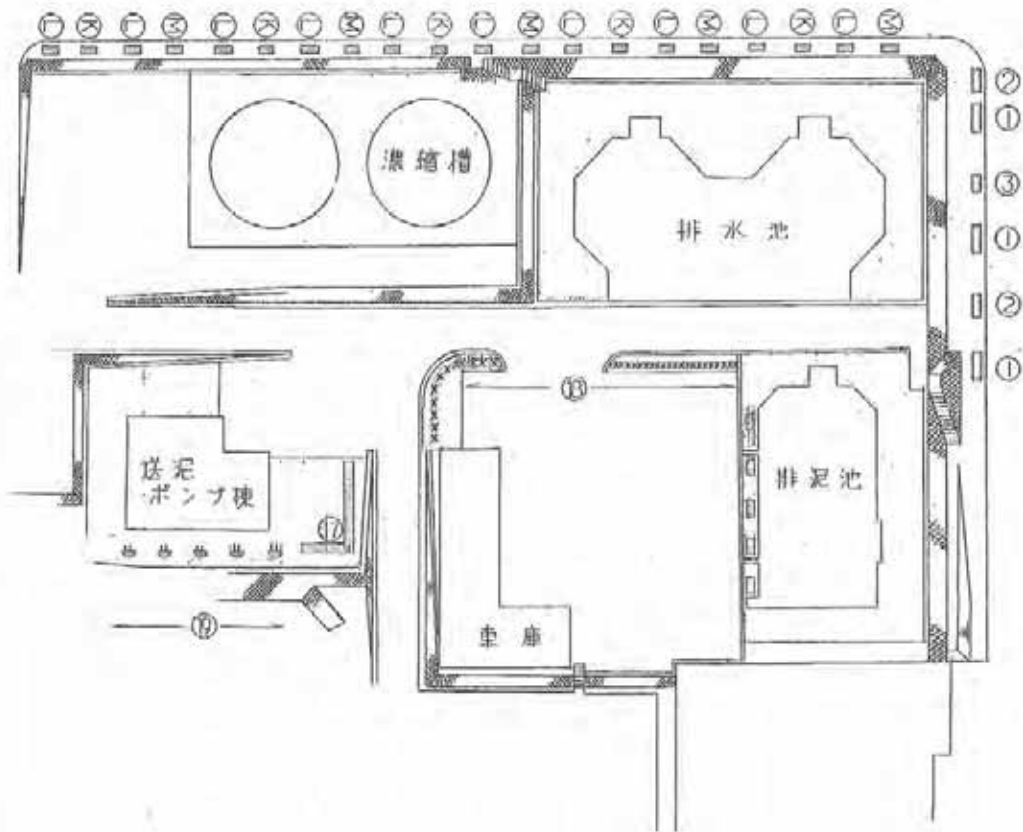
図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (急速ろ過池廻り)		B-2-6
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製図	原図	
図	複写	

汚泥処理廻り

汚泥処理廻り 数量一覧表

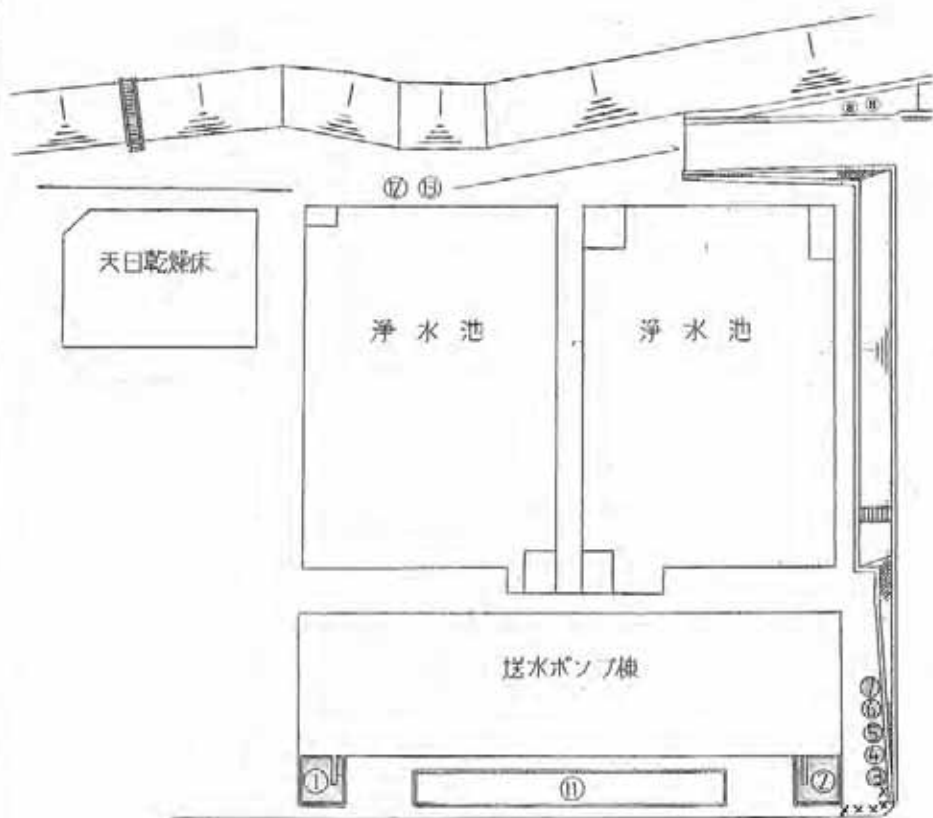
名称	規格	単位	測定面積	施肥面積	抜根除草	計算式
寄植①	ボックスウッド	m ²	7.20		7.20	0.80×3.00×3
寄植②	シャリンバイ	m ²	4.00		4.00	0.80×2.50×2
寄植③	サツキ・ツツジ	m ²	1.44		1.44	0.80×1.80×1
寄植④	ボックスウッド	m ²	11.76		11.76	(4.80+9.90)×0.80
寄植L	トベラ	m ²	13.86		13.86	0.70×1.80×11
寄植M	トベラ・ツバキ	m ²	5.60		5.60	0.70×1.60×5
寄植K	トベラ・ツツジ	m ²	4.55		4.55	0.70×1.30×5
計		m ²	48.41	0.00	48.41	

番号	名称	規格	数量(本)	備考
X	マメツグ玉	100cm未満	24	排泥池
Y	ツバメガサ	200cm以上	5	送泥ポンプ棟



図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (汚泥処理廻り)		B-2-7
測量	平成 年 月 日 終了	
設計		
製図		
図	複写	

送水ポンプ棟廻り



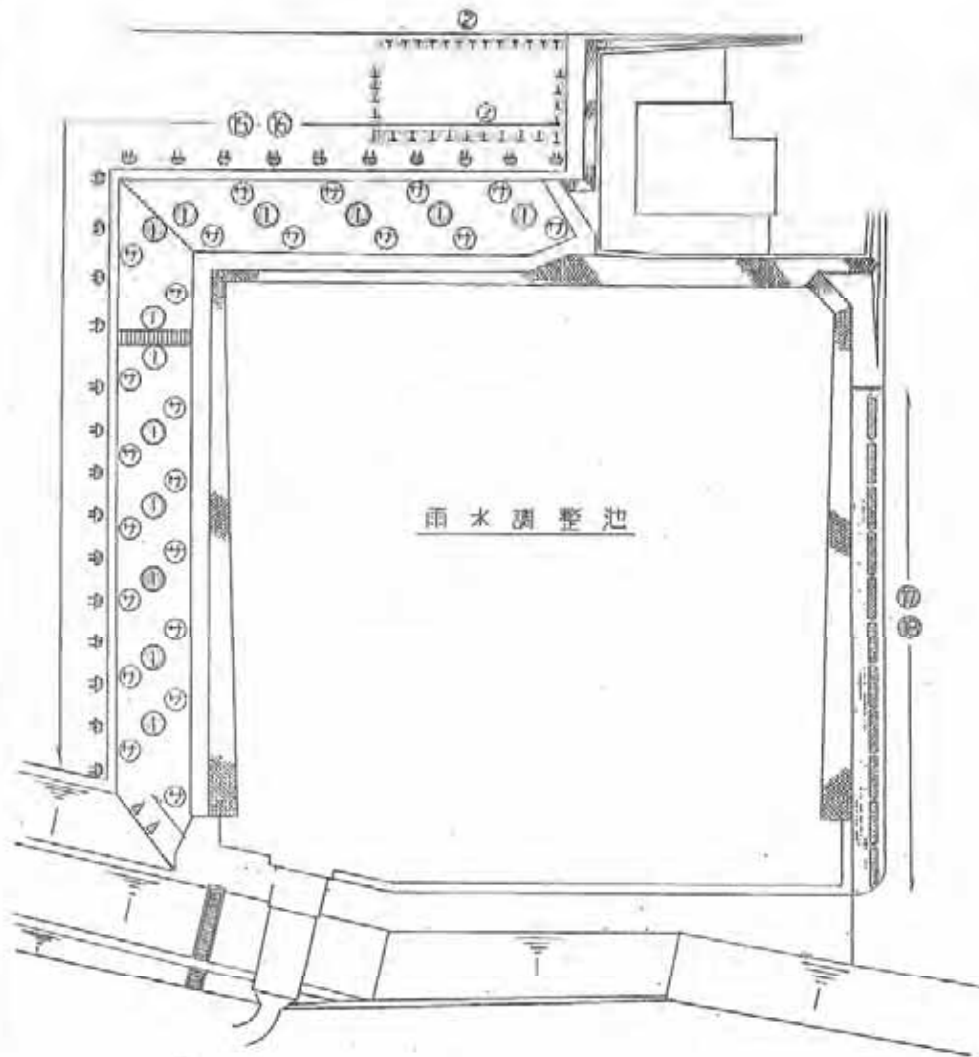
送水ポンプ棟廻り 数量一覧表

名称	規格	単位	測定面積	施肥面積	抜根除草	計算式
①		m ²			22.10	
②		m ²			22.10	
寄植③	サツキ	m ²	1.54		1.54	1.40×1.10
寄植④	ツツジ	m ²	2.70		2.70	1.80×1.50
寄植⑤	サツキ	m ²	1.87		1.87	1.70×1.10
寄植⑥	ツツジ	m ²	1.95		1.95	1.50×1.30
寄植⑦	サツキ	m ²	1.80		1.80	1.50×1.20
寄植⑧	ツツジ、サツキ	m ²	6.28		6.28	3.14×1.0×1.0×2
寄植⑨						
寄植⑩						
計		m ²	16.14	0.00	60.34	

番号	名称	規格	数量(本)	備考
X	マメツグキ	100cm未満	5	

図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (送水ポンプ棟廻り)		B-2-8
測量	平成 年 月 日 終了	
設計		
製図	原図	
図	複写	

雨水調整池廻り



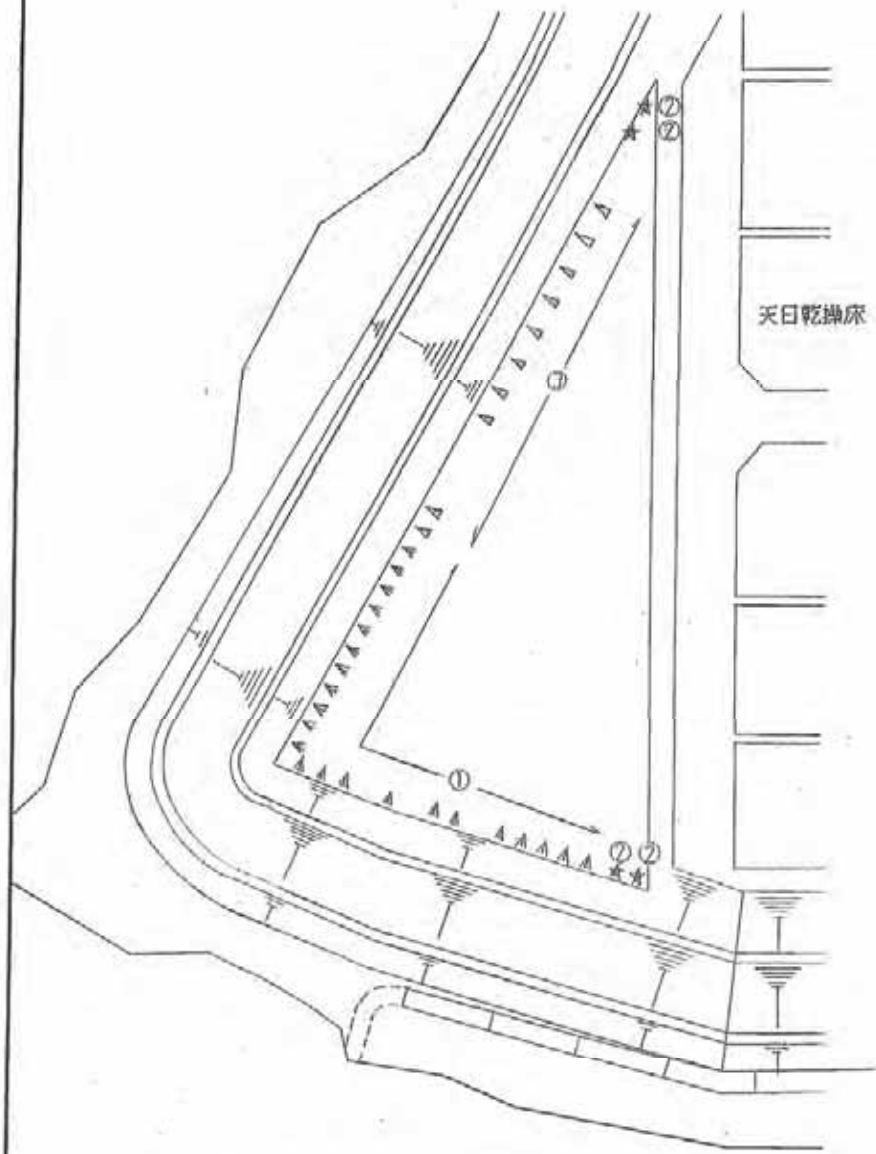
雨水調整池廻り 数量一覧表

名称	規格	単位	測定面積	施肥面積	抜根除草	計算式
香積①	ツツジ-サツキ	m	91.85		91.85	$3.14 \times 3.00 \times 2/4 \times 13$
香積②	ベニカナメモチ	m	149.50		149.50	$32.50 \times (1.80 \times 2 + 1.00)$
香積③	ベニカナメモチ	m	27.69		27.69	$7.10 \times (1.50 \times 2 + 0.90)$
	計	m	269.04	0.00	269.04	

番号	名称	規格	数量(本)	備考
㊦	ツバメガシ	100cm以上200cm未満	12	
㊧	ツバメガシ	200cm以上	12	
△	クスノキ	200cm以上	2	

図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (雨水調整池廻り)		B-2-9
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製図		
図復写		

天日乾燥床北

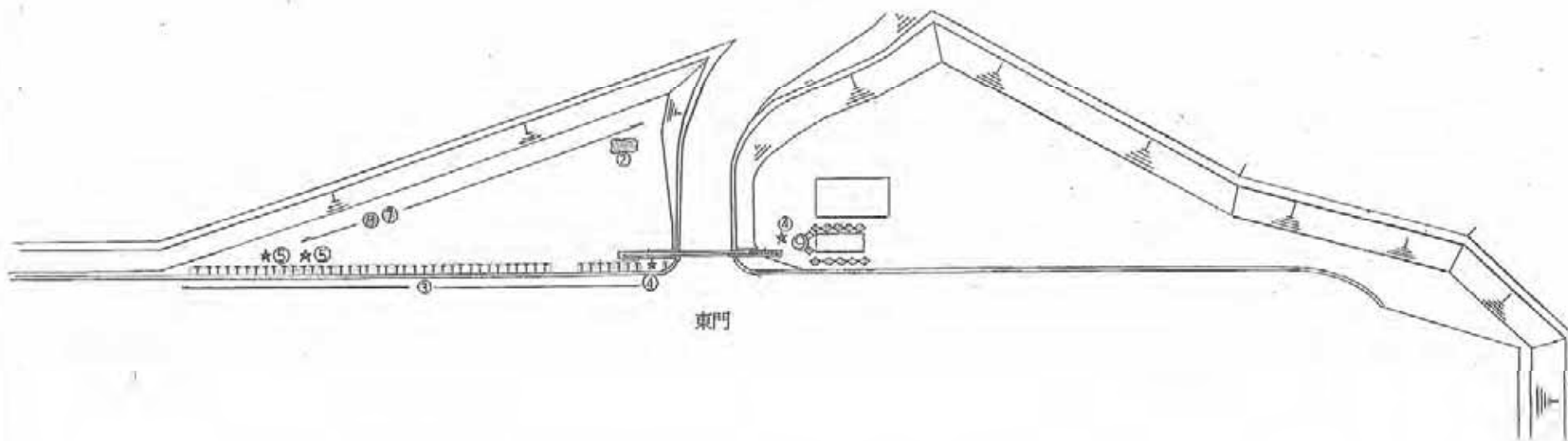


天日乾燥床北部 数量一覧表

番号	名称	規格	数量(本)	備考
△	マキ	幹周 60cm未満	22	
△	クスノキ	幹周 60cm未満	9	
☆	ヤマモモ	幹周 60cm以上120cm未満	4	

図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (天日乾燥床北)		B-2-10
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製図	原図	
図複写		

東門廻り

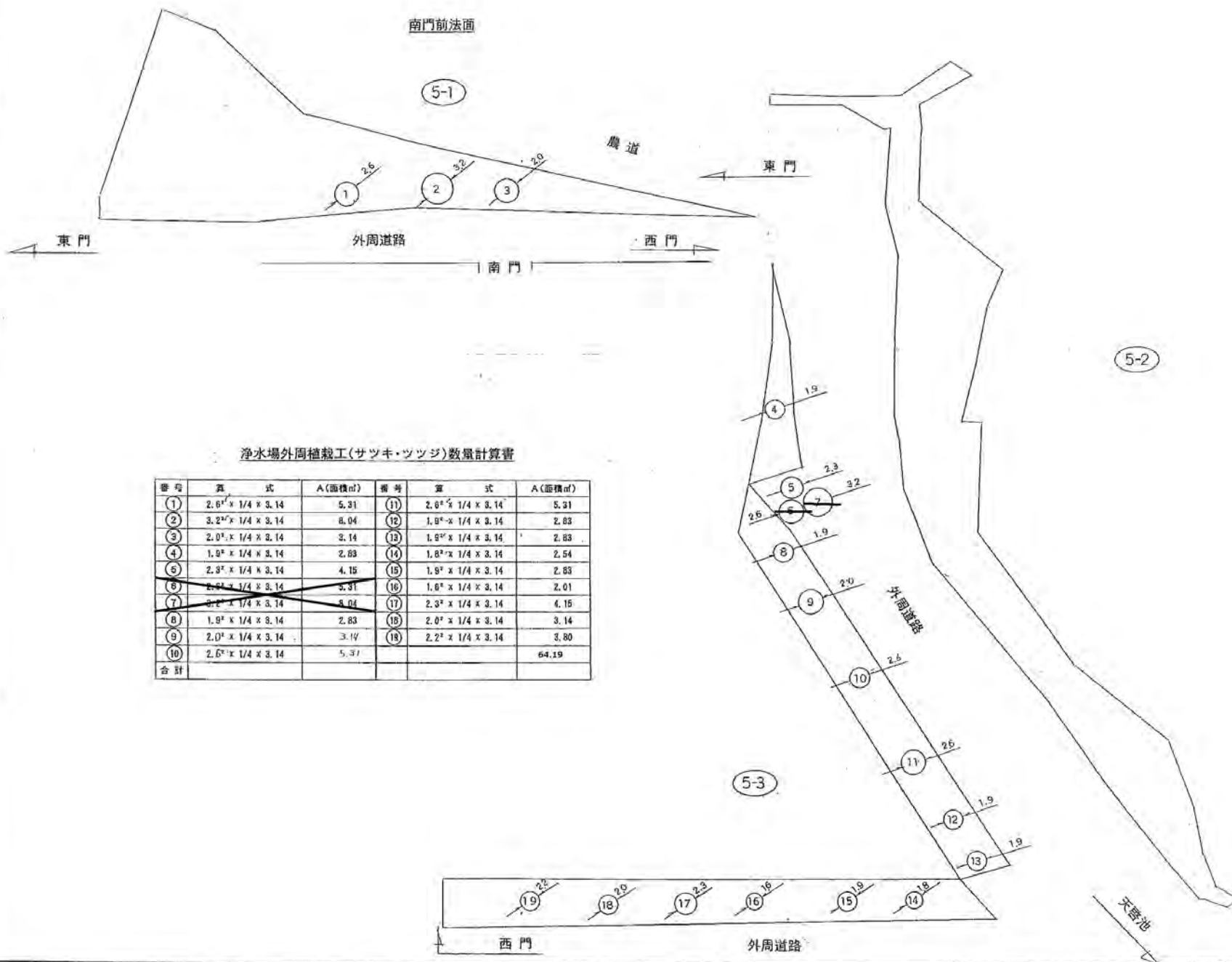


東門廻り 数量一覧表

名称	規格	単位	測定面積	施肥面積	植設除草	計算式
容植②	ツツジ	m	2.80		2.80	3.50×0.80
容植③	カナメモチ	m	26.32		26.32	$5.60 \times (1.90 \times 2 + 0.90)$
	計	m	29.12	0.00	29.12	

番号	名称	規格	数量(本)	備考
○	キンモクセイ	100cm以上200cm未満	12	
☆	ヤマモモ	幹周 60cm未満	2	
☆	ヤマモモ	幹周 60cm以上120cm未満	2	
	アラカシ			

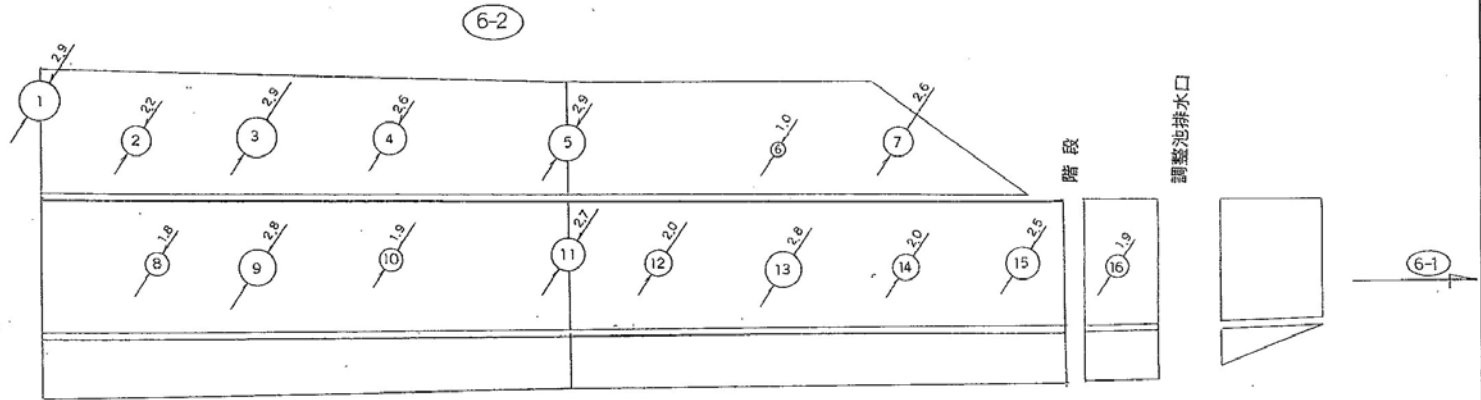
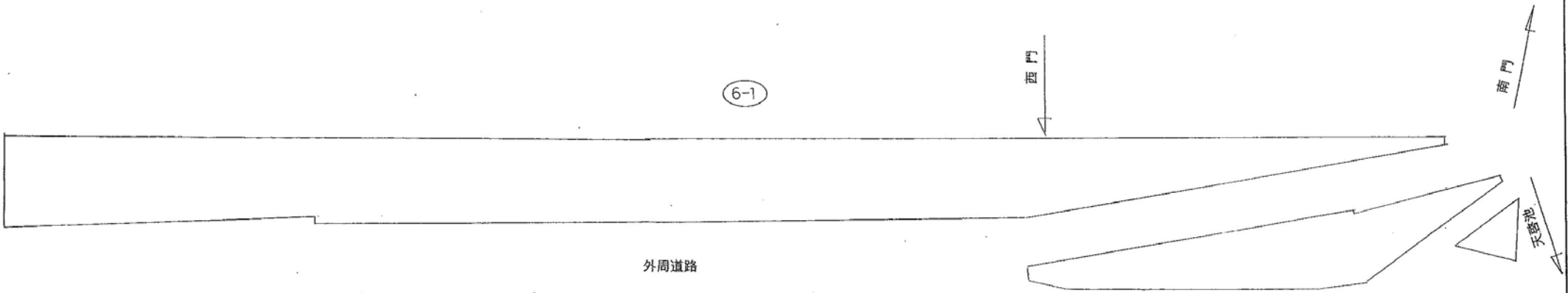
図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (東門廻り)		B-2-11
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製原図		
図複写		
単価:		



浄水場外周植栽工(サツキ・ツツジ)数量計算書

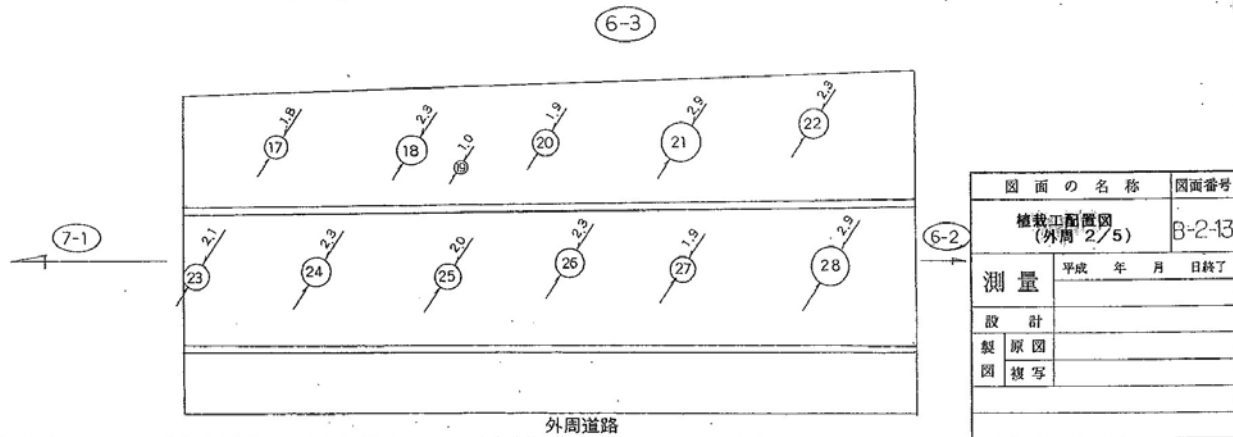
番号	算式	A(面積㎡)	番号	算式	A(面積㎡)
①	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	⑪	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31
②	$3.2^2 \times 1/4 \times 3.14$	8.04	⑫	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83
③	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	⑬	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83
④	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83	⑭	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54
⑤	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15	⑮	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83
⑥	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	⑯	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.01
⑦	$3.2^2 \times 1/4 \times 3.14$	8.04	⑰	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15
⑧	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83	⑱	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14
⑨	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	⑲	$2.2^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.80
⑩	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31			64.19
合計					

図面の名称		図面番号
植栽工配膳図 (外周/1/5)		B-2-12
測量	平成 年 月 日 終了	
設計		
製図		
原図		
複写		



浄水場外周植栽工(サツキ・ツツジ)数量計算書

番号	算式	A(面積㎡)	番号	算式	A(面積㎡)
①	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60	⑮	$2.5^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.91
②	$2.2^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.80	⑯	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83
③	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60	⑰	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54
④	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	⑱	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15
⑤	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60	⑳	$1.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	0.79
⑥	$1.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	0.79	㉑	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83
⑦	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	㉒	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60
⑧	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54	㉓	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15
⑨	$2.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.15	㉔	$2.1^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.48
⑩	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83	㉕	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15
⑪	$2.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.72	㉖	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14
⑫	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	㉗	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15
⑬	$2.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.15	㉘	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83
⑭	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	㉙	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60
合計					117.81



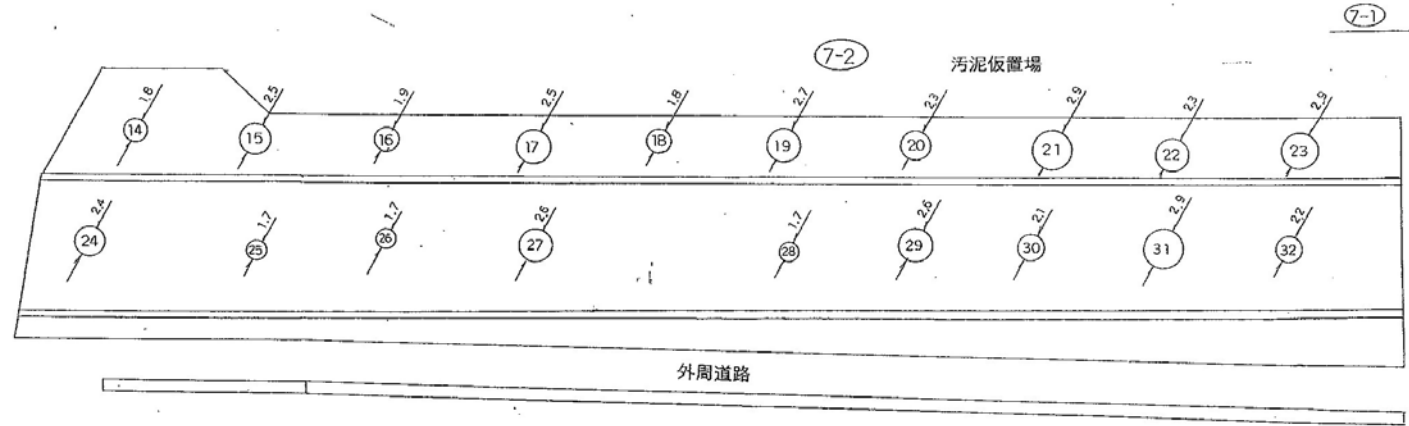
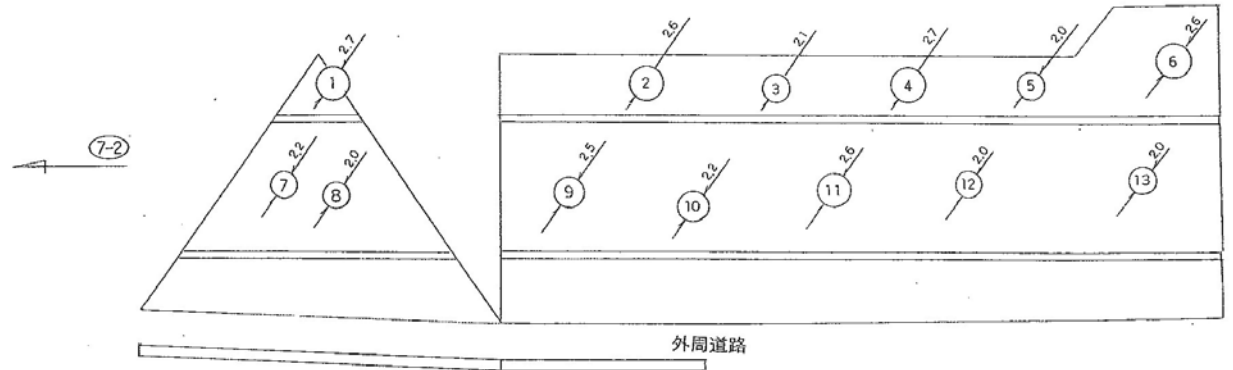
図面の名称		図面番号
植栽工配置図 (外周 2/5)		B-2-13
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製原図		
図複写		

7-1

6-3 西門

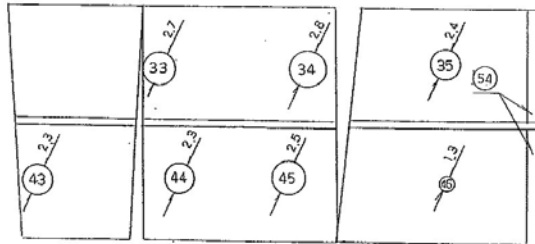
浄水場外周植栽工(サッキ・ツツジ)数量計算書

番号	算式	A(面積㎡)	番号	算式	A(面積㎡)
1	$2.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.72	28	$1.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.27
2	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	29	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31
3	$2.1^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.46	30	$2.1^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.46
4	$2.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.72	31	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60
5	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	32	$2.2^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.80
6	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	33	$2.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.72
7	$2.2^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.80	34	$2.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.15
8	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	35	$2.4^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.52
9	$2.5^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.91	36	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31
10	$2.2^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.80	37	$2.4^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.52
11	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	38	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31
12	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	39	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54
13	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14	40	$3.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	7.07
14	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54	41	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14
15	$2.5^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.91	42	$2.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.15
16	$1.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.83	43	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15
17	$2.5^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.91	44	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15
18	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54	45	$2.5^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.91
19	$2.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.72	46	$1.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	1.33
20	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15	47	$2.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	3.14
21	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60	48	$2.5^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.91
22	$2.3^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.15	49	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54
23	$2.9^2 \times 1/4 \times 3.14$	6.60	50	$3.0^2 \times 1/4 \times 3.14$	7.07
24	$2.4^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.52	51	$1.8^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.54
25	$1.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.27	52	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31
26	$1.7^2 \times 1/4 \times 3.14$	2.27	53	$2.5^2 \times 1/4 \times 3.14$	4.91
27	$2.6^2 \times 1/4 \times 3.14$	5.31	54	$0.6 \times (16.4 - 0.4)$	9.60
合計		250.17	55	$0.6 \times (14.6 - 0.4)$	8.52



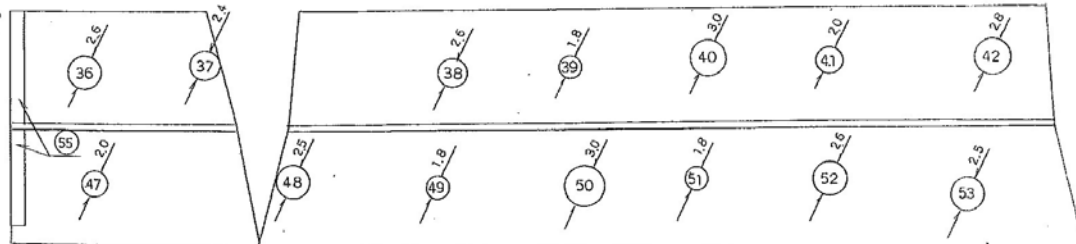
浄水池第2期

東門 8-1



13号床

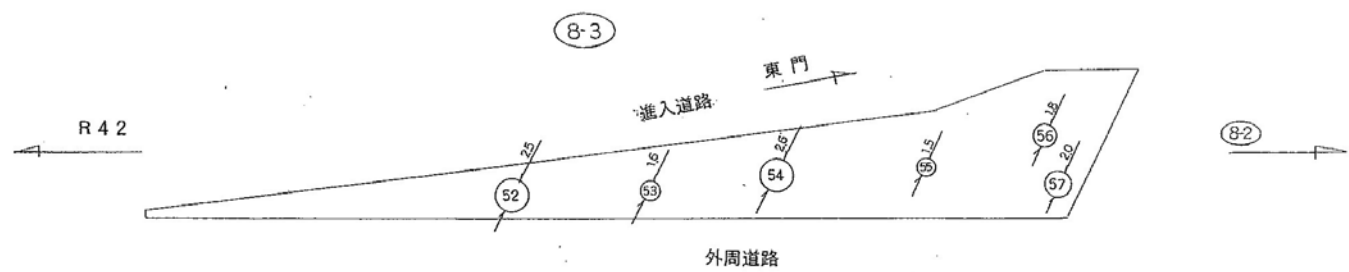
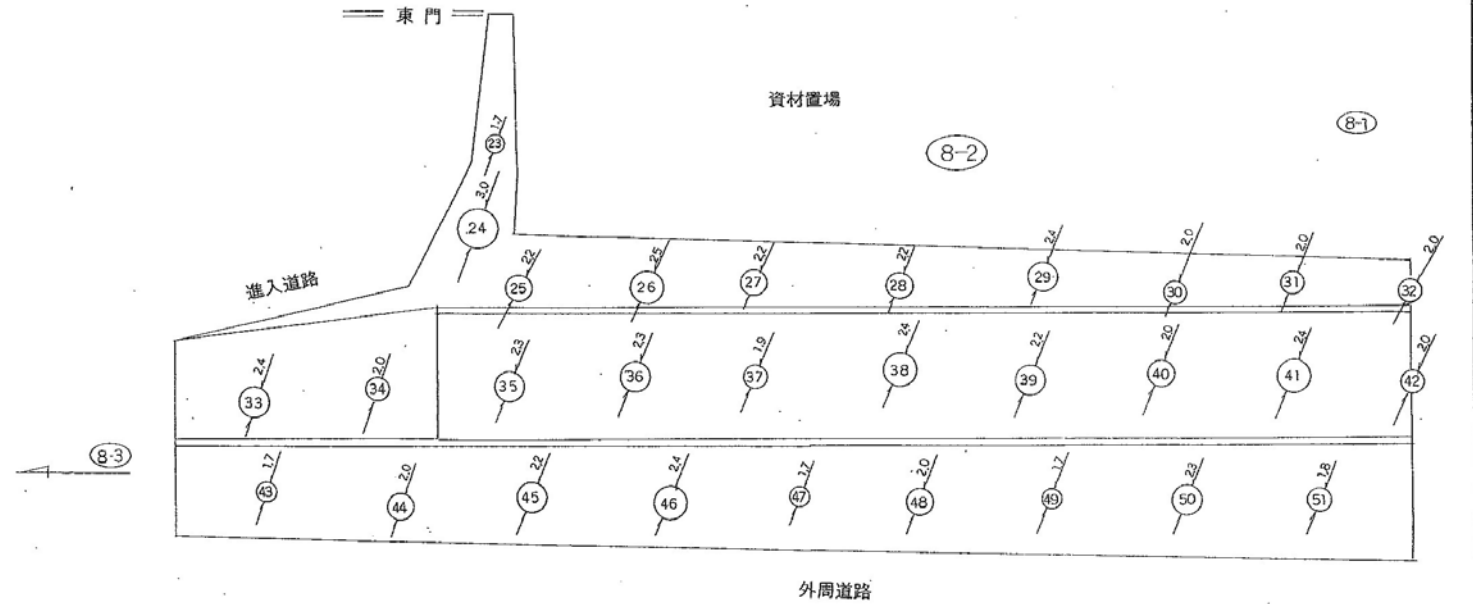
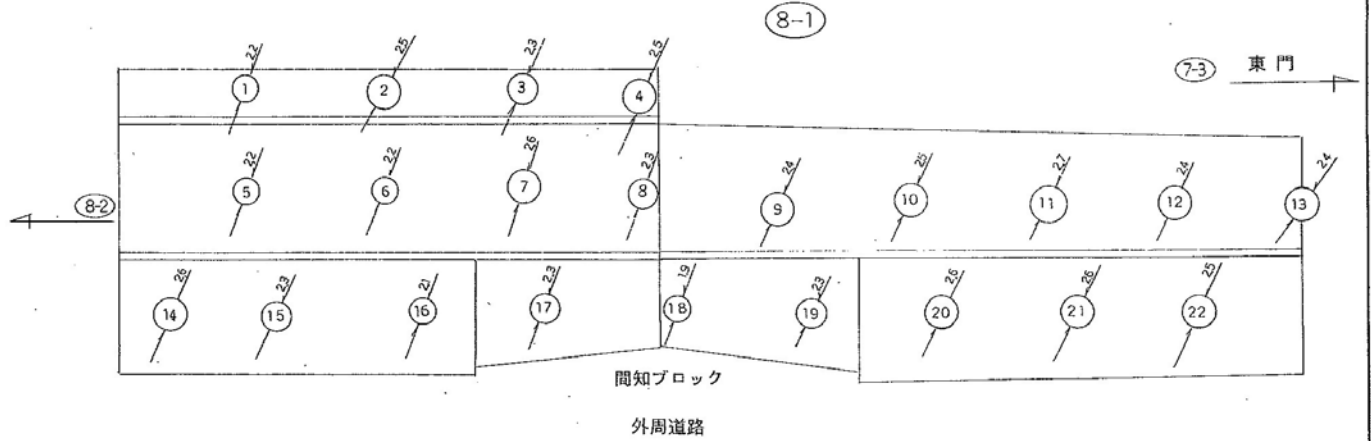
第1号床



図面の名称		図面番号
植栽工数量図 (外周 3/5)		B-2-14
測量	平成 年 月 日終了	
設計		
製原図		
図複写		

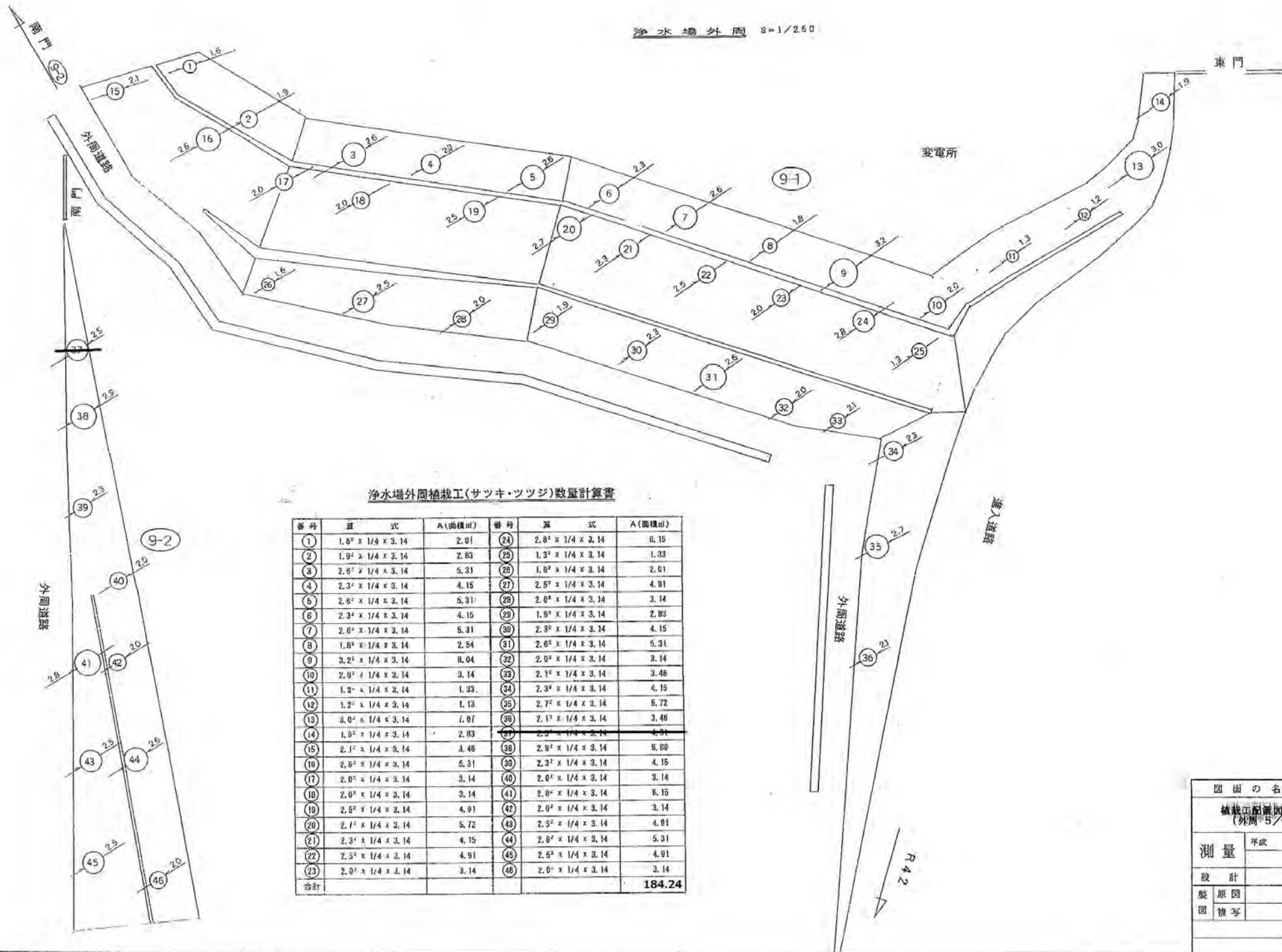
浄水場外周植栽工(サツキ・ツツジ)数量計算書

番号	算式	A(面積㎡)	番号	算式	A(面積㎡)
1	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80	30	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
2	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91	31	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
3	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	32	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
4	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91	33	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52
5	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80	34	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
6	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80	35	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15
7	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31	36	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15
8	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	37	1.9 ² × 1/4 × 3.14	2.83
9	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52	38	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52
10	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91	39	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80
11	2.7 ² × 1/4 × 3.14	5.72	40	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
12	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52	41	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52
13	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52	42	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
14	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31	43	1.7 ² × 1/4 × 3.14	2.27
15	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	44	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
16	2.1 ² × 1/4 × 3.14	3.46	45	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80
17	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	46	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52
18	1.9 ² × 1/4 × 3.14	2.83	47	1.7 ² × 1/4 × 3.14	2.27
19	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	48	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
20	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31	49	1.7 ² × 1/4 × 3.14	2.27
21	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31	50	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15
22	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91	51	1.8 ² × 1/4 × 3.14	2.54
23	1.7 ² × 1/4 × 3.14	2.27	52	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91
24	3.0 ² × 1/4 × 3.14	7.07	53	1.8 ² × 1/4 × 3.14	2.01
25	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80	54	2.8 ² × 1/4 × 3.14	5.31
26	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91	55	1.5 ² × 1/4 × 3.14	1.77
27	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80	56	1.8 ² × 1/4 × 3.14	2.54
28	2.2 ² × 1/4 × 3.14	3.80	57	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
29	2.4 ² × 1/4 × 3.14	4.52			
合計					223.88



図面の名称	図面番号
植栽工配線図 (外周 4/5)	B-2-15
測量	平成 年 月 日 終了
設計	
製原図	
製図複写	

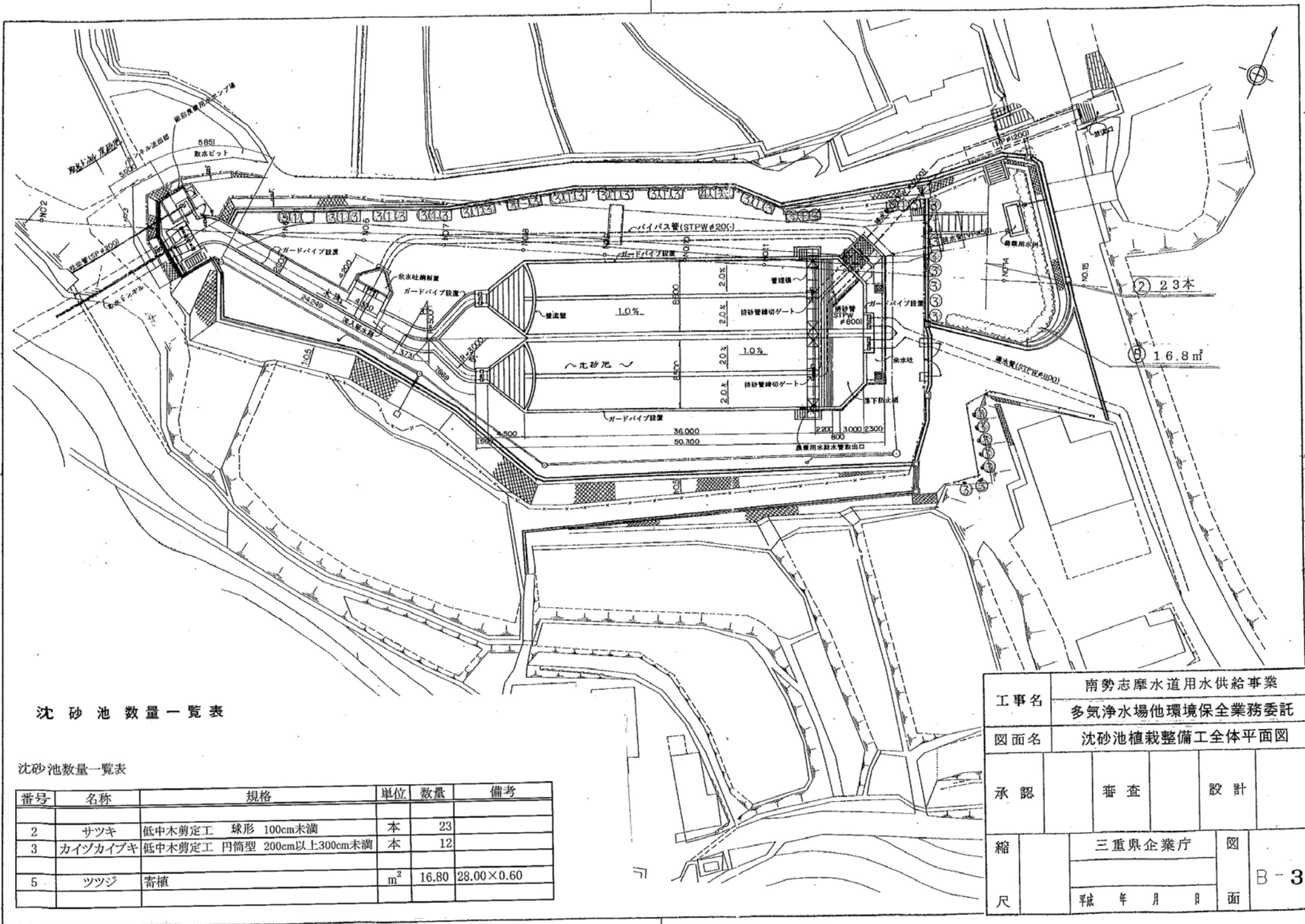
浄水場外周 8=1/250



浄水場外周植栽工(サツキ・ツツジ)数量計算書

番号	算式	A(面積㎡)	番号	算式	A(面積㎡)
1	1.6 ² × 1/4 × 3.14	2.01	24	2.8 ² × 1/4 × 3.14	6.15
2	1.9 ² × 1/4 × 3.14	2.83	25	1.3 ² × 1/4 × 3.14	1.33
3	2.8 ² × 1/4 × 3.14	5.31	26	1.6 ² × 1/4 × 3.14	2.01
4	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	27	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91
5	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31	28	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
6	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	29	1.9 ² × 1/4 × 3.14	2.83
7	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31	30	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15
8	1.8 ² × 1/4 × 3.14	2.54	31	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31
9	3.2 ² × 1/4 × 3.14	8.04	32	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
10	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14	33	2.1 ² × 1/4 × 3.14	3.46
11	1.9 ² × 1/4 × 3.14	1.33	34	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15
12	1.2 ² × 1/4 × 3.14	1.13	35	2.7 ² × 1/4 × 3.14	5.72
13	3.0 ² × 1/4 × 3.14	7.07	36	2.1 ² × 1/4 × 3.14	3.46
14	1.8 ² × 1/4 × 3.14	2.54	37	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.91
15	2.1 ² × 1/4 × 3.14	3.46	38	2.8 ² × 1/4 × 3.14	6.00
16	2.6 ² × 1/4 × 3.14	5.31	39	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15
17	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14	40	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
18	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14	41	2.8 ² × 1/4 × 3.14	6.15
19	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91	42	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
20	2.1 ² × 1/4 × 3.14	5.72	43	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91
21	2.3 ² × 1/4 × 3.14	4.15	44	2.8 ² × 1/4 × 3.14	5.31
22	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91	45	2.5 ² × 1/4 × 3.14	4.91
23	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14	46	2.0 ² × 1/4 × 3.14	3.14
合計					184.24

図面の名称	図面番号
植栽工配置図 (外周 5/5)	B-2-16
測量	平成 年 月 日 終了
設計	
製原図	
図 複写	



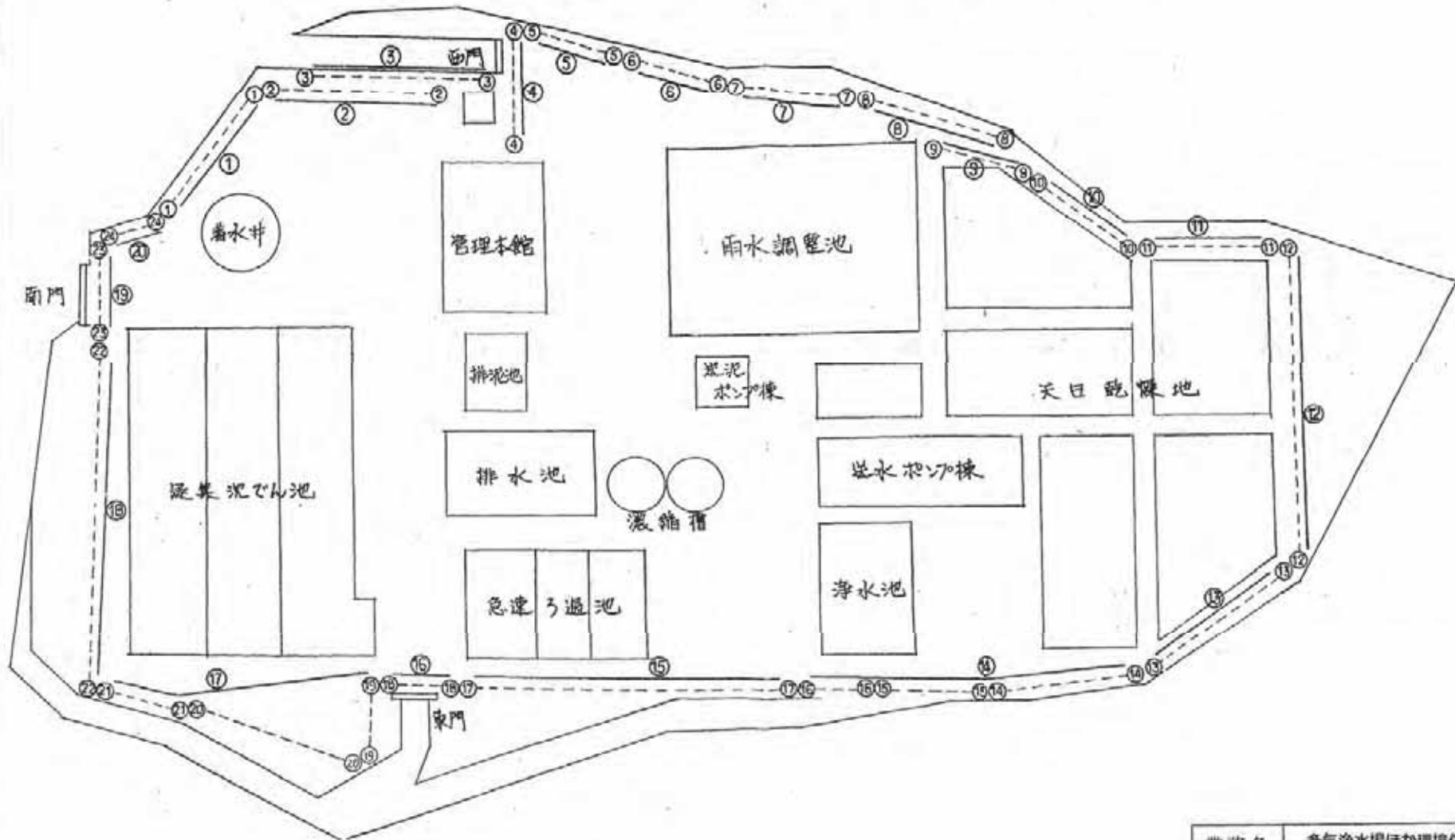
沈砂池数量一覧表

沈砂池数量一覧表

番号	名称	規格	単位	数量	備考
2	サツキ	低中木剪定工 球形 100cm未満	本	23	
3	カイツカイブキ	低中木剪定工 円筒型 200cm以上300cm未満	本	12	
5	ツツジ	寄植	m ²	16.80	28.00×0.60

工事名		南勢志摩水道用水供給事業 多気浄水場他環境保全業務委託			
図面名		沈砂池植栽整備工全体平面図			
承認	審査	設計			
縮尺	三重県企業庁			図面	B-3
	平成 年 月 日				

多気浄水場 侵入警報装置 警戒区域図



○---○ 侵入警報装置受信機表示
 中央操作車表示

① ~ ② 24警戒区域
 ① ~ ② 20警戒区域

業務名	多気浄水場ほか環境保全業務委託
施工箇所名	
図面の種類	侵入警報装置警戒区域図
縮尺	— 図面番号 B-4
事務所名	南勢水道事務所